

1. 貸付決議書①「普通財産決議書（貸付）」

（平成 27 年 4 月 28 日）

27年度・第1四半期

自動車安全特別会計(空港整備協定)

B-1

運用事務用

普通財産決議書

データ番号 入 力 外

文書保存 ○30年 ●10年 ○5年 ○

会計	<input checked="" type="checkbox"/> 一般	<input checked="" type="checkbox"/> 管理	<input checked="" type="checkbox"/> 貸付 (時価・減額・無償)	<input type="checkbox"/> 使用承認 (有償・無償)
	<input type="checkbox"/> 特殊	<input type="checkbox"/> 態様	<input type="checkbox"/> 準貸付	<input type="checkbox"/> 管理委託
			<input type="checkbox"/> 既往使用料	<input type="checkbox"/> 一時貸付

(ふりがな) 〒 532-0026

(ふりがな) TEL.

財産細別

新規等

相手方住所

氏名
学校法人 森友学園
理事長 龍池 康博新規

大阪市淀川区緑本1丁目6番25号

改定

(ふりがな)

(ふりがな)

その他(3)

所在地

旧口座名

更新

豊中市野田町1501番

大阪国際空港豊中市場外用地

更改

台帳索引番号 ()

台帳ページ () ()

権利

相手方分類

譲渡

相手方分類

等

相手方分類

移行

相手方分類

区分 建物番号 台帳数量 台帳価格 契約等数量 (見積) 貸付料年額 (減額前) (見積) 貸付料年額 (契約額)

土地 8,770.43 m² 763,027,410 円 8,770.43 m² 27,251,706 円 27,300,000 円

固 固 第 1 年 次 第 2 年 次 第 3 年 次

数 数 自 27.5.13 至 28.5.12 自 28.5.13 至 29.5.12 自 29.5.13 至 30.5.12

履行期限 納付額 履行期限 納付額 履行期限 納付額

貸付期間

H27.5.13

~ H27.5.12

当初貸付始期

H 27.5.13

契約適用法令 合計法第29条の3 条 5 項 号 承認改築 円 既往使用(貸付)料

条項号 施設料 名義書換 円 期間 自 至

適用法 予算決算及び会計令 権利金 円 過年度分

第99 条 21 項 号 違約金 円 本年度分

契約別 ○借地 ○一時 契約書式 第 号 損害賠償金 円 計

○借家(民・國) ●他 第 号 信託配当金 円 延滞金 (%)

用途 私立小学校敷地 用途指定 (有)無 既往債務 有・無 延滞利息 (%)

未納 (円) 履行期限 年月日

特記事項

別紙2のとおり

台帳照合

4票送付

月 日

3票送付

2票送付

月 日

月 日

起案

平成27年4月28日

E W 第 20 号

決裁完了

H27年4月28日

契約(通知)

年月日

納入告知

年月日

官印押印者

年月日

局長	主管部長	主管次長	統括官(1)	上席管理官	担当管理官	統括官(1)課 業務1班 TEL. ()	検証者 文書取扱主任 
	委任						
	總務部長						
合議部課							

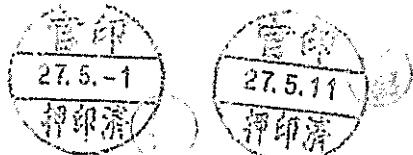
貸付料の各回納付期限及び納付額

別紙1

回数	第1年次		第2年次		第3年次	
	自 H27.5.13	至 H28.5.12	自 H28.5.13	至 H29.5.12	自 H29.5.13	至 H30.5.12
	履行期限	納付額	履行期限	納付額	履行期限	納付額
1	納入旨知書の指定期日	2,275,000	H28.5.20	2,275,000	H29.5.20	2,275,000
2	H27.6.20	2,275,000	H28.6.20	2,275,000	H29.6.20	2,275,000
3	H27.7.20	2,275,000	H28.7.20	2,275,000	H29.7.20	2,275,000
4	H27.8.20	2,275,000	H28.8.20	2,275,000	H29.8.20	2,275,000
5	H27.9.20	2,275,000	H28.9.20	2,275,000	H29.9.20	2,275,000
6	H27.10.20	2,275,000	H28.10.20	2,275,000	H29.10.20	2,275,000
7	H27.11.20	2,275,000	H28.11.20	2,275,000	H29.11.20	2,275,000
8	H27.12.20	2,275,000	H28.12.20	2,275,000	H29.12.20	2,275,000
9	H28.1.20	2,275,000	H29.1.20	2,275,000	H30.1.20	2,275,000
10	H28.2.20	2,275,000	H29.2.20	2,275,000	H30.2.20	2,275,000
11	H28.3.20	2,275,000	H29.3.20	2,275,000	H30.3.20	2,275,000
12	H28.4.30	2,275,000	H29.4.30	2,275,000	H30.4.30	2,275,000
契約額		27,300,000		27,300,000		27,300,000

官印押印済.

案6	案上	案2.3.4	



相手方破棄により
再押印.

調書

1. 事案の概要

大阪航空局より処分依頼を受けた下記2の財産について、学校法人森友学園（以下「学園」という。）から私立小学校敷地としての取得要望があり、8年程度の貸付けを受けた後に買受けたいとの学園の申し出を受けて、本省理財局の承認を得た上で、売払いを前提とした貸付けを行うもの。

具体的には、10年間の事業用定期借地契約及び売買予約契約の締結を行うこととし、当該処理に関連する文書の作成等も本決議により行うものである。

なお、本件を定期借地及び売買予約により処理する旨については、平成27年2月10日開催第123回国有財産近畿地方審議会において、処理適当との答申を得ている。

学園との交渉及び処理方針決定等経緯の詳細は、別添「事案の経緯」参照

2. 財産の概要

所 在 地： 豊中市野田町1501番

区分・数量： 土地・8,770.43m²

沿革： 昭和53年11月15日売買により取得

（平成17年10月5日 土地区画整理事業による換地処分）

会計名： 自動車安全特別会計 空港整備勘定

処分依頼部局： 大阪航空局

3. 取得等要望内容等

取得等要望相手方： 学校法人森友学園

取得等要望内容： 購入（購入までの期間は借受ける）

相手方利用計画： 私立小学校新設（学校名：瑞穂の國記念小学院）

取得等要望時期： 平成34年度までに買受け

施設整備時期等： 平成27年5月～平成28年3月（校舎等建設）

平成28年4月（開校予定）

4. 本件処理に至る経緯

（1）本財産は、大阪航空局が、大阪国際空港周辺における航空機騒音対策の一環として、建物等を移転補償した上で買収した財産であるが、騒音区域が縮小されたことにより保有を続ける必要がなくなったため、平成25年4月30日付で大阪航空局が当局に時価売払いによる処分依頼を提出。

（2）当局が平成25年6月3日から公的取得要望を募ったところ、学園から随意契約で取得したいとの申し出があり、学園は、同年8月26日付で取得等要望書を提出。

(3) 学園は、校舎建設等必要な初期投資については自己資金で賄うものの、土地購入資金までの捻出は困難であり、金融機関等からの借入れを行う場合、大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準（以下「審査基準」という。）の「総資産に占める総負債の比率制限（※）」に抵触することから、認可を得ようとする時点での借入れが困難な状況にあった。

そのため学園は、学校経営が安定し、買受けが可能となる時期（貸付後8年後を目途）までは国有地を借り受けて、その後に購入したいとして、近畿財務局及び大阪航空局に要請を行った。

（※）【審査基準第1の7(5)エ】「学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以内であること。」

(4) 学園からの要請について、大阪航空局の考え方を確認したところ、大阪航空局は、至急に本財産を売払わなければならない状況にないため、8年程度貸付けた後に売払うことで問題ないと回答を得た。

また、本省理財局にも相談したところ、財産を所管する大阪航空局も当面貸付けの後の売払いでも問題ないと回答していること、本事業計画は私立小学校の新設であり、小学校経営という事業の公共性があることを踏まえると、学園の要請に応じざるを得ないと結論となり、貸付けについて検討することとした。

(5) 平成13年3月30日付財理第1308号「普通財産貸付事務処理要領」（以下「貸付通達」という。）において、貸付財産の買受けが確実と見込まれ、かつ、それまでの間、賃貸借を行うことが真にやむを得ないと財務局長等が認める場合で、公用、公共用又は公益事業の用に供する場合には、一時貸付に準じ、3年間新規貸付を行うことができるとされており、これにより処理することが適当でないと認められる場合は、理財局長の承認を得て別途処理することができる定められている。

3年間の貸付けについて検討すると、学園の收支計画上、3年後の購入が困難であることに加えて、本件が建物所有を目的としているため校舎の建設により借地権が発生する問題が生じる。

この場合、借主から借地借家法の規定により貸付期間を30年と主張された場合、国は対抗することができないというリスクを抱えることとなり、更に貸付期間満了時に建物買取請求権を行使された場合、校舎を時価で買い取ることを余儀なくされるリスクも排除できないこととなる。

(6) しかし、本件計画が小学校の新設という公共的な事業であることを踏まえると、売払いを前提とした貸付けという要請に応じざるを得ないと考え、借地権発生のリスクを回避し、貸付後8年を目途とする時期までに確実な売払いが担保できるよう、

本省理財局と相談の上、以下の措置により処理することとした。

① 事業用定期借地契約を締結

一定期間をもって確実に契約期間を終了させ、将来的な売払いを確実に担保するため、事業用定期借地契約を活用する。これにより、相手方は学校事業を継続するためには、国有地を購入せざるを得ないこととなる。

事業用定期借地の設定期間は、借地借家法第23条において、10年以上50年未満とされており、相手方計画の8年とすることはできないため、契約期間は、事業用定期借地の最短期間である10年とする。

② 売買予約契約を締結

事業用定期借地契約の締結のほか、確実に売払いを履行するための方策として、あらかじめ売払い時期を定めた売買予約契約を貸付契約と同時に締結することにより、事業用定期借地契約満了（10年後）までの売払いを約定させる。

イ. 違約金条項を設ける

当該売買予約の契約書において、貸付物件の買受けが不能となった場合の措置として、違約金（貸付契約時の時価額の1割相当額）条項を設ける。

（注）貸付通達上、売払いを前提とした貸付契約を締結する場合には、当該違約金条項を設けることとしている。

ロ. 売買価格について

本件については、相手方から貸付期間中に買受けの申出を受け、貸付契約を合意解除することにより借地権を消滅させてから売払いを行うこととなるため、売払価格は更地価格（売払いを行う際に鑑定評価により価格を算出）とし、その旨売買予約の契約書に定める。

（7）上記（6）による貸付処理は、特例的な内容となることから、貸付通達 記の第1節の第11の1に基づき理財局長の承認を得て処理を行うこととした。

5. 隨意契約の適格性について

学園の事業計画は私立小学校の新設であり、学校教育法第1条に規定する学校の施設であることから、予算決算及び会計令第99条第21号により随意契約で処分することができるものである。

ただし、私立小学校を新設するためには、認可官庁である大阪府の設置認可を得る必要があり、この点については、大阪府私立学校審議会に本件小学校新設計画を諮問した結果、平成27年1月27日開催の臨時会において、条件付きで「認可適当」の答申を得ている（6. 大阪府の認可について参照）。

6. 大阪府の認可について

本件小学校新設が、認可官庁である大阪府から認可されるためには、先ず大阪府私

立学校審議会で「認可適当」の答申を得る必要がある。

同審議会は、私立学校法第9条に基づき設置を義務付けられた諮問機関であり、私立学校の設置・廃止等について、知事の諮問に応じて審議する。本件は、平成26年12月18日開催の定例審議会で、児童確保の根拠や収支計画の妥当性等について、適切な説明がないなどの理由から「継続審議」とされたが、平成27年1月27日に開催された臨時会において、条件を付して認可適当と認めるとの答申が得られたもの。

なお、付された条件の内容は、「小学校建設に係る工事請負契約の締結状況、寄付金の受入れ状況、詳細なカリキュラム及び入学志願者の出願状況等、開校に向けた進捗状況を次回以降の当審議会定例会にて報告すること。」となっており、大阪府もこれらの進捗状況を注視しているが、「認可適当」の答申は得ていることから、学園が小学校開校に向けて取り組むことに問題はなく、認可申請書通りの計画が遂行できた場合、本件小学校の設置は認可されるものとなる。

大阪府の認可手続きは学校校舎の完成後になることから、開校直前の平成28年3月に認可手続きが行われる見込み。

7. 土壤汚染等に関する問題

(1) 土壤汚染及び地下埋設物について

①調査結果及び学園への説明

平成21年から24年に大阪航空局が行った調査により、本地には土壤汚染及びコンクリートガラ等の地下埋設物の存在が判明しており、土壤汚染については、本地の一部471.875m³が平成25年4月26日に豊中市において土壤汚染対策法第11条第1項に定める形質変更時要届出区域に指定された経緯がある。同指定は、土地の形質の変更を行おうとする際に、施工者等が事前に行政庁に届出を行い、土壤の外部搬出等について必要な指導を受けるとされているもので、現土地所有者に汚染土壤の除去措置が義務付けられるものではない。当局は、これらの状況を明示して、本財産を現状有姿で入札等により売払う予定としていたもの。

これらの状況については、学園に関係資料を交付することにより説明済みであり、学園も当該事情を踏まえて計画を作成している(H25.7学園へ資料を貸与、H26.11学園へ資料を交付)。

②有益費による処理

貸付契約締結後に、学園が本地の土壤汚染及び地下埋設物除去を行った場合の費用負担等の問題について、当局統括法務監査官(所属法曹有資格者)に確認したところ、「貸付相手方が実施する土壤汚染除去等の措置は、貸付財産の価値を向上させることから民法第608条第2項に定める有益費(※)に該当する可能性があるた

め、貸し手において費用負担を一切行わないと整理することは法律的に問題がある。」との見解を得た。

そのため貸付契約書に、事前に説明済みの土壤汚染及び地下埋設物の存在に基づく損害賠償請求や貸付料減免要求には応じないとする一方で、同学園が除去等の措置を行った場合には、これを有益費と取扱い、国による検証を踏まえて森友学園と合意した金額を国が指定する時期に支払う旨の特約条項を設けて対応したものとした。

民法上、有益費は貸付財産の返還時に償還すればよいが、国の対応スタンスとして将来に事務手続きを残さないように、学園が除去工事を行った後、金額協議を行い、予算措置の完了次第、速やかに支払う方針としている。

上記の措置は、有益費の予算措置を行う大阪航空局も了解済であり、貸付契約書に条項を追加して、金額合意が整った後、当局・森友学園・大阪航空局の3者間で別途「合意書」を締結する（下記10. 契約書式等の追加・修正について（4）有益費に関する合意書参照）。

※民法第608条第2項

「賃借人が賃借物について有益費を支出したときは、賃貸人は、賃貸借の終了の時に、第196条第2項の規定に従い、その償還をしなければならない。ただし、裁判所は、賃貸人の請求により、その償還について相当の期限を許可することができる。」

（2）本地の地盤について

①本地のボーリング調査について

学園は、平成26年に、開校スケジュールから早期に設計に着手したいため本地のボーリング調査を行いたいと国に要請し、当局と大阪航空局が協議の上、平成26年10月に大阪航空局が学園に一時貸付けを行うことにより、これを許可した経緯がある。

学園は、平成27年4月になって当該ボーリング調査結果資料を当局に提示し、本地は軟弱地盤であり貸付料に反映されるべきものと主張し、併せて校舎建設の際に通常を上回る杭工事（建物基礎工事）が必要であるとして、国に工事費の負担を要請した。

②検討及び対応

地質調査会社に、当該ボーリング調査結果を基に本地の地盤について意見を求めたところ、特別に軟弱であるとは思えないとした上で、通常と比較して軟弱かどうかという問題は、通常地盤の定義が困難であるため回答は難しいとの見解であった。

対応方針を定めるに当たり、当局及び本省で法律相談を行い検討した結果、校舎建設の際の杭工事費用等は、土壤汚染除去工事費とは異なり有益費として整理すべき内容とは考えられないことから、国は当該工事費を負担しないこととするが、貸付料及び将来の売払時の売却価格を評価する際には当該調査結果等により地盤の状況を考慮することとした。

以上の内容について、貸付契約書及び売買予約契約書の条項に整理することで、学園と合意に至ったもの。

8. 本件の処理について

上記を踏まえて、本件の処理を以下のとおり行う。

(1) 時価貸付契約（10年間の事業用定期借地契約）の締結

通常の借地権とは異なり、当初定められた契約期間で確実に借地関係を終了させることができる定期借地契約を学園と締結し、貸付期間内に本地を学園に売却する。

①契約書式

契約書式は、平成23年3月31日付財理第1539号「社会福祉施設等の整備を目的とした社会福祉法人等に対する定期借地権の設定について」通達（以下「定期借地通達」という。）に定める契約書式（国有財産有償貸付合意書）を基本とするが、処理の上で必要とする追加条項等を当局統括法務監査官（所屬法曹有資格者）のリガルチェックを踏まえた上で、大阪航空局との調整を了して作成（詳細は10. 契約書式等の追加・修正について（1）国有財産有償貸付合意書を参照）。

②契約内容の概要

契約相手方	学校法人森友学園
利用計画	小学校敷地
契約方式	随意契約
根拠法令	<ul style="list-style-type: none">・会計法第29条の3第5項・予算決算及び会計令第99条第21号・平成13年10月29日付財理第3660号「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」通達別紙1の第1の（二）1（1）
貸付期間	10年間
用途指定	指定用途：小学校敷地 指定期日：平成28年3月31日 指定期間：貸付期間中

③貸付けに関する本省承認

上記4(7)のとおり、本件貸付処理は、特例的な内容となることから、貸付通達記の第1節の第11の1に基づき理財局長の承認を得て処理を行う。

平成27年2月4日付近財統-1第182号「普通財産の貸付けに係る承認申請について」により当局から理財局長へ承認申請を行っており、本省担当課から承認の内諾を得ている。承認文書は、当局と学園との貸付料見積り合わせが整ったことを確認した後、契約日までの間に発出することとしている。

④一時金等の取扱い

定期借地通達記の8の(1)の規定に基づく権利金については、貸付料の鑑定に併せて、不動産鑑定士に定期借地権設定の際の権利金授受の慣行を確認したところ、本財産が所在する豊中市内における事例が見受けられないとの意見を徴したことから、権利金は徴しないこととする。

定期借地通達記の8の(2)の規定に基づく保証金については、学園から年額貸付料相当額の保証金を納付させるものとする(受入れは大阪航空局)。別案6により大阪航空局に受入依頼通知を行い、貸付合意書の締結前に大阪航空局指定の金融機関(㈱三菱東京UFJ銀行谷町支店)において受入れを行うものとする。

⑤貸付料

貸付料の予定価格は、定期借地通達記の7の(1)の規定に基づき算定。

同規定で定める公租公課相当額の控除についても、社会福祉施設と同様に取扱つて差支えない旨を本省理財局に確認済である。

平成27年4月28日に学園と貸付料の見積り合わせを実施し、国の予定価格を超える金額で合意した27,300,000円を年額貸付料として決定。

年間の支払回数については、学園の要望により年12回としている。

※ 貸付料の再評価について

本件貸付料は、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼した上で平成27年2月20日に予定価格を決定していたが、3月26日に相手方が本地のボーリング調査結果資料を提示して、同調査結果に基づくと本地が軟弱地盤と見受けられるため、同調査結果を貸付料に考慮するべきとの主張がなされた。

本地のボーリング調査は、平成26年10月に大阪航空局が相手方に一時貸付けを行うことにより認めていたものであるが、当該調査の結果は、国が貸付料鑑定評価依頼を行う際に認識していないかった内容であり、土地の価格に影響を及ぼす価格形成要因となるものであった。

そのため、当該調査結果の貸付料に対する影響を再検討することとし、当初に依頼した不動産鑑定士に意見評価を徴して貸付料の見直しを行い、その結果を踏まえて平成27年4月27日に予定価格を再決定した。

今後の貸付料の改定、増額請求等の事務については、本件の特殊性を踏まえて、当局と大阪航空局とで協議を行い、事務の担当を決定するものとする（場合により大阪航空局から改めて依頼文書を微して当局で処理を行う）。

⑥公正証書の作成

本件貸付契約は、定期借地通達 記の 14 の規定に基づき公正証書により作成する必要がある。公正証書作成決議は別途決議を行う。

（2）売買予約契約の締結

学園に本地を確実に売払うための方策として、貸付契約と同時に売買予約契約を締結することにより、学園に事業用定期借地契約期間満了（10 年後）までの買受を約定させるもの。

①契約書式

売買予約契約書は国有財産関係通達に標準契約書式がないため、当局統括法務監査官（所属法曹有資格者）作成の原案に基づき、大阪航空局との調整を了して作成。

売買予約契約書の別紙に売買契約締結時に使用する契約書式を添付する。売買契約書は、平成 13 年 3 月 30 日付財理第 1298 号「普通財産の管理及び処分に係る標準契約書式及び同取扱要領について」通達 別紙第 7 号様式（代金即納、用途指定（買戻特約付き）、時価売払用）を使用する（詳細は 10. 契約書式等の追加・修正について（2）国有財産売買予約契約書を参照）。

②契約内容の概要

学園から貸付期間中に買受けの申出を受け、貸付契約を合意解除して借地権を消滅させてから売払いを行う。売払価格は売払時点の更地価格とし、その旨を売買予約契約に定める。

また、将来、締結する売買契約書には、以下の用途指定を付す。

用途指定 指定用途 小学校敷地

指定期日 なし（既に小学校が開校している想定）

指定期間 売買契約締結日から 10 年間

③違約金の算出

学園が貸付期間内に予約完結権の行使を行わず、本地を買受けなかつた場合の違約金条項を盛り込むこととしており（4. 本件処理に至る経緯（6）②イ参照）、違約金額は、別添違約金算出調書のとおり、不動産鑑定士が貸付料鑑定評価時に算出した基礎価格を基に時点修正を加えて算出した。

(3) 買受けに関する確認書の締結

学園の早期買受けを担保するために作成した書式であり、上記(1)、(2)の契約書締結と同時に、本確認書を締結して、毎年、相手方に買受けについての国との協議を義務付けて、早期の買受けについて努力させるもの。当局統括法務監査官(所属法曹有資格者)作成の原案に基づき、大阪航空局との調整を了して作成。

学園から毎年、経営、資金状況等を示す決算書等書類を提出させ、経営、資金状況、本物件買受代金の積立状況等について説明を求めるとともに、国から学園に路線価に基づいた評価額等の参考情報を提供して早期の買受けを促す。

(4) 有益費に関する合意書の提示

上記(1)貸付合意書第6条に基づき、学園が土壤汚染除去工事等の実施後に国が有益費として学園に返還する金額について、当局・森友学園・大阪航空局で協議の上、締結を予定する文書であり、当局統括法務監査官(所属法曹有資格者)作成の原案に基づき、大阪航空局との調整を了して作成したもの。

書式については、三者で合意済であるが、貸付契約時に学園に再度提示して確認させるものとする。

9. 本決議書別案について

本件の処理については、別案1により相手方に契約等締結通知を行い、契約保証金の受入れ確認後、別案2、3、4により貸付契約等を取り交わすものとする。別案5については、有益費に関する金額協議を行い合意した後に、当局、森友学園、大阪航空局で締結するものとする。

また、大阪航空局に対しては、別案6により事前に契約保証金の受入れ依頼を行い、公正証書作成後に別案7により貸付料債権発生にかかる通知、別案8により契約完了通知を行うこととする。

別案3～8について本件貸付決議に兼ねるものとし、公正証書の取り交しについては、別途決議とする。

○別案1：国有財産の貸付契約等について・・・(森友学園に通知)

○別案2：国有財産有償貸付合意書・・・(森友学園と取り交わし)

○別案3：国有財産売買予約契約書・・・(森友学園と取り交わし)

○別案4：確認書・・・(森友学園と取り交わし)

○別案5：合意書・・・(当局、森友学園、大阪航空局の三者で貸付後に取り交わす)

○別案6：自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の貸付けにかかる契約保証金受入れについて・・・(大阪航空局に通知)

○別案7：自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の貸付契約に伴う債権発生通知について・・・(大阪航空局に通知)

○別案8：自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の契約完了通知について・・・(大阪航空局に通知)

10. 契約書式等の追加・修正について

本件の処理に当たっては、通達に定める標準書式では対応できない内容があるため、追加を必要とする書式及び通達で定める書式に加える特約条項を、当局統括法務監査官（所屬法曹有資格者）のリーガルチェックを踏ました上で、大阪航空局との調整を了して、以下のとおり作成した。

(1) 国有財産有償貸付合意書・・・別案2

定期借地通達に定める契約書式を基本とし、以下の条項の追加・修正を行う。

①第3条（本契約の目的）・・・標準書式を修正

標準書式で定める契約の更新ができないとする規定を、本契約が定期借地であるとして契約の目的を明確化する記載により修正。

②第4条（買受けの特約）・・・標準書式に追加

貸付期間の満了前に契約を終了して本地を買い受けることができる旨を定める。

③第5条（土壤汚染及び地下埋設物）・・・標準書式に追加

相手方に本地の土壤汚染及び地下埋設物の存在を認識させる。

④第6条（土壤汚染除去等費用）・・・標準書式に追加

第5条に定める土壤汚染及び地下埋設物の除去費用を有益費とみなし、国の基準により検証した結果、適正とされた額を支払う旨を整理。支払い時期、方法は国が指定する。

⑤第8条（貸付料）・・・標準書式に追加

第3項に、第2項に定める「甲の定める貸付料算定基準」は、財務省通達「平成13年3月30日付財理第1308号 普通財産貸付事務要領」に基づくものとのするとの説明を追加。

⑥第12条（指定期日）・・・標準書式の条項に一部追加

大阪府私立学校審議会の認可適当答申に条件が付されたことから、指定期日までに大阪府知事から学校の設置の認可を得たうえで指定用途に供する必要がある旨の文言を追加。

⑦第19条（契約の解除）・・・標準書式に追加

第2項に、第12条に定める用途指定期日までに、工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得ることができなかつた場合の解除規定を追加。

⑧第20条（原状回復）・・・標準書式の条項を修正（一部削除）

第5項の記載内容のうち、買取請求ができないものとして工作物及び造作等を加えるほか、相手方が国に民法第608条に定める費用（必要費、有益費）の償還等の請求ができないとする旨を削除し、同内容を別途第31条に設けて明確化。

⑨第30条（地盤調査結果に関する特約）・・・標準書式に追加

地盤調査結果を貸付料に考慮すると共に、相手方は国に地耐力不足等地盤を原因とする財産上の請求ができないことを整理。

⑩第31条（その他有益費等の放棄）・・・標準書式に追加

標準書式第20条（原状回復）第5項の記載内容のうち、相手方が国に民法第608条に定める費用（必要費、有益費）を請求できない旨について、別途条項を設けて明確化。

⑪第32条（本契約の効力）・・・標準書式に追加

公正証書の取り交しにより本合意書の効力が生じることを明確化。

(2) 国有財産売買予約契約書・・・別案3（通達等に書式なし）

① 第2条

学園は事業用定期借地契約満了（10年後）までの期間に売買予約契約の予約完結権を行使しなければならないものと定めて、貸付期間内の買受けを義務付ける。なお、学園は8年以内に国有地を買受けるという意思を示しているが、期間10年の事業用定期借地契約との整合性があるため、8年以内の買受けを売買予約契約に定めて義務付けることはできないもの。

② 第4条

学園が予約完結権を行使し本財産を買受ける際の価格算定においては、国はその時点の更地価格を評価して借地権は控除しないものとし、評価方法は、その時点の財務省評価通達に基づくことを明記。

事前に情報提供した土壤汚染と地下埋設物に関しては、貸付期間中に学園が実施する除去工事の状況に基づき評価する（全て除去済みの場合、評価上の減額はなし）。

また、校舎建物の杭工事等、地盤対策工事費について、学園が国に費用償還請求等をできないとする一方で、売払価格算定の際には、その時点の地盤状況を考慮することを第4項に明記。価格算定時の地盤状況を判断する資料については、今回のボーリング調査結果報告書の使用を含め、事前に学園と協議して決定する。

③ 第6条

貸付物件の買受けが不能となった場合の違約金条項（貸付契約時の時価額の1割相当額）を付す。貸付通達記の第1節の第10の(1)に準じてこれを定めるもの。

④ 第8条

貸付合意書締結後、公正証書の取り交わしができなかった場合に、売買予約契約が失効する旨の規定を整理。

⑤ 売買予約契約書の別紙に売買契約締結時に使用する契約書式を添付する。

売買契約書は、標準書式 第7号様式（代金即納、用途指定（買戻特約付き）、時価売払用）を使用するが、以下の内容について修正。

イ. 第13条（指定期日）・・・削除

本件の場合、売買契約締結時には既に私立小学校の指定用途に供されていることから指定期日は設けないものとし、本条項を削除。

口、第31条（特約条項）・・・標準書式に追加
貸付合意書に合わせて作成したが、貸付期間中に相手方が実施する
土壤汚染等除去工事の程度により、必要に応じて相手方と協議の上、本特
約条項の削除・修正を行う。

- (3) 買受時期に関する確認書・・・別案4（通達等に書式なし）
学園の早期買受けを担保するために作成した書式であるが、学園に買受けを強
制させる法的な拘束力があるものではない。

- (4) 有益費に関する合意書・・・別案5（通達等に書式なし）
国（大阪航空局）が予算化を了した後でなければ学園に支払いができないこと
から、第1条に大阪航空局が予算措置を完了した段階で相手方に文書通知すること
により効力が発生する旨の停止条件を付している。

11. 学園提出の要望書について

学園は、当初から8年後を目途に本財産を買受けるとしていたが、平成27年3月4日
に学園が提出した貸付けに関する要望書には、7年後を目指して買受けたいとの記載が
なされていた。学園（理事長）に確認すると「少しでも早期に買受けたいとする意気
込みを示したもの。」との説明があり、買受時期を8年後としている各種の提出資料
に変更が生じるものではない。

事案の経緯

- H25. 6. 28 森友学園理事長が近畿財務局へ来所。
小学校用地として本地の取得を検討している旨を聴取。
当局は取得要望書の提出等、必要となる手続きについて説明。
- H25. 7. 2 森友学園（代理人）に本地の土地履歴調査報告書、地下埋設物調査報告書、土壤汚染調査報告書を貸与。
- H25. 7. 8 森友学園理事長から、本件土地の取得要望を提出する予定である旨の電話連絡。
- H25. 8. 21 森友学園理事長が大阪航空局に来局（財務局同席）本件土地については、学校経営が安定する平成35年3月頃までは貸付けを受け、その後購入することを希望している旨を聴取。
対応方針について、大阪航空局から「現行の国有財産制度で対応できるのであれば、貸付けを検討してもらいたい。」との意向が出され、本省理財局に相談の結果、貸付けを検討する対応方針が指示される。
- H25. 9. 2 森友学園が本件の取得要望書を近畿財務局へ提出。
- H25. 10. 30 当局が小学校設置認可権限を有する大阪府私学・大学課に認可の事前審査状況について照会したところ、審査できる書類の提出がなされていない状況である旨を確認。
- H26. 2. 3 大阪府私学・大学課に認可の状況について照会。
森友学園から相談は受けているが、資金計画の妥当性が説明できる資料の提出がなく、小学校新設の計画書を正式に受理した状況にない旨を確認。
- H26. 4. 15 森友学園から、計画している平成28年4月の開校に向けて豊中市との開発協議を急ぐ必要があるため、大阪府私立学校審議会の結果（認可適当の答申）を契約の停止条件として国有地を先行して貸付けてほしいとの要請があり、当局は、国有財産近畿地方審議会及び大阪府私立学校審議会の答申を得る前の契約はできないとして断る。
- H26. 4. 28 当局から森友学園に対し、資料提出を速やかに行うよう要請したところ、森友学園から、①当初計画していた本年7月の大阪府私立学校審議会への諮問を本年12月に変更したいので、その前提で対応してほしいとの要望とともに、②豊中市との開発協議を急ぐ必要があるため、大阪府が小学校新設に係る設置計画書を受理した段階で、当局から豊中市に「森友学園と本財産の契約を締結することを証する」旨の文書

- を提出してもらいたいとの要望あり。
- H26. 6. 2 対応について、本省理財局と相談の結果、当局から森友学園に対し、①当局の審査を延長すること、②豊中市に対して、開発行為等に係る手続きのみを可能とする「承諾書」を当局から提出すること、③売払いを前提とした貸付けについては協力する旨を回答。
- H26. 6. 30 開発行為等の手続きのみを実施可能とする「承諾書」を、豊中市へ提出。
- H26. 8. 29 大阪府が森友学園の設置計画書を正式受理し、平成 26 年 12 月定例私立学校審議会での本件諮問に向けて事務を進めることと決定。
- H26. 10. 7 ○ 当局から森友学園に対し、現状の収支計画を改善することにより、本地を即購入することができないか検討を依頼(延納売払い等を含む)。
- H26. 10. 15 森友学園から当局に対し、関連法人の資産売却や寄付金の増加などについて検討したものの、すぐに収支計画を改善することは不可能であるため、大阪府の審査基準に抵触しないで本地を即購入することはできない旨の回答有。
- H26. 10. 21 森友学園から、開校スケジュールの関係上、早期に設計に着手したいとして本地内のボーリング調査(2ヶ所)の実施要請がなされる。
当局と大阪航空局が協議した結果、大阪航空局が一時貸付を行うことにより要請に対応(H26. 10. 21~31)。
- H26. 10. 31 ○ 大阪府が森友学園の設置認可申請書を正式受理。
(大阪府の認可申請受理を受けて、当局は、平成 27 年 3 月に工事着工したいとする森友学園の要請を踏まえ、平成 27 年 2 月 10 日に国有財産近畿地方審議会開催を決定。)
- H26. 11. 7 ○ 学校法人と土壤汚染対策費用の処理方法(有益費による処理)等について打合せ。
- H26. 12. 17 ○ 当局から森友学園に、契約に向けての今後のスケジュール、予定している契約書式等について説明。
- H26. 12. 18 ○ 大阪府定例私立学校審議会において、児童数確保が見込める根拠資料の不足などの理由から本件小学校設置計画が継続審議とされ、大阪府は、森友学園から追加資料を求めて平成 27 年 1 月に同審議会の臨時会を開催することとした。

- H27. 1. 9 当局が森友学園を訪問し、国の貸付料の概算額を伝える。
- H27. 1. 27 大阪府私立学校審議会の臨時会において、本件小学校設置計画が以下の条件を付されて「認可適当」の答申を得る。
(条件)「小学校建設に係る工事請負契約の締結状況、寄附金の受入れ状況、詳細なカリキュラム及び入学志願者の出願状況等、開校に向けた進捗状況を、次回以降の当審議会定例会において報告すること。」
- H27. 2. 10 国有財産近畿地方審議会において、本地を森友学園に小学校敷地として売払いを前提とした10年間の事業用定期借地契約（時価貸付）を行うことについて処理適当の答申を得る。
- H27. 2. 12 森友学園が、大阪府教育記者クラブにて小学校の開設について記者発表。出席者は、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞。朝日新聞から用地に関する質問があり、学園は、底地は国有地で借受予定と説明。
- H27. 3. 13 森友学園と貸付料の見積り合わせを実施。学園は見積書を3回提出したが、予定価格を上回らず不調となる。
- H27. 3. 26 森友学園理事長が弁護士と来局し、昨年10月に実施した本地のボーリング調査結果を提示し、本地が軟弱地盤であり多額の建物基礎杭等の工事費を要するとして、貸付料の減額と国による杭工事等の工事費負担を要請される（具体的な要請金額の提示はなし）。
- H27. 3. 31 森友学園理事長の同意を得て設計業者に連絡し、ボーリング調査結果について確認。
- H27. 4. 2 森友学園委託設計業者をヒアリング。校舎の基礎工事について通常の設計より杭の本数を多く必要とする見込みであるが、現在、建物設計中であるため、詳しい内容を説明できる状況ではないとの説明を受ける。
- H27. 4. 17 森友学園に対して、ボーリング調査結果はこれまで認識していなかった価格形成要因と判断されるため、貸付料の修正を検討するが、建物基礎杭工事費等の地耐力不足に起因する費用の支払いは行わないと説明。学園はこれを了解。
- H27. 4. 28 再評価に基づく貸付料により、見積り合わせを実施。国の予定価格を超える金額で合意に至った。

国有財産売買予約契約書 第6条に定める違約金の算出について

国有財産売買予約契約書第6条に定める違約金は、貸付契約時の時価額の1割相当額を違約金とするもの。

本件の貸付契約は、貸付料の鑑定を不動産鑑定士に依頼しており、貸付料鑑定の過程で土地の時価額が「基礎価格」として算出されている。

違約金の算定に当たっては、当該土地基礎価格を時価額として使用するものとするが、当該価格は平成27年1月1日を価格時点としているため、相手方との貸付契約が5月になることから時点による修正を行う必要がある(評定価格の価格期限は4ヶ月)。

時点修正については、鑑定した貸付料自体も時点修正を行っており、その修正方法として当初の鑑定評価書において算定された「基礎価格」に同鑑定評価書において採用された「公示地」を基にした時点修正率を乗じて算出した。

そのため、違約金額算定においても、当該修正方法と同様な方法をとるものとし、同鑑定評価書において採用された「公示地」を基に平成27年5月1日までの時点修正率を乗じて基礎価格を算定し、当該価格に評価通達に基づく端数処理を行った価格の1割を違約金額としたものである。

鑑定基礎価格(a)
価格時点H27.1.1

929,666,000円

時点修正率(b)
価格時点
H27.5.1とする

1.003

※時点修正率は、平成13年3月30日付財理第1317号「国有財産評価基準について」第4章第2の1を準用し算定した。

時点修正後の
基礎価格(c=a×b)
(端数処理)

932,000,000円

1割

×

0.1

違約金額

93,200,000円

府県名	大阪府
-----	-----

地 値 变 動 率 算 定 表

(1) 地価変動率 … 下表資料を採用し、次のとおり決定した。

資料名	採用変動率の区分		地 価 变 動 率					
	市区町村等	番号	H 22.1月 ～23.1月	H 23.1月 ～24.1月	H 24.1月 ～25.1月	H 25.1月 ～26.1月	H 26.1月 ～27.1月	H 27.1月 ～価格時点
公示地	豊中市	豊中5-11					1.0	0.3

資料名	採用変動率の区分		地 価 变 動 率					
	市区町村等	番号	H 21.7月 ～22.7月	H 22.7月 ～23.7月	H 23.7月 ～24.7月	H 24.7月 ～25.7月	H 25.7月 ～26.7月	H 26.7月 ～価格時点
基準地								

○ 変動率採用根拠等

公示地等番号	豊中5-11	時点修正率	決定変動率
基 準 日	価 格		
平成27年1月1日	199,000 円	1.01	1.0
平成26年1月1日	197,000 円		

○ 「～価格時点」欄の変動率は次のとおり算定した。

変動率=前年分の変動率×(1月から価格時点までの月数／12)

(2) 価格時点

平成	年	月
	27	5

※当初 価格時点	平成	年	月
	27	1	

(3) 時点修正率 (公示地)

(基準地)

年月	修正率	各月指數
H24年1月		
H24年2月		
H24年3月		
H24年4月		
H24年5月		
H24年6月		
H24年7月		
H24年8月		
H24年9月		
H24年10月		
H24年11月		
H24年12月		
H25年1月		
H25年2月		
H25年3月		
H25年4月		
H25年5月		
H25年6月		
H25年7月		
H25年8月		
H25年9月		
H25年10月		
H25年11月		
H25年12月		
H26年1月	1.013	0.987
H26年2月	1.012	0.988
H26年3月	1.011	0.989
H26年4月	1.010	0.990
H26年5月	1.010	0.990
H26年6月	1.009	0.991
H26年7月	1.008	0.992
H26年8月	1.007	0.993
H26年9月	1.006	0.994
H26年10月	1.005	0.995
H26年11月	1.005	0.995
H26年12月	1.004	0.996
H27年1月	1.003	0.997
H27年2月	1.002	0.998
H27年3月	1.001	0.999
H27年4月	1.001	0.999
H27年5月	1.000	1.000
H27年6月		
H27年7月		
H27年8月		
H27年9月		
H27年10月		
H27年11月		
H27年12月		

年月	修正率	各月指數
H23年7月		
H24年1月		
H24年2月		
H24年3月		
H24年4月		
H24年5月		
H24年6月		
H24年7月		
H24年8月		
H24年9月		
H24年10月		
H24年11月		
H24年12月		
H25年1月		
H25年2月		
H25年3月		
H25年4月		
H25年5月		
H25年6月		
H25年7月		
H25年8月		
H25年9月		
H25年10月		
H25年11月		
H25年12月		
H26年1月		
H26年2月		
H26年3月		
H26年4月		
H26年5月		
H26年6月		
H26年7月		
H26年8月		
H26年9月		
H26年10月		
H26年11月		
H26年12月		
H27年1月		
H27年2月		
H27年3月		
H27年4月		
H27年5月		
H27年6月		
H27年7月		
H27年8月		
H27年9月		
H27年10月		
H27年11月		
H27年12月		

E W 第 2 0 号
平成 27 年 月 日

学校法人森友学園

理事長 龍池 康博 殿

近畿財務局長 富永 哲夫

国有財産の貸付契約等について

平成 27 年 4 月 28 日付で貸付申請のありました下記国有財産につきましては、下記日時に同封の①国有財産有償貸付合意書②国有財産売買予約契約書③確認書を取り交わしますので、①～③各 2 部ずつに記名押印のうえ、各 2 部共ご持参下さい。また、①、②のうちそれぞれ 1 部については、収入印紙 200 円を貼付し、割印願います。

なお、①の締結時に必要な契約保証金は、大阪航空局の指示に従い事前に納めていただき、契約時には保管金提出書をあわせてご持参願います。

案
1

記

所 在 地	区 分	数 量 (m ²)
豊中市野田町 1501 番	土 地	8,770.43

契約の日時：平成 27 年 5 月 7 日

E W 第 2 0 号
平成 27 年 5 月 日

国有財産有償貸付合意書

案上

27.5.30 37-46

別紙様式第1号（定期借地、用途指定、分割納付（新規用））

国有財産有償貸付合意書

貸付人 国（以下「甲」という。）と借受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、国有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第23条第2項の規定に基づく事業用定期借地権の設定を目的として、次の条項を内容とする借地契約を平成27年5月13日までに公正証書により締結する。

なお、本件借地権は事業用定期借地権とする。

（貸付財産）

第1条 貸付財産は、次のとおり。

所在地	区分	数量 (m ²)	備考
豊中市野田町1501番	土地	8,770.43	

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、平成27年5月13日から平成37年5月12日までの10年間とする。

（本契約の目的）

第3条 本契約は、甲が乙に対して、貸付財産に法第23条第2項に基づく事業用定期借地権（以下「本件借地権」という。）を設定することを目的とする。

- 2 本件借地権は、契約の更新（更新請求及び土地の使用継続によるものも含む）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、乙は貸付財産上の建物の買取を甲に請求することができない。
- 3 本件契約は、法第3条から第8条、並びに法第13条及び法第18条、民法第619条の適用はない。

（買受けの特約）

第4条 乙は、第2条で定める貸付期間の満了前に、本契約を終了し、貸付財産を甲から買受けることができるものとする。

- 2 前項の買受けについての詳細は、別途国有財産売買予約契約書により定めるものとする。
- 3 乙が、第1項に基づき貸付財産を甲から買受ける場合には、乙は第20条第1項で定める貸付財産上の建物その他工作物の除去は必要としない。

（土壤汚染及び地下埋設物）

第5条 乙は、平成26年11月7日及び平成26年12月17日に甲が引き渡した「大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）土地履歴等調査報告書 平成21年8月」、「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（OA301）平成22年1月」、「大阪国際空港場外用地（OA301）土壤汚染概況調査業務報告書 平成23

年11月」、「平成23年度大阪国際空港場外用地(0A301)土壤汚染深度方向調査業務報告書 平成24年2月」(以下「本件報告書等」という。)に記載の地下埋設物の存在及び土壤汚染の存在等を了承するものとする。

- 2 乙は、前項の内容に加えて、貸付財産のうち一部 471.875 m²が、豊中市より土壤汚染対策法第11条第1項で定める形質変更時要届出区域に指定されていることを了承するものとする。
- 3 乙は、前2項を了承した上で本契約を締結するものとし、本件報告書等に記載のある汚染物質、地下埋設物等の存在及び形質変更時要届出区域の指定を理由として、瑕疵担保責任に基づく本契約解除及び損害賠償請求並びに貸付料の減免請求等を行わないことを、甲に対して約する。

(土壤汚染除去等費用)

第6条 乙が、前条第1項記載の土壤汚染、地下埋設物の除去を行い、それによって貸付財産の価格が増大した場合の除去費用は有益費とする。

- 2 前項の有益費は、本契約終了の時に、貸付財産価格の増加が現存する場合に限り、乙が支出した費用のうち甲の基準による検証を踏まえて乙と合意した額又は貸付財産価格の増加額のいずれかを甲が選択のうえ、乙に対して返還する。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、甲が返還すべき有益費の金額算定につき、本契約終了前においても、貸付財産価格増加の現存額算定の基準時期を指定したうえで、前項と同様の方法により甲が乙に返還すべき有益費の額を定めることができる。但し、同金員の返還時期及び返還方法は、甲が指定し、同金員に対しては、返還時期までの利息及び遅延損害金は付さないこととする。
- 4 前2項における貸付財産価格の増加額は、甲の基準による鑑定評価方法によって定めることに乙は同意する。
- 5 第2項の返還時期につき、相当の期限を付する必要が生じた場合には、甲及び乙が協議したうえで、相当な期限を付した返還時期を定めることができる。
- 6 第1項の有益費に関して、甲は、乙に対し、乙が、現に行い又は行おうとする土壤汚染又は地下埋設物除去工事に関する一切の必要資料の提出を求め、その他必要な調査を行うことができる。

(契約保証金)

第7条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 27,300,000 円を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 4 甲は、乙が、本契約終了後、第20条に定める義務その他本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。
- 5 甲は、乙が、本契約終了後、第20条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を第18条第1項に定める違約金として国庫に帰属させることができる。
- 6 前項の規定により国庫に帰属する金員は、第20条第3項に定める原状回復に要する費

用の一部に充てるものと解釈しない。

- 7 本契約が解除され、又は終了した場合において、乙が第18条の規定に基づく違約金その他の本契約に基づき金銭を支払うべき義務があるときは、第4項の規定にかかわらず、甲はその違約金等と第1項に定める契約保証金の全部又は一部と相殺することができる。
- 8 乙は、甲の書面による承諾を得ないで、第4項の保証金返還請求権を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

(賃付料)

第8条 賃付料は、平成27年5月13日から平成30年5月12日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次	期間	賃付料年額	備考
第1年次	自平成27年5月13日至平成28年5月12日	27,300,000円	
第2年次	自平成28年5月13日至平成29年5月12日	27,300,000円	
第3年次	自平成29年5月13日至平成30年5月12日	27,300,000円	

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る賃付料については甲の定める賃付料算定基準に基づき算定した賃付料年額によるものとし、その金額については、甲から通知する。なお、その適用期間は3年間とする。
- 3 前項に規定する甲の定める賃付料算定基準は、財務省通達「平成13年3月30日付財理第1308号 普通財産貸付事務処理要領」に基づくものとするが、同通達記載内容に変更が生じた場合には、賃付料算定時の国有財産関連通達に基づき算定するものとする。
- 4 第2項に規定する適用期間が満了した後の賃付料及び適用期間については、第2項の規定を準用する。

(賃付料の納付)

第9条 乙は、前条第1項に定める賃付料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入告知書により納付しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第一年次	第1回	2,275,000円	納入告知書の指定期日	
	第2回	2,275,000円	平成27年6月20日	
	第3回	2,275,000円	平成27年7月20日	
	第4回	2,275,000円	平成27年8月20日	
	第5回	2,275,000円	平成27年9月20日	
	第6回	2,275,000円	平成27年10月20日	
	第7回	2,275,000円	平成27年11月20日	
	第8回	2,275,000円	平成27年12月20日	
	第9回	2,275,000円	平成28年1月20日	
	第10回	2,275,000円	平成28年2月20日	
	第11回	2,275,000円	平成28年3月20日	
	第12回	2,275,000円	平成28年4月30日	

	計	27,300,000円		
第二年次	第1回	2,275,000円	平成28年5月20日	
	第2回	2,275,000円	平成28年6月20日	
	第3回	2,275,000円	平成28年7月20日	
	第4回	2,275,000円	平成28年8月20日	
	第5回	2,275,000円	平成28年9月20日	
	第6回	2,275,000円	平成28年10月20日	
	第7回	2,275,000円	平成28年11月20日	
	第8回	2,275,000円	平成28年12月20日	
	第9回	2,275,000円	平成29年1月20日	
	第10回	2,275,000円	平成29年2月20日	
	第11回	2,275,000円	平成29年3月20日	
	第12回	2,275,000円	平成29年4月30日	
	計	27,300,000円		
第三年次	第1回	2,275,000円	平成29年5月20日	
	第2回	2,275,000円	平成29年6月20日	
	第3回	2,275,000円	平成29年7月20日	
	第4回	2,275,000円	平成29年8月20日	
	第5回	2,275,000円	平成29年9月20日	
	第6回	2,275,000円	平成29年10月20日	
	第7回	2,275,000円	平成29年11月20日	
	第8回	2,275,000円	平成29年12月20日	
	第9回	2,275,000円	平成30年1月20日	
	第10回	2,275,000円	平成30年2月20日	
	第11回	2,275,000円	平成30年3月20日	
	第12回	2,275,000円	平成30年4月30日	
	計	27,300,000円		

2 前項の規定は、前条第2項（同条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定により更新した貸付料の納付方法に準用する。

(貸付料の改定)

第10条 甲は、貸付財産の価格が上昇し貸付料が不相当になったとき等、法第11条第1項本文の規定に該当することとなったときは、第8条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

(指定用途)

第11条 乙は、貸付財産を貸付申請書に記載又は添付した使用目的、利用計画（建物及び工作物の配置計画を含む。）及び事業計画のとおりの用途に自ら使用し、甲の承認を得な

いで変更してはならない。

(指定期日)

第 12 条 乙は、平成 28 年 3 月 31 日までに一切の工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得たうえで、直ちに前条に定める用途に供さなければならぬ。

(貸付料の延滞金)

第 13 条 乙は、甲が定める納付期限までに、第 9 条に基づく貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、第 24 条に基づき算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序等)

第 14 条 乙が、貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

2 本契約が解除され、又は終了した場合において、第 7 条第 7 項及び第 22 条第 3 項の規定により契約保証金及び未経過期間に係る貸付料を第 18 条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭債務と相殺するときは、甲は、先ず未経過期間に係る貸付料から相殺し、なお当該金銭債務に残余があるときは、契約保証金と相殺することができる。

(使用上の制限)

第 15 条 乙は、貸付財産について第 11 条に規定する使用目的、利用計画及び事業計画の変更をしようとする場合には、事前に変更する理由及び変更後の使用目的等を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

3 乙は、貸付財産及び当該財産上に所在する建物その他工作物について、増改築等による現状の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、事前に増改築等をしようとする理由及び当該増改築等の計画を記載した書面を甲に通知しなければならない。

(財産保全義務)

第 16 条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付財産の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付財産が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(実地調査等)

第 17 条 甲は本契約に基づく債権の保全上必要があると認めるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関する質問し、帳簿、書類その他の財産を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 甲は、乙の第11条、第12条、又は第15条に規定する用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。
- 3 乙は、本契約締結の日から第2条に定める貸付期間満了の日まで毎年4月30日に、また甲が必要と認めるときは貸付財産について権利の設定又は当該財産上に所在する建物その他工作物の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて貸付財産の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、正当な理由なく、第1項及び第2項に定める質問、調査、実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は第1項及び前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第18条 乙は、第8条第1項に定める期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わねばならない。

- (1) 第12条、第15条第1項又は前条に定める義務に違反した場合 金 27,300,000円
 - (2) 第11条に定める義務に違反した場合 金 81,900,000円
 - (3) 第20条第1項に定める義務に違反した場合 金 27,300,000円
- 2 乙は、第8条第1項に定める期間を経過した後において前項に定める義務に違反した場合の違約金（前項第3号を除く。）は、第8条第2項又は第4項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。
 - 3 前2項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
 - 4 乙が第1項又は第2項に定める違約金を支払う義務を負う場合に、甲が第7条第7項又は第22条第3項の規定により当該違約金の一部を契約保証金等と相殺したときは、第1項又は第2項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が第12条に定める期日までに、一切の工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得ることができず、第11条に定める用途に供することができないときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 貸付物件を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に使用したとき
- 4 甲は、前2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 5 乙は、甲が第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 6 乙は、第2条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除することができる。
- 7 乙は甲に対して、前項に定める契約の解除を行おうとする日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡し等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

(原状回復)

- 第20条 乙は、第2条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに、自己の責任と負担において、貸付財産上の建物その他工作物を除去し、貸付財産を原状に回復して、甲に更地で返還しなければならない。
- 2 乙は甲に対し、第2条に定める貸付期間が満了する日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡しの日程等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。
- 3 乙が第1項に定める義務に違反した場合には、甲は原状回復に要する費用を乙に請求するものとする。
- 4 前項に定める金員は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 5 本契約は、法第23条第2項の規定に基づくものであり、法第13条の規定にかかわらず、第2条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときに、乙は甲に対し、貸付財産上に乙が建築した建物その他一切の工作物、造作等を賣い取るべきことを請求することはできない。

(貸付料滞納時の強制執行)

- 第21条 乙は本契約に定める金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨、異議なく承諾する。

(貸付料の清算)

第22条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

2 前項及び次項の規定により返還する未経過期間に係る貸付料には利息を付さないものとする。

3 甲は、本契約の解除により、乙が第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第1項の規定にかかわらず、返還する未経過期間にかかる貸付料の全部又は一部と相殺することができる。

(損害賠償)

第23条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙が前項の規定により損害賠償義務を負う場合に、甲が第7条第7項又は前条第3項の規定により当該損害賠償額の一部を契約保証金等と相殺したときは、前項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

(延滞金の算定)

第24条 契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭の延滞金については、次の式により算定するものとする。

算定式	$\text{元本金額} \times 5\% \text{【延滞金利率】} \times (\text{延滞金起算日から納付の日までの日数} \div 365)$
-----	--

(本契約にかかる日割計算)

第25条 甲及び乙が本契約に基づき支払うべき金銭の額について日割計算を要するときは、前条に基づき算定する場合を除き、閏年を含む期間についても、年365日当たりの割合とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第26条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付財産が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(公正証書の作成費用)

第27条 公正証書を作成する費用は、乙の負担とする。

(事前使用の禁止)

第28条 この貸付合意書締結後、公正証書を作成するまでの間、乙は甲の許可を得ずに貸付財産の使用をしてはならない。

(裁判管轄)

第29条 本契約に関する訴えの管轄は、近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。

(地盤調査結果に関する特約)

第30条 甲及び乙は、第8条の貸付料が、平成27年4月2日に乙が甲に提出した「(仮称)M学園小学校新築工事地盤調査報告書」記載の調査結果及び本書作成時点における貸付財産の地盤の現況を考慮した貸付料であることを確認する。

2 乙は、貸付財産の地耐力その他地盤状況を理由として、瑕疵担保責任に基づく契約解除、損害賠償、貸付料の減免、その他如何なる名目においても甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

3 乙が貸付財産に関して、地盤の整備、改良等の工事を実施した場合でも、乙は、同工事費用その他費用につき、民法第608条に基づく費用の償還、その他如何なる名目においても、甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

(その他有益費等の放棄)

第31条 乙は、本契約において甲が乙に対して支払うことを約するものを除き、貸付財産に関して乙が支出した必要費及び有益費等につき、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(本契約の効力)

第32条 本契約は、平成27年5月13日までに、事業用定期借地権の設定を目的とする本契約と内容において同一の公正証書が作成されることを停止条件として効力を生じる。

平成27年 月 日

貸付人 国

契約担当官 近畿財務局長

印

借受人 住所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号

氏名 学校法人 森友学園 理事長

印

E W 第 2 0 号
平成 27 年 5 月 日

国有財産売買予約契約書

案
3

2017.5.30

国有財産売買予約契約書

国（以下「甲」という。）と学校法人森友学園（以下「乙」という。）は、甲、乙の間で平成27年〇月〇日付EW第20号により国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」という。）を締結した下記物件（以下「本物件」という。）について、以下の条項により国有財産の売買予約契約書を締結する。

なお、合意書については、合意書に記載する条項を内容とする事業用定期借地契約書（以下「事業用定期借地契約」という。）を別途公正証書により締結する予定である。

記

物件の表示

所 在 地	豊中市野田町1501番
区分・数量	土地・8,770.43m ²

第1条 甲と乙は、本物件につき、次条以下及び別紙「国有財産売買契約書」に記載する売買条件にて、売買予約契約を締結する。

第2条 本売買予約契約の売買予約完結権は、甲及び乙がそれぞれ有するものとし、甲又は乙の予約完結権の行使の意思表示があったときは、相手方の何らの意思表示なしに、当然に別紙「国有財産売買契約書」記載の売買契約が成立するものとする。

- 2 予約完結権は、甲においては、合意書第2条に定める貸付期間を満了した平成37年5月13日に行使しなければならないものとする。
- 3 予約完結権は、乙においては、合意書第2条に定める貸付期間内（平成27年5月13日から平成37年5月12日）に行使しなければならないものとする。
- 4 甲及び乙の予約完結権は、前2項の行使期間内に行使のないときは消滅し、本売買予約契約は、失効する。
- 5 甲及び乙は、第1項の予約完結権の意思表示を行う際には、書面をもって行わなければならない。
- 6 甲及び乙は、第1項の予約完結権を、第三者に譲渡、担保設定等行ってはならない。

第3条 本売買予約契約書作成に至った経緯については、下記のとおりであることを、甲及び乙は、相互に確認する。

記

乙は、本物件の取得を希望し、甲と交渉を重ねてきたが、本物件に関しては、売払いが原則となるところ、乙の強い要望により、別途賃貸期間10年の事業用定期借地契約を締結したうえで、同賃貸期間内に乙において売買予約完結権行使し、本物件の売買契約を成立させるために本売買予約契約を作成することとなった。

第4条 本売買予約契約に基づき乙が本財産を買受ける価格は、甲又は乙が予約完結権行使する時点の更地価格とし、財務省通達「平成13年3月30日付財理第1317号 国有財産評価基準について」に基づき算定するものとするが、同通達記載内容に変更が生じた場合には、予約完結権行使時点の国有財産関連通達に基づき算定するものとする。

- 2 前項の更地価格とは、建物等の定着物がなく、かつ、使用収益を制約する権利の付着がない土地の価格とし、借地権割合の控除も行わない価格とする。
- 3 第1項に定める価格は別紙「国有財産売買契約書」第2条に記載する。
- 4 甲は、第1項に定める買受価格の算定の際には、本物件の算定時における地盤の現況を価格要素として考慮する。

第5条 第2条の予約完結権の行使によって成立する売買条件は、本書に定めるもののほか、別紙「国有財産売買契約書」記載のとおりとする。

- 2 甲及び乙が予約完結権行使する時点において、重大な事情の変化等により、本売買予約契約書及び別紙「国有財産売買契約書」記載の売買条件について変更する必要が生じた場合には、甲及び乙は、誠実に協議してこれに対応することとする。

第6条 乙が合意書第2条に定める貸付期間内（平成27年5月13日から平成37年5月12日）に本物件の予約完結権行使しなかった場合には、乙は、甲の請求により、金93,200,000円の違約金（違約罰）を支払う。

第7条 乙において、別途締結する予定の事業用定期借地契約の賃貸期間満了前に、本売買予約契約書第2条に定めた予約完結権行使した場合には、事業用定期借地契約については、甲及び乙の合意によって解除したものと

みなすこととする。

第8条 合意書冒頭で平成27年5月13日までに締結するとしている公正証書による事業用定期借地契約が締結できなかった場合には、本売買予約契約は失効する。

第9条 本売買予約契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

第10条 本売買予約契約に関して疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 月 日

(甲) 国 契約担当官 近畿財務局長 印

(乙) 住所 大阪市淀川区塙本一丁目6番25号
氏名 学校法人 森友学園 理事長 印

別 紙

第7号書式（代金即納、用途指定（貰戻特約付き）、時価売払用）

[収入印紙]

国有財産売買契約書

売扱人国（以下「甲」という。）と買受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量 (m ²)	備考
豊中市野田町 1501番	土地	8,770	43

（売買代金）

第2条 売買代金は、平成27年〇月〇日付EW第20号国有財産売買予約契約書第4条に基づく金額とする。

（代金の支払い）

第3条 乙は、売買代金を、本契約締結と同時に甲に支払わなければならない。

（登記嘱託請求書等）

第4条 乙は、本契約締結の際に、あらかじめ登録免許税相当額の印紙又は現金領収証書を添付した登記嘱託請求書、第17条に定める貰戻しの特約の登記に必要な承諾書を、甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

（かし担保）

第7条 甲は、本契約締結後、売買物件に隠れたかしが発見された場合には、引渡しの日から2年間に限り民法第570条に規定する担保の責任を負う。

（危険負担）

第8条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は損傷した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（事業計画等の変更）

第9条 乙は、第14条に定める指定期間が満了するまでの間に、やむを得ない事由により売払申請書に添付した事業計画又は利用計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更を必要とする事由及び変更後の計画を詳細に記載した書面をもって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

(工事完了の通知義務)

第10条 乙は、売払申請書に添付した利用計画（甲が前条の規定により当初計画の変更を承認しているときは、変更後の利用計画をいう。）に基づいて工事を完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(用途指定)

第11条 甲は、売買物件について、次条から第15条までに定めるところにより、乙と用途指定の特約をする。

(指定用途)

第12条 乙は、売買物件を売払申請書に添付した事業計画及び利用計画（甲が第9条の規定によりその変更を承認したときは、変更後の事業計画及び利用計画をいう。）に定めるとおりの用途（以下「指定用途」という。）に自ら供さなければならない。

(指定期日)

第13条 (削除)

(指定期間)

第14条 乙は、売買物件を本契約締結の日から10年間（以下「指定期間」という。）指定用途に供さなければならない。

(権利の設定等の禁止)

第15条 乙は、本契約締結の日から指定期間満了の日まで、甲の承認を得ないで、売買物件に地上権、賃権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「権利の設定」という。）をし若しくは売買物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下「所有権の移転」という。）をしてはならない。

(貰戻しの特約)

第16条 甲は、乙が本契約締結の日から貰戻期間満了の日までにおいて、甲の承認を得ないで次の各号の一に該当する行為をした場合には、売買物件の貰戻しをすることができる。

- (1) 第14条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき。
- (2) 第12条及び第14条に定める義務に違反して指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 第15条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたとき。

2 前項に定める貰戻しの期間は、本契約締結の日から10年間とする。

(貰戻しの登記)

第17条 乙は、甲が前条第1項及び第2項の規定に基づき期間を10年とする貰戻権並びに第21条第1項及び第2項に定める特約事項を登記することに同意する。

(用途指定の変更、解除等)

第18条 乙は、売買物件の全部又は一部について、やむを得ない事由により第12条から第15条までに定める用途指定の変更若しくは解除又は第16条第1項及び第2項に定める貢戻しの特約を解除する必要がある場合には、詳細な事由を付した書面により甲に申請しなければならない。

- 2 甲が前項の申請に対し承認する場合には、書面によって行うものとする。
- 3 甲が前項に定める承認をする場合には、乙は甲の請求により甲の定める基準に基づき算定した額を納付しなければならない。

(実地調査等)

第19条 甲は、乙の第12条から第15条までに定める用途指定の履行状況を確認するため、

甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。 *(アリガタ)*

- 2 乙は、本契約締結の日から第14条に定める指定期間満了の日まで毎年の月の日に、また甲が必要と認めるときは売買物件について権利の設定又は所有権の移転を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく、前2項に定める実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第20条 乙は、第12条から第15条までに定める用途指定の義務に違反したときは、次の各号に定めるところにより、甲に対し、違約金を支払わなければならない。ただし、第2項に該当する場合を除く。

- (1) 第14条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき（指定用途以外の用途に供したときは次号による。）は金（売買代金の1割）円
 - (2) 第12条及び第14条に定める義務に違反して指定期間満了の日までに指定用途以外の用途に供したとき又は第15条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたときは金（売買代金の3割）円
- 2 乙は、第12条から第15条までに定める用途指定の義務に違反した場合において、甲が用途指定義務を履行し難い特別の事由があると認めて用途指定の変更若しくは解除又は第16条に定める貢戻しの特約の解除を認めるときは、甲に対し、金（売買代金の1割）円の違約金を支払わなければならない。
 - 3 乙は、正当な理由なく前条第3項に定める義務に違反して実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、甲に対し、金（売買代金の1割）円の違約金を支払わなければならない。
 - 4 前3項の違約金は、第26条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(貢戻権の行使)

第21条 甲は、第16条第1項に定める貢戻権を行使するときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。

- 2 甲は、買戻権を行使するときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、買戻権を行使するときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(契約の解除)

第 22 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 売買物件を本契約の締結の日から指定期間満了の日までの間に、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸したとき
- 3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
 - 4 乙は、甲が第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第 23 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。
ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第24条 乙は、甲が第16条第1項の規定により買戻権を行使したとき又は第22条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適當でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として、買戻権を行使した場合においては買戻権行使時の、また、解除権を行使した場合においては契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならぬ。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有權移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(特別違約金)

第25条 甲は、第16条第1項の規定に基づき買戻権を行使することができる場合には、甲の選択により、買戻権の行使に代えて特別違約金を請求することができる。この場合において、乙が特別違約金を納付したときは、第11条に定める用途指定の特約は解除する。

2 前項の特別違約金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 売買物件の用途指定違反時の時価額が売買代金を超える場合は、当該超過額
- (2) 売買物件の用途指定違反時の時価の3割に相当する額
- (3) 売買物件の契約時の時価の3割に相当する額から第20条第1項に定める違約金を控除した額

(損害賠償)

第26条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第27条 甲は、第23条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第20条に定める違約金又は本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第28条 本契約の締結及び履行並びに買戻権の抹消登記等に関する必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第29条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第30条 本契約に関する訴えの管轄は、近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。

(特約条項)

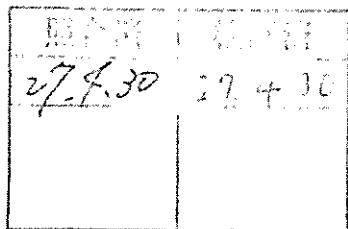
- 第31条 乙は、平成26年11月7日及び平成26年12月17日に甲が引き渡した「大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）土地履歴等調査報告書 平成21年8月」、「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（OA301）平成22年1月」、「大阪国際空港場外用地（OA301）土壤汚染概況調査業務報告書 平成23年11月」、「平成23年度大阪国際空港場外用地（OA301）土壤汚染深度方向調査業務報告書 平成24年2月」に記載の地下埋設物の存在及び土壤汚染の存在等を了承した上、売買物件を買い受けるものとする。
- 2 乙は、前項の内容に加えて、売買物件のうち一部 471.875 m²が、豊中市より土壤汚染対策法第11条第1項で定める形質変更時要届出区域に指定されていることを了承した上、売買物件を買い受けるものとする。
- 3 前2項のかしについては、第7条の隠れたかしに該当しない。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

売扱人 国
契約担当官 近畿財務局長 印

買受人 住所 大阪市淀川区塙本一丁目6番25号
氏名 学校法人 森友学園 理事長 印



確認書

国（以下「甲」という。）と学校法人森友学園（以下「乙」という。）は、甲、乙の間で平成27年〇月〇日付EW第20号により締結した下記物件（以下「本物件」という。）の国有財産売買予約契約（以下、「本件売買予約」という。）について、次のとおり確認する。

記

物件の表示

所 在 地 豊中市野田町1501番
区分・数量 土地・8,770.43m²

第1条 乙は、経営努力を行い、可及的速やかに本件売買予約に基づく予約完結権行使するよう努める。

第2条 乙は、本確認書の発効後、本件売買予約に基づく全ての債務の履行が完了するまでの間、毎年5月31日までに乙の経営、資金状況等を示す一切の書類（決算書、その他甲が指定する書類）を甲に提出する。

2 甲は、必要に応じて、乙の経営、資金状況及び本物件買受代金の積立状況等について、乙に説明を求めることができる。

3 甲は、毎年5月31日までに、本件売買予約の予約完結権を乙が行使するにあたり参考となる情報（国税庁が発表する最新の路線価に基づいた評価額等。但し、あくまでも本物件の本件売買予約に基づく売買代金は、本件売買予約契約書に基づいて算定する。）を乙に提供する。

4 前3項の情報交換の結果、甲が必要と判断した場合には、本件売買予約の予約完結権行使時期等、本件売買予約の履行の詳細について、甲は、乙に協議に応じることを求めることができる。

5 前項の協議の結果、乙において本件売買予約の予約完結権の行使が可能な状況にあることが判明した場合には、乙は、甲に対して、速やかに本件売買予約に基づく予約完結権行使することを誓約する。

6 前項の「乙において本件売買予約の予約完結権の行使が可能な状況にある」とは、乙の本物件の買受代金の原資としての手持ち資金及び大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準第1の7の(5)の工の基準の範囲内で外部調達可能な金額の合計額が、第3項により、甲が乙に提供した参考価格を超えた場合を指す。

第3条 本確認書は、本件売買予約の締結と同時に効力を発するものとする。

第4条 本確認書の解釈に疑惑が生じたとき、又は本確認書に定めのない事項は、甲及び乙が協議して決定する。

以上を確認した証として、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 国 契約担当官 近畿財務局長 印

(乙) 住所 大阪市淀川区塙本一丁目6番25号
氏名 学校法人 森友学園 理事長 印

合意書

国近畿財務局（以下「甲」という。）、学校法人森友学園（以下「乙」という。）及び国大阪航空局（以下「丙」という。）は、甲乙間で締結した、大阪府豊中市野田町 1501 番所在の土地（面積：8,770.43 m²、以下「本物件」という。）に係る平成27年〇月〇日付EW第20号の国有財産有償貸付合意書（以下、「合意書」という。）第6条に定める土壤汚染除去等費用の処理について、以下のとおり合意する。

第1条 甲及び乙は、合意書第6条第2項に定める「乙が支出した費用のうち甲の基準による検証を踏まえて乙と合意した額」につき、下記事実を停止条件として金〇〇円と定めることを合意する。なお、下記停止条件事実が成就しないことが確定した場合には、丙は乙にその旨通知する。

記

（停止条件となる事実）

上記合意金額につき、丙の予算措置が完了し、丙の乙に対する合意金額の支払時期、方法につき乙に文書により通知し、同通知が乙に到達すること

第2条 丙は、前条の金額を自らの予算によって乙に支払うことを約し、この支払金について甲に対して求償する権利を有していないことを認める。

第3条 丙は、第1条で定まった金額につき、丙の指定する方法によって分割又は一括にて乙に支払うこととし、同金員に対する支払時までの利息、遅延損害金は一切発生しないことを、甲、乙及び丙は確認する。

第4条 甲、乙及び丙は、甲乙間、甲丙間及び乙丙間には、合意書第6条に定める土壤汚染除去等費用の処理について、本合意書で定めるもののほか、何らの債権債務がないことを確認する。

本合意の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成　年　月　日

(甲) 国 契約担当官 近畿財務局長 ○○○○ 印

(乙) 学校法人 森友学園 理事長 ○○○○ 印

(丙) 国 大阪航空局長 ○○○○ 印

E W 第 2 O 号
平成 27 年 月 日

大阪航空局長 殿

近畿財務局長 富永 哲夫

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の貸付契約に伴う
契約保証金受入れについて

平成 25 年 4 月 30 日付阪空補第 590 号をもって貴局より処分依頼がありました下記
財産に係る標記のことにつきまして、平成 27 年 4 月 28 日に処分等相手方である学校法
人森友学園と見積り合わせを行い、国有財産有償貸付合意書第 7 条に基づく契約保証金の
金額が確定しましたので通知します。

つきましては、下記日時に貴局にて処分等相手方より契約保証金を受け入れていただく
必要がありますので、手続きの程よろしくお願ひいたします。

記

1. 貸付物件

- (1) 所 在 地 豊中市野田町 1501 番
- (2) 口 座 名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区 分・数 量 土 地・8,770.43 m²

2. 契約保証金受入れについて

- (1) 金額 金 27,300,000 円
- (2) 日時 平成 27 年 5 月 7 日 午前 11 時 00 分

以 上

案 6

E W 第 2 0 号
平成 27 年 5 月 日

歳入徵収官大阪航空局長 殿

契約担当官

近畿財務局長 富永 哲夫

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の貸付契約に伴う
債権発生通知について

平成 25 年 4 月 30 日付阪空補第 590 号をもって貴局より処分依頼がありました下記財産につきまして、貸付契約（公正証書による事業用定期借地契約）を締結しましたので、国の債権等に関する法律第 12 条の規定に基づき通知します。

また、計算証明規則第 16 条及び 18 条に基づき必要書類（別紙 2）を送付します。

記

1. 貸付物件

- (1) 所 在 地 豊中市野田町 1501 番
- (2) 口 座 名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区分・数量 土 地・8,770.43m²

2. 債務者の住所及び氏名

- (1) 住 所 大阪市淀川区塙本 1 丁目 6 番 25 号
- (2) 氏 名 学校法人森友学園
- (3) 送 付 先 住所と同様

3. 債権金額 別紙 1 のとおり

4. 契約締結日 平成 27 年 月 日

5. 債権発生原因等

- (1) 債権発生の原因 貸付契約（事業用定期借地契約）
- (2) 債権の発生年度 平成 27 年度～平成 30 年度

以上

案
7

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第一年次	第1回	2,275,000円	納入告知書の指定期日	
	第2回	2,275,000円	平成27年6月20日	
	第3回	2,275,000円	平成27年7月20日	
	第4回	2,275,000円	平成27年8月20日	
	第5回	2,275,000円	平成27年9月20日	
	第6回	2,275,000円	平成27年10月20日	
	第7回	2,275,000円	平成27年11月20日	
	第8回	2,275,000円	平成27年12月20日	
	第9回	2,275,000円	平成28年1月20日	
	第10回	2,275,000円	平成28年2月20日	
	第11回	2,275,000円	平成28年3月20日	
	第12回	2,275,000円	平成28年4月30日	
計		27,300,000円		
第二年次	第1回	2,275,000円	平成28年5月20日	
	第2回	2,275,000円	平成28年6月20日	
	第3回	2,275,000円	平成28年7月20日	
	第4回	2,275,000円	平成28年8月20日	
	第5回	2,275,000円	平成28年9月20日	
	第6回	2,275,000円	平成28年10月20日	
	第7回	2,275,000円	平成28年11月20日	
	第8回	2,275,000円	平成28年12月20日	
	第9回	2,275,000円	平成29年1月20日	
	第10回	2,275,000円	平成29年2月20日	
	第11回	2,275,000円	平成29年3月20日	
	第12回	2,275,000円	平成29年4月30日	
計		27,300,000円		
第三年次	第1回	2,275,000円	平成29年5月20日	
	第2回	2,275,000円	平成29年6月20日	
	第3回	2,275,000円	平成29年7月20日	
	第4回	2,275,000円	平成29年8月20日	
	第5回	2,275,000円	平成29年9月20日	
	第6回	2,275,000円	平成29年10月20日	
	第7回	2,275,000円	平成29年11月20日	
	第8回	2,275,000円	平成29年12月20日	
	第9回	2,275,000円	平成30年1月20日	
	第10回	2,275,000円	平成30年2月20日	
	第11回	2,275,000円	平成30年3月20日	
	第12回	2,275,000円	平成30年4月30日	
計		27,300,000円		

1. 計算証明規則第16条に基づく添付書類

- (1) 普通財産貸付決議書
- (2) 貸付申請書
- (3) 国有財産有償貸付合意書
- (4) 事業用定期借地権設定に係る公正証書

2. 計算証明規則第18条に基づく添付書類

- (1) 予定価格調査
- (2) 予定価格算出基礎資料（評価調査）
- (3) 見積書

3. その他参考書類

- (1) 国有財産売買予約契約書
- (2) 確認書
- (3) 位置図
- (4) 測量図
- (5) 不動産鑑定書（副本）

E W 第 20 号
平成27年5月 日

大阪航空局長 殿

近畿財務局長 富永 哲夫

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所屬普通財産の契約完了通知について

平成25年4月30日付阪空補第590号をもって貴局より処分依頼がありました下記財産に係る標記のことにつきまして、別添のとおり貸付契約（公正証書による事業用定期借地契約）を締結しましたので、通知します。

記

1. 貸付物件

- (1) 所 在 地 豊中市野田町1501番
- (2) 口 座 名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区 分・數 量 土 地・8,770.43m²

2. 契約相手方

- (1) 住所 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号
- (2) 名称 学校法人森友学園

以 上



統括官	上席	管理官
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

財理第2109号
平成27年4月30日

近畿財務局長 殿

財務省理財局長 中原 広



普通財産の貸付けに係る特例処理について

平成27年2月4日付近財統一1第182号で申請のあった標記のことについては、申請のとおり承認する。



別紙第1号様式

統括官	上席	管理官

平成27年4月28日

申請書

財務大臣 殿

住所又は
所在地 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号

申請者

学校法人 森友学園

氏名又は
名 称 理事長

普通財産貸付申請書

下記のとおり普通財産の貸付けを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所在地	区分	種目	構造	数量	希望貸付期間	使用目的	摘要
豊中市野田町 1501番	土地	宅地	一	8,770.43m ²	10年	小学校敷地	

【添付書類】

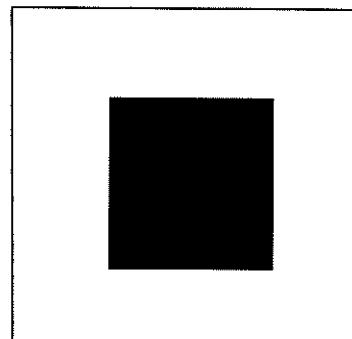
履歴事項全部証明書

印鑑証明書

*発行から3ヶ月以内のものに限る

印鑑証明書

会社法人等番号 1200-05-004758



名 称 学校法人森友学園
 主たる事務所 大阪市淀川区塚本一丁目6番25号
 理事長 龍池 廉 博
 [Redacted] 日生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。
 (大阪法務局管轄)

平成27年 4月21日
 大阪法務局北出張所
 登記官

脇 本 佳 昭



整理番号 A164348

1963294N

履歴事項全部証明書

大阪市淀川区塙本一丁目6番25号

学校法人森友学園

会社法人等番号 1200-05-004758

名称	学校法人森友学園	
主たる事務所	<u>大阪市淀川区塙本四丁目7番8号</u>	
	大阪市淀川区塙本一丁目6番25号	平成18年 4月 1日移転 ----- 平成18年 6月19日登記
法人成立の年月日	昭和46年3月18日	
目的等	<p>目的及び事業並びに設置する私立学校の名称 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、国家有為な人材を育成することを目的とする 設置する私立学校の名称 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 塙本幼稚園幼稚教育学園 平成21年 4月 1日変更 平成21年 4月10日登記</p>	
役員に関する事項	大阪府豊中市本町六丁目12番62号 理事長 龍池 康博	平成23年 2月11日就任 ----- 平成23年 2月17日登記
資産の総額	<u>金2億5295万4116円</u> 平成23年 3月31日変更 平成23年 6月27日登記 <u>金3億2683万1176円</u> 平成24年 3月31日変更 平成24年 6月14日登記 <u>金3億8687万2394円</u> 平成25年 3月31日変更 平成25年 6月17日登記 <u>金4億2028万7862円</u> 平成26年 3月31日変更 平成26年 6月 9日登記	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成12年 4月20日移記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

平成27年 4月21日
大阪法務局北出張所
登記官

脇 本 佳



新規学校設立案件 収支計画・借入返済計画概要(初年度1,2年生を募集 小学校2クラス)

生徒数 100%

収支計画		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度		平成36年度		平成37年度	
		△2月目	△1期目	1月目	2期目	3月目	4期目	5月目	6期目	7月目	8期目	9月目	10期目												
新規登録料	人			3,400	1,700		1,700		1,700		1,700		1,700		1,700		1,700		1,700		1,700		1,700		
新規登録料	人			52,000	32,000		32,000		32,000		32,000		32,000		32,000		32,000		32,000		32,000		32,000		
新規登録料	人			26,000	16,000		16,000		16,000		16,000		16,000		16,000		16,000		16,000		16,000		16,000		
新規登録料	人			78,000	126,000		174,000		222,000		270,000		288,000		288,000		288,000		288,000		288,000		288,000		
新規登録料	人			31,200	50,400		69,600		93,800		108,000		115,200		115,200		115,200		115,200		115,200		115,200		
新規登録料	人			16,300	33,600		50,400		67,200		84,000		100,800		100,800		100,800		100,800		100,800		100,800		
新規登録料	人	0	0	233,000	284,900		370,500		472,100		54,400		54,000		57,600		57,600		57,600		57,600		57,600		
新規登録料	人			55,000	72,930		91,555		110,896		130,974		133,594		133,594		133,594		133,594		133,594		133,594		
新規登録料	人			10,500	14,280		14,565		18,571		22,731		23,186		23,186		23,186		23,186		23,186		23,186		
新規登録料	人			10,000	10,000		10,000		10,000		10,000		10,000		10,000		10,000		10,000		10,000		10,000		
新規登録料	人			24,000	28,800		34,560		41,472		49,766		49,766		49,766		49,766		49,766		49,766		49,766		
新規登録料	人			36,000	24,000		28,800		34,360		41,472		49,766		49,766		49,766		49,766		49,766		49,766		
新規登録料	人			6,000	27,300		27,300		27,300		27,300		27,300		27,300		27,300		27,300		27,300		27,300		
新規登録料	人			15,600	25,200		34,600		44,400		54,000		57,600		57,600		57,600		57,600		57,600		57,600		
新規登録料	人			20,000	20,000		20,000		20,000		20,000		20,000		20,000		20,000		20,000		20,000		20,000		
新規登録料	人			63,000	185,400		227,310		267,341		314,111		364,530		371,212		343,912		343,912		343,912		343,912		
新規登録料	人		△ 30,000	△ 63,300	36,600	57,580	111,159	157,986	201,162	240,006	207,386	267,388	267,388	267,388	267,388	267,388	267,388	267,388	267,388	267,388	267,388	267,388	267,388		
※2土地購入額:750,000円																									

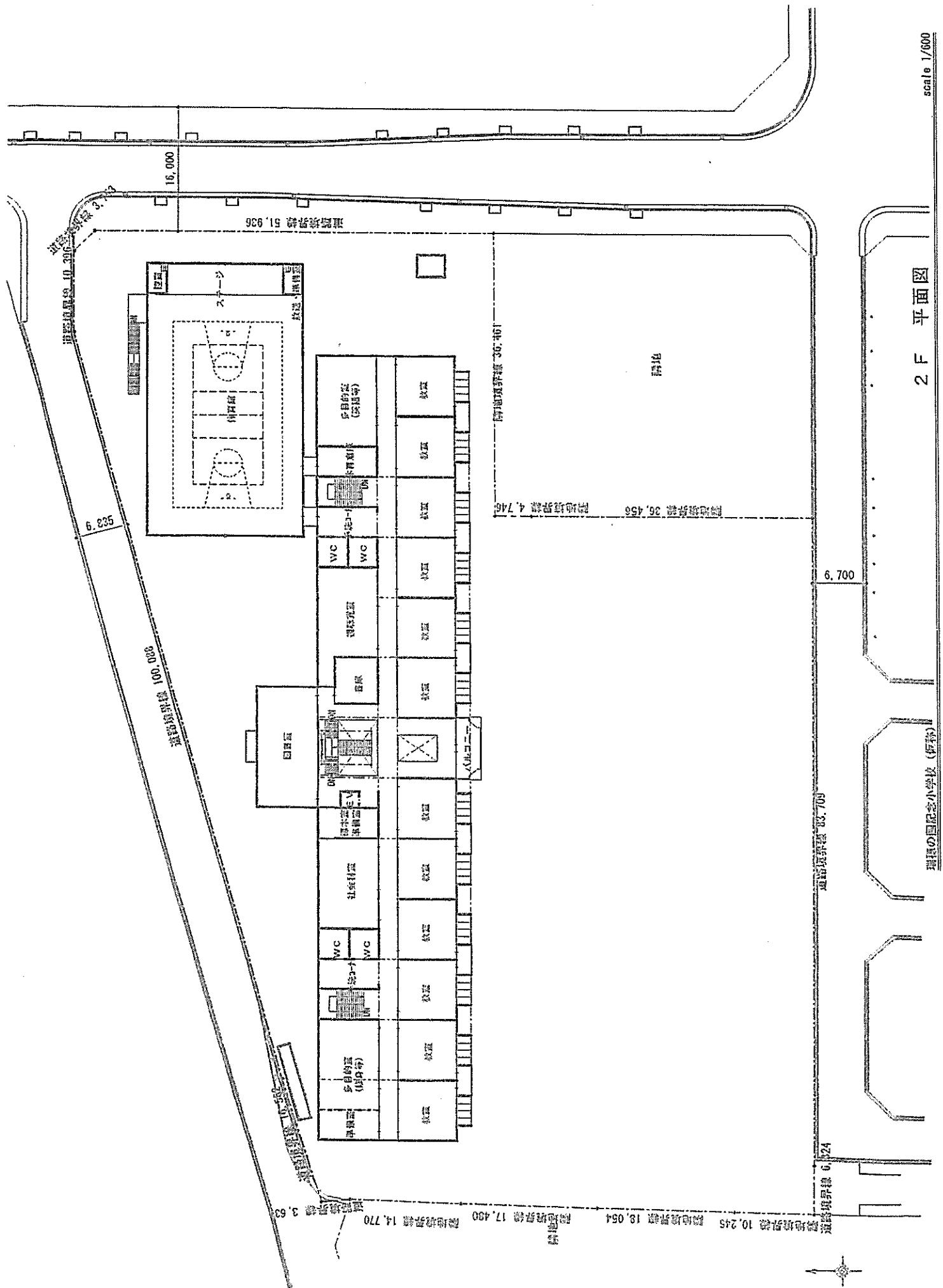
借入返済計画		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度		平成36年度		平成37年度	
		△2月目	△1期目	1月目	2期目	3月目	4期目	5月目	6期目	7月目	8期目	9月目	10期目												
自己資金・利子無負担金	人	239,000	261,000	512,700	△ 82,700		24,050	186,049	394,038	645,200	935,287	502,675	90,000	10期目											
事業費	人	△ 8,000	△ 63,300	36,600	57,580	111,159	157,986	201,162	240,006	267,388	267,388	267,388	267,388	267,388	267,388	267,388	267,388	267,388	267,388	267,388	267,388	267,388	267,388		
事業費(交付措置)	人	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000		
(償還予定期)	人																								
経営費・土建費人	人																								
経営費・教育費人	人																								
新規登録料	人																								
新規登録料	人																								
信入金	人																								
水生里然会計	人	261,000	512,700	△ 82,700	24,690	166,049	394,038	645,200	935,287	502,675	502,675	820,063	1,137,451	1,137,451	1,137,451	1,137,451	1,137,451	1,137,451	1,137,451	1,137,451	1,137,451	1,137,451	1,137,451	1,137,451	

借定条件

1. 1学年2クラス
2. 1クラス40人
3. 初年度は1,2年生募集
※開設年度2年生のみ1クラス25人
4. 入学料550万円
5. 入学金400,000円(初年度のみ)
6. 施設費200,000円(初年度のみ)
7. 授業料月額50,000円
8. 教育光景料月額20,000円
9. 捐助金収入生徒1人年額210,000円
10. その他収入(バス代等)は収支ゼロ
11. 教員給与年額550万円
12. 職員給与年額360万円
13. 現時教員給与年額200万円
14. 教育研究経費・管理経費
月額200万円で5期目まで毎年2%増加
15. 地代は年額2730万円
- ※1 信地料は確定額ではない。(見積もり合わせ後に確定)
- ※2 土地購入費は確定額ではない。(見積もり合わせ後に確定)

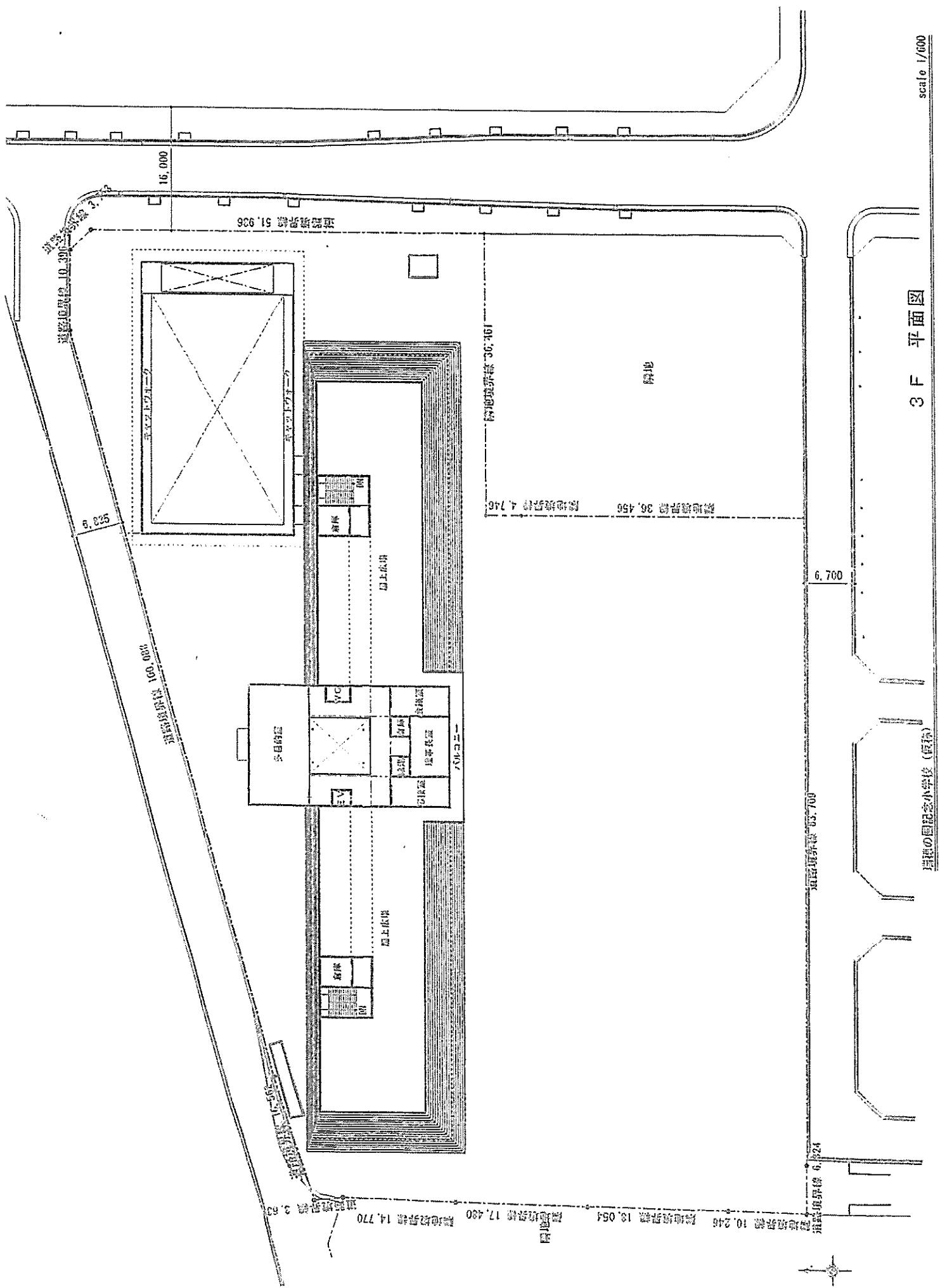
校舎の配置図、各階平面図、立面図

※1階平面図が校舎配置図を兼ねる。



3F 平面図

当時の国記念小学校（仮称）



scale 1/500

屋根伏図



階地高差標 36.456 階地高差標 4.746

階地高差標 36.461

階地

道路境界標 51.936

16.000

道路境界標 10.206

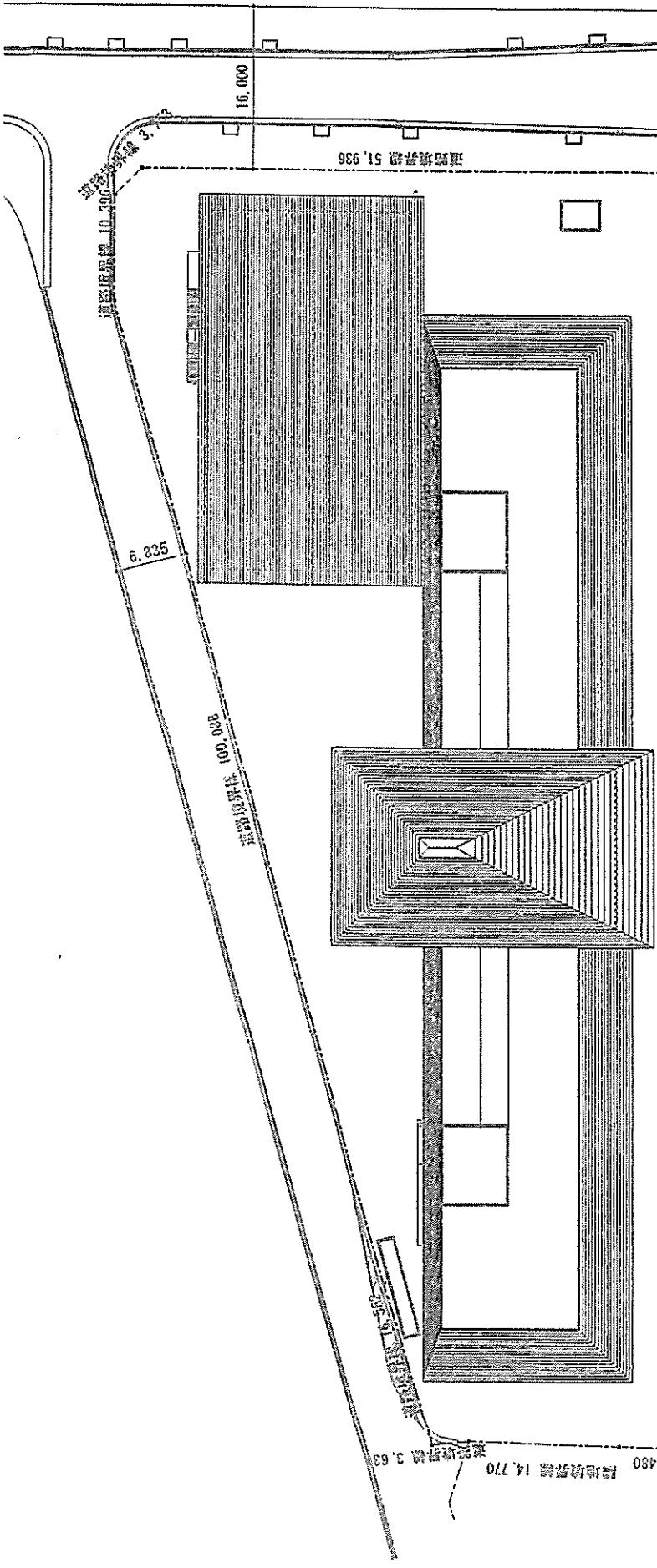
6.835

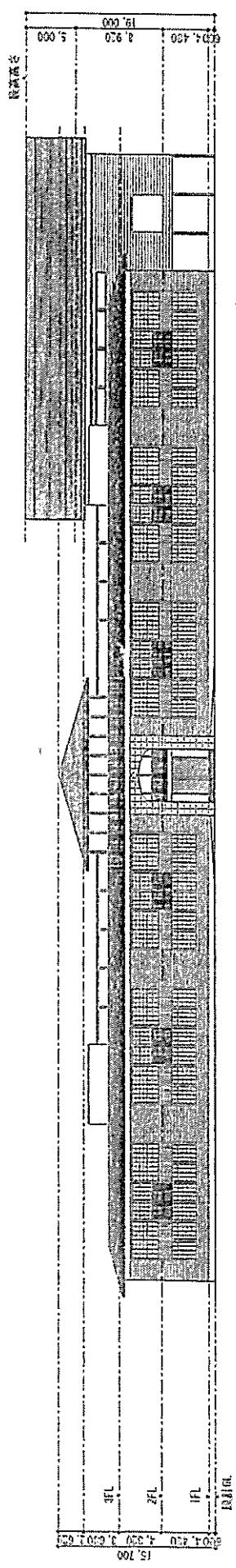
道路境界標 100.038

16.000

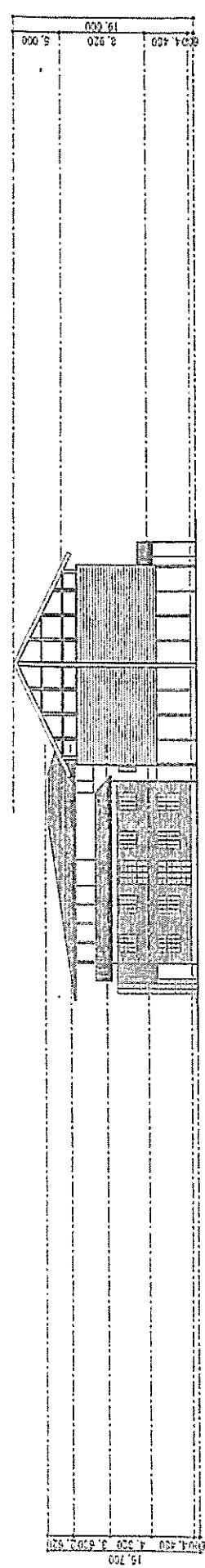
階地高差標 10.246 階地高差標 13.054 階地高差標 17.480 階地高差標 14.770

階地

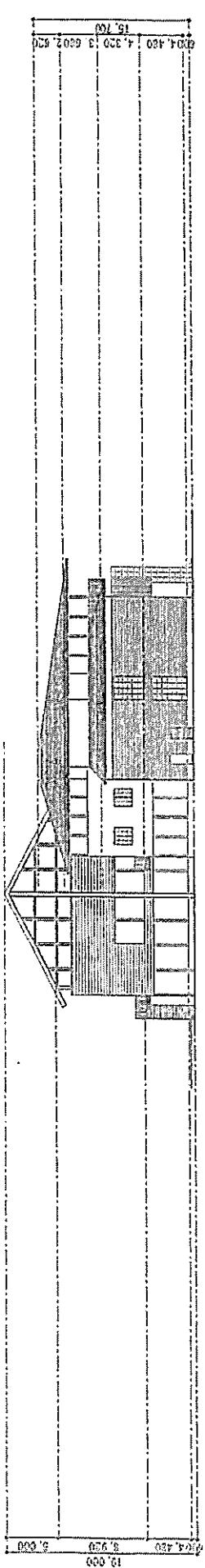




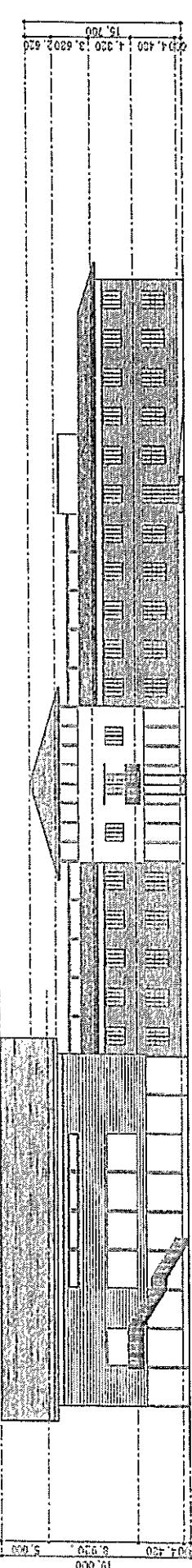
商立齋



立面圖



國立西華



北立齋集

瑞穂の國語小学校（飯村）

立圖

scale 1/600



統括官	上席	管理官

平成25年3月 / 日

近畿財務局長 殿

大阪市淀川区塚本一丁目1番25号

学校法人森友学園

理事長 龍池康博

要望書



下記国有地につきましては、平成25年8月26日付文書により貴局へ取得等要望書を提出しているところです。

今回の計画は小学校新設であるため、校舎建設等に多額の初期投資を必要とすること等から、当初の費用負担を極力抑えたいと考えております。

国有地の処分は売払いが原則であることは伺っておりますが、このような事情を斟酌いただき、下記国有地について10年間の事業用定期借地契約と売買予約契約の締結をお願いいたします。

売買予約契約締結後2年後を目途に遅くとも10年までの間に国有地を買受けることを確約します。なお、経営努力を行い、2年後より早期に国有地購入ができるよう努めます。

記

所在地 豊中市野田町1501番

区分・数量 土地・8,770.43m²

誓 約 書

学校法人森友学園

□ 私

□ 当法人 執事長 瓢池 康博

は、国と国有財産貸付契約を締結するにあたり、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなるても、異議は一切申し立てません。

また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は物件を第三者に賃貸すること。

契約担当官財務（支）局長殿

平成 27 年 3 月 / 日

住所又は所在地 大阪市淀川区塚本 1 丁目 6 番 25 号

氏名又は名称 学校法人森友学園 理事長 瓢池康博

※ 法人の場合には、別紙役員一覧を添付

役員一覧

役職名	氏名（ふりがな）	性別	住所	生年月日
理事長	かごいけやすひろ 籠池 康博	男	豊中市本町 6-12-62	
理事				
監事				

(注) 本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合には、その者も含む）全員を記載すること

第3号様式



統括官	上席	管理官	担当者
[Redacted]	[Redacted]	新根	鶴見

平成25年8月26日

近畿財務局長宛

住所 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号

地方公共団体名（法人名）学校法人
理事長 篠池康博

未利用国有地等の取得等要望について

下記の未利用国有地等について別紙のとおり要望します。

記

1. 財産の所在等

所 在 地： 豊中市野田町1501番
区分・数量： 宅地 8770, 43m²

2. 担当及び連絡先

理事長 篠池康博

TEL 06-6301-2166

携帯

もしくは事務担当

TEL

携帯

第3号様式(別紙)利用計画書

(社会福祉法人、学校法人用)

項目		内容	添付書類
1. 財産の所在等	(1) 所在地	豊中市野田町1501番	
	(2) 地目	宅地	
	(3) 数量	8770, 43m ²	
2. 利用用途		私立小学校用地	
3. 取得等方法	(1) 取得等方法	購入(できれば、当初は借地、その後に購入)	
	(2) 取得等時期	平成26年度予定	
	(3) 貸付要望期間	8年間は貸付を受けて、その後に購入したい。	
	(4) 建築物の構造	鉄筋コンクリート・鉄骨造4階建	
4. 取得等希望価格 (定期借地を希望される場合は、希望年額賃付料を記載)			
5. 要望理由	(1) 事業の必要性	イ 当該国有地で事業又は施設整備を必要とする理由(代替地の有無)	既設幼稚園の卒業生の進学先として豊中市に所在する当該国有地が適地であるため。
	(2) 事業の緊急性	イ 緊急に事業又は施設整備を必要とする理由	なし
		口 緊急の度合	なし
	(3) 事業の実現性	イ 事業計画の概要	別紙記載
		ロ 事業実施スケジュール	別紙記載
		ハ 事業に必要となる法令上の手続の有無等(許認可、補助金の有無等)	大阪府の許可
		ニ 事業に対する地域住民の意見等	なし
		ホ 資金計画(予算措置)の状況等※	別紙記載
	(4) 利用計画の妥当性	イ 当該施設規模の決定理由	既設幼稚園の卒業生数から規模を決定
		ロ 事業又は施設の利用見込※	別紙記載
(5) 整備する施設等の関係法令上の整合	イ 都市計画法		
	ロ 建築基準法	遮へい率60% 容積率200%	
	ハ 地元協定等	未定	
	ニ 地域の整備計画等		

第3号様式(別紙)利用計画書

項目	内容	添付書類
6. その他		

開 設 概 要

森 友 學 園

1. 開成小学校設置趣意書

設立代表者 瓶池 康博

山があり、白い雲の浮んだ青い空がすっきりと見え、目いっぱいに広がる田畠が頭いっぱいに広がっている風景。日本人の一最大好きな景色であります。つけてみると海が見え、川があり、富士山があり、農作業、漁業、林業の労働に汗をかく人たちと付近で遊んでいる子供たちの笑顔が付けたされると、比べようのない感情を伴った、なつかしい風景となるのです。

日本人の感性は素晴らしい、自然全体を我事のように思い、考え方、自然と共生一体化してきた歴史を積み重ね、八百萬神をあがめまつってきた。このことが、よこしまな事を考えた時に「神様がいるで候るぞ」の一首で日本の悠久の歴史での歴史の中における各時代の教育を非常に真摯に学び、一生努力実践に励んでいるという事が、文部省からも教見される。

平安時代には悲田院、足利時代には足利学校、江戸時代には各藩校、中央は昌平塾、ちまたには寺子屋などの、時の為政者が帝からまかされた日本の國民を天よりの預かりものとして、しっかりととした人間教育にあたってきた。近代國家になって開成校をはじめとする各学校、実業学校ができるばかり、開国時代を牽引し、素晴らしい偉人を輩出した。

東日本大震災はこの日本の國にとって、様々な教訓を与えて、國の指針の変化をもたらした。東北人を代表とする、全体を見て働く律儀さ、礼節を守り、人のことを自らのことのごとく思い、ルールにのっとって働く。

これは原日本人の特質であり、聖徳太子以前、神代の時代から培われてきた。また、和の文化として奈良・平安時代の自然との共生の中で過ごし、命を見つめてきた。極楽淨土的死生觀、鎌倉時代より武士の生き方と共に培われてきた武士道、情ひ、家び的な道、そこに商人・工業者・農民にも生き方が清潔であり、メリハリがあり、けじめなど、していいこととしてはならぬ事を律する道がてきた。それらを報いつくすように、仏教・神道の思想が人々に広まり、日本人の考え方、生き方が生まれてきた。

明治維新 majority の日本人独自の考え方、西洋よりの植民地化を防ぐべく、和魂洋才的考え方と富國強兵的考え方、明治天皇のつくられた教育勅語の 26 の徳目がプラスされ、「立派な日本人は、貧しい中にも美徳を持つた民族だ」と言われてきた。

刻して、先の大東亜戦争(太平洋戦争)後は、日本人の高邁なる現存する各國が独立自尊国家となるという理念を経済一辺倒の特化集中せしめ、エコノミックマニュアルといわれるごとき純金主義的、利己的な下賤な人たちを増殖せしめた。

その健やかに成長してきた日本人気質をゆがめたのが、大東亜（太平洋）戦争の敗戦であった。国それぞれの立場、考え方があったにせよ、有色人種で5大強国になった日本人に対する歴当たりは強かったのである。

明治維新時よりかなりきつく、軍部の廢止とともに武士道は廃れ、ハードに西欧化・アングロサクソン的文化共産主義文化にまみれてきた。その西欧共産的個人主義の伸長化とともに、日本人の美德をなくし、高度経済成長時は、まだ、戦前の文化を残っている人たちが、勤勉・労働活躍し、日本の名を上げた。しかし今は国の施策の曖昧さによって、勤労・勤勉感がなくなって久しい。

ここで重要なのは、原日本人を復活させ、日本文化の再生であり、教育の再興である。

大東亜戦争終結後、高度経済成長し、GNP世界第二位の国家になったものの我国は東北大震災を象徴とする未曾有の国家的危機に瀕している。国家としての品格を落とし、国民の道徳的退歩、国民としての自覚の欠如など、日本人のすばらしき精神性がもろくもくずれきり、世界に冠たる長い歴史と伝統にのっとって築きあげてきた秀れものの日本がわざわざ国際連合のとった協定（ことも核子条約・男女共同参画・雇用均等法・夫婦別姓など）に比肩するとことにより、日本人の品性をおとしめ世界超一流の教育力をわざわざ降下せしめた。政党政治の堕落、政治家としての資質の悪化、他民族に囲まれた國としての危機管理の欠落、など我が国の存在を疑わせるような事実が表面化してきた。これはひとえに民族劣化である。たいへんな時期に遭遇したと思われるをえない。現在の大人は國力としてのGNPの維持発展と日本国民としての自覚の上に将来の担い手である子供達の育成に心血をそそがねばならない。

学校法人添友学園は創立60年の歴史の中で幼稚園単体としての学校法人化第1号として学校法人としての幼児教育に他の幼稚園に先駆けて邁進してまいりました。すでに卒業生20,000名余が各界で活躍しています。歴史と伝統教育を実践する中で、日本人の『志』と『誠』そして『和』が戦後教育の中で喪失してしまい、幼児教育が大切だといわれながら本来の幼児教育（幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期と位置づけられ、幼児期における教育がその後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであると認識して教育にあたる）を推進してきた幼稚園は少数となってしまった。されど、大多数は保育所の延長となる今、これら少数の幼稚園の中で唯一の歴史と伝統教育カリキュラムを実践するうちに、幼児の成長した受け皿が必要で、その受け皿の中でさらにひと際の人間的成长（すなわち、常に革新の目を持ちinnovation- いかなることにも疑問の目を持つつつmotivation- 停滞することなく歴史を伝統文化を進化させることが重要であるmoving-）に誇らしの初等教育機関を自らの学園として開設する運びとなった。

この開設により足下の地域社会への貢献とともに、日本人を意識しつつ、アジア人として世界貢献できる人材育成期間ができたことになる。学力・人格とも優れた人材育成には都会の中にありながら郊外を恩わせる旗艦ロケーションの中で校舎やグランド、本校の特色である生活教育の場とし

ての施設が想像力を豊かにする自然をめいっぱい配置し、地域の公園や地域の文教施設と一体化したとしての立ち位置となる。

教師は溢れんばかりの情熱を以て子どもたち一人ひとりと向き合い長所を見開き、個性を伸長するのが使命である。算数力・国語力・歴史・道徳・自然、これも結果を知るのではなく、なぜ、こうなったのかという、プロセスとという方法であれば、どうなったのであるうと考えることが、これから日本にとって最優要となります。

我々は日本國の存在さには発展とともにそのためには一人一人の日本國民としての自覚を持ち、大いなる志をもって青少年の教育に邁進することを決意した。

孝行・忠節・和順・友愛・信義・勤学・立志・誠実・仁慈・礼貌
廉潔・忍耐・剛勇・公平・愛護・諒解・勵精

を教育の基本におき、國家國民の為になる國民としての人材開拓に主力をおき國際貢献をも視野に入れながら幅広い活躍ができる日本國民をそぞろあげていきたい。

ここに小学校を
に設置し、平成28年4月開校することを
宣言する。

3. 学級編制表

学年 年度	第1年度			第2年度			第3年度			第4年度			第5年度			第6年度		
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
平成 28年度	2	70	2	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成 29年度	2	70	2	80	2	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成 30年度	2	70	2	80	2	80	2	80	2	80	0	0	0	0	0	0	0	
平成 31年度	2	70	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	0	0	0	
平成 32年度	2	70	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	0	
平成 33年度	2	70	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	0	

4. 教職員編制表

年 度 区分	第1年度			第2年度			第3年度			第4年度			第5年度			第6年度		
	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
校長	1		1		1		1		1		1		1		1		1	
教頭	1		1		1		1		1		1		1		1		1	
教諭	4	1	6	2	8	2	10	3	12	3	12	3	12	3	12	3	12	3
講師			2		2		5		3		5		5		5		5	
保健師	1		1		1		1		1		1		1		1		1	
事務員	2	1	2	2	2	2	3	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3
学校医			1		1		1		1		1		1		1		1	
合計	9	5	11	7	13	10	16	9	18	12	18	12	18	12	18	12	18	12

8. 学則

平成 25 年 9 月 30 日

第 1 章　総則

(趣旨)

第 1 条 この学則は、学校教育法にもとづき、開成小学校に関する必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 本校は教育基本法および学校教育法に則り、開成小学校における教育機関として、初等普通教育を行い、児童の学力と人格の形成につとめ、社会の有為な形成者を養成することを目的とする。

(名称)

第 3 条 本校は、開成小学校という

(位置)

第 4 条 本校は、
に置く。

(収容定員)

第 5 条 本校の収容定員は、470 名とする。

(学校評価)

第 6 条 校長は、本校の教育活動および学校運営の状況について自己評価を行う。

2 校長は、前項に定める自己評価の結果をふまえて学校関係者評価を行う。

3 校長は、自己評価および学校関係者評価の結果を公表する。

4 校長は、自己評価および学校関係者評価の結果を理事長に報告する。

(学校評議員)

第 7 条 本校に学校評議員を置く。

2 学校評議員に関する必要な事項は、学校評議員規程による。

第 2 章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第 8 条 本校の修業年限は、6 年とする。

(学年)

第9条 学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日で

後期 10月1日から3月31日で

(休業日)

第11条 休業日は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律によって休日とされる日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日のうち、校長が定める日
- (4) 学園創立記念日
- (5) 春季休業日 4月1日から4月5日まで
- (6) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (7) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで
- (8) 学年末休業日 3月23日から3月31日まで
- (9) 前各号に掲げるもののほか、校長が教育上特に必要と定める日

2 教育上必要がある場合には、前項にかかわらず休業日を授業日に変更して授業を行うことがある。

3 非常災害その他の事情により、校長が必要と認めた場合は、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程及び授業日数

(教育課程)

第12条 教育課程は別表1に定める。

2 教育課程は、小学校学習指導要領の基準に基づき編成する。

(授業日数)

第13条 授業日数は毎学年210日以上とする。

第4章 学習の評価・評定及び課程の修了、卒業

(学習評価・評定)

第14条 学習評価は、平素の成績と考査等を総合して学年末に行う。

2 学習の評価および評定に関する必要な事項は、別に定める。

(課程の修了)

第15条 各学年の課程の修了は、別に定めるところによりれば、其が該年度の

2 各学年の課程の修了履定は、学年末に行う。

原級審查

第16条 校長は、教育上必要があると認められる場合は、別に定めるとところにより、原級に留め置くことがある。

《本草綱目》

第17条 校長は、全学年の教育課題を終了した者に対する卒業証書

2 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

第5章 遊戲組織

（此略超排）

第18条 本校に次の教職員を置く

三

(2). 活必再行未如也

(3) 數頭

(4) 辛盤

(5) 教諭

(6) 教育政策

(7) 司書校前

(8) 諸君而

(9) 疾病

(10) 等效微風

(11) その他必要な教職員

前項に定め

(1) 学校園

(2) 學校齒科醫

第32章 政治の運営

采 本校の運営は、開成小学校の運営
像を模して

(入学資格)

第20条 本校の第1学年に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、入学者の選抜に合格した者とする。

- (1) 市区町村長から就学通知書を受けた年齢満6歳以上の者
- (2) 校長が入学資格を認めた者

(入学志願)

第21条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書のほか別に定める書類および入学検定料を添えて校長に願い出なければならない。

2 入学検定料の納付に関する必要な事項は、別に定める。

(入学者の選抜)

第22条 入学志願者に対し、入学者選抜要項により入学者の選抜を行う。

2 前項の選抜による合格者は、校長が決定する。

(入学許可)

第23条 入学者の選抜に合格した者は、所定の期日までに入学金を納付し、別に定める書類を提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 入学金の納付に関する必要な事項は、別に定める。

(保護者)

第24条 入学者の選抜に合格した者の親権者または後見人は、保護者として届け出たうえ、誓約書を提出しなければならない。

2 保護者は、学校の教育活動に協力しなければならない。

3 保護者は、住所や氏名などの届出内容を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

4 保護者が死亡または失踪したとき、新たな保護者は速やかに届け出なければならない。

(編入学)

第25条 校長は、教育上支障がないと認められる場合は、第2学年以上の相当の学年に編入学を許可することができる。

2 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第26条 校長は、特別の事情があり、教育上支障がないと認められる場合は、第2学年以

上の相当の学年に転入学を許可することができる。

2 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(総転入学資格)

第27条 初入学または転入学できる者は、相当年齢に達し、校長が前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認めた者とする。

(複転入学の志願、選抜、入学手続き、保護者)

第28条 総入学および転入学については、第21条から第24条までを準用する。

(休学)

第29条 児童が疾病その他やむを得ない事情により休学しようとするときは、校長に願い出なければならない。

2 校長は、前項の願い出が正当であると認めた場合は、休学を許可することができる。

3 休学期間を超えて復学できないときは、校長は退学を命じることがある。

4 休学に関する必要な事項は、別に定める。

(復学)

第30条 休学中の児童が復学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学)

第31条 児童が他の学校に転学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けねばならない。

(退学)

第32条 児童が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第33条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- (1) 学費または在籍料を納めない者
- (2) 休学期間を超えてなお復学しない者
- (3) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかつた者
- (4) 入学手続き完了者で、就学意図がない者
- (5) 死亡した者もしくは行方不明になった者

2 除籍に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 学費、その他納付金

(学費及び入学検定料等)

第34条 学費とは、入学会、授業料および教育充実費をいう。

2 学費、入学検定料およびその他の納付金(以下、「学費等」という。)の額は別表2に定める。

(学費等の納付)

第35条 保護者は、児童の在学中、所定の期日までに入学会を除く学費を納付しなければならない。

2 保護者は、休学を許可された場合、在籍料を納付しなければならない。

3 特別な事情のある場合は、別に定めるところにより、学費を減免するふとがある。

4 学費等の納付に関する必要な事項は、別に定める。

(納付金の不遅付)

第36条 すでに納入した学費等の納付金は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

第8章 賞罰

(表彰)

第37条 校長は、学業及び学校生活などにおいて他の児童の模範となる児童に対し、表彰することがある。

(懲戒)

第38条 児童がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分に反する行為のあつたときは、校長は懲戒を行う。

2 懲戒は、訓告および退学とする。

3 退学は次の各号の一に該当する児童に対して行うものとする。

(1) 学校生活における様行が不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業成績が不良で、卒業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく、出席状態が不良の者

(4) 学校内外において、反社会的な行いまたは著しい人権侵害を行った者など学校の秩序を乱し、その他本校児童としての本分に反した者

4 訓告は、前項各号の一に該当し、改後の情が明らかな者に行う。

(賠償)

第39条 呂童が本校の施設、設備または備品を破損または紛失した場合、保護者に賠償を求めることがある。

2 保護者は前項により賠償を求められたときは、速やかに賠償しなければならない。

第9章 改廃

(改廃)

第40条 この学則の改廃は、運営会において決定する。

教育課程表

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
国語	352	342	304	285	220	220
社会			76	114	114	114
算数	204	245	266	228	247	247

理科			114	133	130	130
生活	130	133				
音楽	74	76	68	68	67	67
图画工作	74	76	68	68	67	67
家庭					68	65
体育	111	114	114	114	95	95
道徳	50	50	50	50	50	50
特別活動	105	105	35	35	35	35
学習の時間			75	75		
外國語活動	30	30	30	30	35	35
総授業時数	1,130	1,171	1,200	1,200	1,128	1,125

幼稚園時代に1・2年次の教育は概略終了。

1・2年次は3年次の教育を実施。

- ・将棋
- ・柔道
- ・英語
- ・音楽(和洋)
- ・樂器演奏
- ・史学
- ・日本国語
- ・国史
- ・算数
- ・算盤
- ・国語
- ・修身
- ・礼法
- ・論語
- ・じの教育(宗教的情操)
- ・体育
- ・ラグビー
- ・剣道
- ・偉人伝
- ・國家的・歴史的

別表2(第34条関係)

(1) 入学検定料

(単位:円)

区分	金額
入学、新入学、転入学	20,000

(2) 学費

① 入学金

(単位:円)

区分	金額
入学、新入学、転入学	300,000

② 入学金以外の学費(年額)

(単位:円)

名称	金額
授業料	55,000×12ヶ月 660,000
教育充実費	5,000×12ヶ月 60,000

(3) 在籍料(月額)

(単位:円)

名称	金額
在籍料	1,000

①校地

面積 8,770 m²

校地の面積

区分	面積			備考
	専用	共用	計	
校舎敷地	1,499 m ²	m ²	1,499 m ²	
運動場	8,000 m ²	m ²	8,000 m ²	必要面積8,300 m ² 以上
その他	14,501 m ²	m ²	14,501 m ²	
計	24,000 m ²	m ²	24,000 m ²	

②校舎

構造 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下2階
 延床面積 4,213 m² (必要面積3,150 m²以上)

1路 2772

校舎の面積

棟	構造	階	室	面積			備考
				専用	共用	計	
1	RC造	1	普通教室	576 m ²	m ²	576 m ²	9室
1	RC造	2	普通教室	576 m ²	m ²	576 m ²	9室
			特別教室		m ²		
1	RC造	B1	音楽室	128 m ²	m ²	128 m ²	
1	RC造	B1	同上準備室	42 m ²	m ²	42 m ²	
1	RC造	2	図工家庭科	128 m ²	m ²	128 m ²	
1	RC造	2	同上準備室	32 m ²	m ²	32 m ²	
1	RC造	2	理科室	96 m ²	m ²	96 m ²	
1	RC造	2	同上準備室	32 m ²	m ²	32 m ²	
1	RC造	2	図書室	128 m ²	m ²	128 m ²	
1	RC造	2	同上準備室	24 m ²	m ²	24 m ²	
1	RC造	B2	事務室	18 m ²	m ²	18 m ²	
1	RC造	B1	校長応接	64 m ²	m ²	64 m ²	
1	RC造	B1	会議室	40 m ²	m ²	40 m ²	
1	RC造	1	放送室	12 m ²	m ²	12 m ²	
1	RC造	1	職員室	128 m ²	m ²	128 m ²	
1	RC造	1	保健室	64 m ²	m ²	64 m ²	
1	RC造	2	多目的	64 m ²	m ²	64 m ²	
			その他	2,060 m ²	m ²	2,060 m ²	
			計	4,213 m ²	m ²	4,213 m ²	

その他

棟	構造	階	室	面積			備考
				専用	共用	計	
1	RC造	B2	用務室	6 m ²	m ²	6 m ²	
1	RC造	B2	玄関ホール	40 m ²	m ²	40 m ²	
1	RC造	B2	WC	6 m ²	m ²	6 m ²	
1	RC造	B2	倉庫	36 m ²	m ²	36 m ²	
1	RC造	B2	廊下等	22 m ²	m ²	22 m ²	
1	RC造	B1	休憩室	31.5 m ²	m ²	31.5 m ²	
1	RC造	B1	更衣室(女)	26 m ²	m ²	26 m ²	
1	RC造	B1	更衣室(男)	16 m ²	m ²	16 m ²	
1	RC造	B1	WC	8 m ²	m ²	8 m ²	
1	RC造	B1	倉庫	16 m ²	m ²	16 m ²	
1	RC造	B1	廊下等	72.5 m ²	m ²	72.5 m ²	
1	RC造	1	配膳室	48 m ²	m ²	48 m ²	
1	RC造	1	ランチルーム	130 m ²	m ²	130 m ²	
1	RC造	1	玄関ホール	128 m ²	m ²	128 m ²	
1	RC造	1	倉庫・印刷	20 m ²	m ²	20 m ²	
1	RC造	1	研究室	32 m ²	m ²	32 m ²	
1	RC造	1	WC	80 m ²	m ²	80 m ²	
1	RC造	1	倉庫	24 m ²	m ²	24 m ²	
1	RC造	1	廊下等	256 m ²	m ²	256 m ²	
1	RC造	2	WC	64 m ²	m ²	64 m ²	
1	RC造	2	廊下等	272 m ²	m ²	272 m ²	
1	RC造	3	講堂	330 m ²	m ²	330 m ²	
1	RC造	3	控室	22 m ²	m ²	22 m ²	
1	RC造	3	ホール	46 m ²	m ²	46 m ²	
1	RC造	3	疊の間	132 m ²	m ²	132 m ²	
1	RC造	3	WC	26 m ²	m ²	26 m ²	
1	RC造	3	倉庫	24 m ²	m ²	24 m ²	
1	RC造	3	廊下等	146 m ²	m ²	146 m ²	
1	RC造	3	バルコニー	88 m ²	m ²	88 m ²	
1	RC造	3	屋上	666 m ²	m ²	666 m ²	

開成小学校新築工事 総合調査工事見積書

名 称	内 訳	箇 数	单位	单価	金額	備考
A 建築工事費		1	式		720,000,000	電気、機械、空調、EV 合計 体積請求書及び、厨房換気装置などの 4,213㎥(1,274坪)
B 外構工事	園庭、擁壁整備	1	式		40,000,000	
	樹 円	1	円		15,000,000	600m
	排水関係、その他	1	円		15,000,000	
	植樹費	1	円		12,000,000	
	小計				32,000,000	
C その他経費		1	円		3,000,000	地質調査各申請料
D 説明整理費		1	円		40,000,000	加差申請料
E 防犯設備費		1	円		2,000,000	
F 太陽光発電		1	円		3,000,000	
計					850,000,000	
消費税					42,500,000	
合計					892,500,000	

調度備品費	事務用品	1	円	1,500,000	
	事務機	1	円	1,500,000	
	学童用備品	1	円	12,000,000	札、椅子
	壁材	1	円	10,000,000	
	その他	1	円	2,500,000	電話料
	遊具体育器具費	1	円	3,000,000	
合計				35,500,000	
消費税				1,775,000	
合計				37,275,000	

総計

スケジュール表

H 2 5 . 9 . 2	近畿財務局 取得要望書 提出
H 2 5 . 9 . 5	大阪府 私学認可協議開始
H 2 5 . 1 0	融資銀行具体的協議開始
私学審議会提出書面の準備	
H 2 6 . 7	私学審議会（融資確定・土地購入等確定・校舎 圖面確定）
H 2 6 . 1 2	小学校設置認可
H 2 7 . 1	校舎工事入札
H 2 7 . 2	地質調査
H 2 7 . 4	校舎工事開始
H 2 7 . 8 . 中旬	児童募集
H 2 8 . 2 . 下旬	校舎竣工式
H 2 8 . 4 . 1	開学

10. 創立予算費・負債償還計画書

収入

科 目	予算額(千円)	適 用
設置者負担金	200,000 千円	
借 入 金	820,000 千円	
計	820,000 千円	

支 出

科 目	予算額(千円)	適 用
校地取得費	千円	定期借入
校舎建築費	600,000 千円	
教具等購入費	10,000 千円	
図書購入費	10,000 千円	
計	620,000 千円	

平 成 2 5 年 度

計 算 書 類

学校法人 森 友 学 園

1 学校法人 森友学園

第1号様式

資金収支計算書

平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで

(単位 円)

科 目	予 算	決 算	差 値
学生生徒等納付金収入	(73,700,000)	(73,994,975)	(△ 294,975)
保育料収入	34,000,000	34,098,900	△ 98,900
入園金収入	3,000,000	3,050,000	△ 50,000
教育費収入	19,500,000	19,544,000	△ 44,000
行事費収入	2,400,000	2,408,240	△ 8,240
給食費収入	11,300,000	11,354,500	△ 54,500
教材費収入	3,500,000	3,539,335	△ 39,335
寄付金収入	(4,900,000)	(4,950,444)	(△ 50,444)
一般寄付金収入	4,900,000	4,950,444	△ 50,444
補助金収入	(54,963,000)	(54,963,000)	(0)
大阪府経常費補助金	28,353,000	28,353,000	0
特別支援教育費補助金	9,408,000	9,408,000	0
就園奨励費補助金	17,202,000	17,202,000	0
資産運用収入	(6,850,000)	(6,859,126)	(△ 9,126)
受取利息・配当金収入	50,000	55,686	△ 5,686
施設設備利用料収入	6,800,000	6,803,440	△ 3,440
資産売却収入	(800,000)	(809,220)	(△ 9,220)
車輌売却収入	800,000	809,220	△ 9,220
事業収入	(10,000,000)	(10,217,240)	(△ 217,240)
用品代収入	2,000,000	2,073,650	△ 73,650
スクールバス維持費収入	4,900,000	4,920,000	△ 20,000
ホームクラス収入	1,000,000	1,048,590	△ 48,590
未就園児保育料収入	1,500,000	1,575,000	△ 75,000
未就園児教育費収入	600,000	600,000	0
雑収入	(4,900,000)	(5,080,546)	(△ 180,546)
退職金財団給付金収入	100,000	138,000	△ 38,000
その他の雑収入	3,400,000	3,472,660	△ 72,660
団体助成金収入	1,400,000	1,469,886	△ 69,886
借入金等収入	(339,900,000)	(334,000,000)	(△ 100,000)
長期借入金収入	319,600,000	319,678,000	△ 78,000
短期借入金収入	14,300,000	14,322,000	△ 22,000
前受金収入	(3,600,000)	(3,650,000)	(△ 50,000)
入学金前受金収入	3,100,000	3,150,000	△ 50,000
施設利用料前受金収入	500,000	500,000	0
その他の収入	(33,710,000)	(33,807,097)	(△ 97,097)
出資金返済収入	110,000	110,000	0
前期末未収入金回収収入	800,000	846,000	△ 46,000
立替金回収収入	10,900,000	10,932,178	△ 32,178
預り金受入収入	21,900,000	21,918,919	△ 18,919
資金収入調整勘定	(△ 3,600,000)	(△ 3,638,000)	(△ 38,000)
期末未収入金	100,000	138,000	△ 38,000
前期末前受金	3,500,000	3,500,000	0
前年度繰越支払資金	213,177,111	213,177,111	-
収入の部合計	736,900,111	737,870,759	△ 970,648

(単位 円)

支 出 の 部	科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	()	85,650,000	() 65,546,160	() 103,840
教員人件費支出		41,300,000	41,243,768	56,232
職員人件費支出		24,200,000	24,164,392	35,608
退職金支出		150,000	138,000	12,000
教育研究経費支出	()	30,500,000	() 29,813,296	() 686,704
消耗品費支出		4,200,000	4,118,871	81,129
光熱水費支出		1,400,000	1,396,255	3,745
旅費交通費支出		850,000	834,763	15,237
研究費支出		700,000	622,648	77,352
車両燃料費支出		500,000	423,577	76,423
通信運搬費支出		700,000	698,689	1,311
行事費支出		6,500,000	6,431,948	68,052
給食費支出		9,200,000	9,114,360	85,640
保健衛生費支出		600,000	536,247	63,753
修繕費支出		500,000	430,117	69,883
損害保険料支出		200,000	168,670	31,330
賃借料支出		2,400,000	2,397,957	2,043
諸会費支出		300,000	295,655	4,345
報酬委託手数料支出		2,400,000	2,328,910	71,090
雑費支出		50,000	14,629	35,371
管理経費支出	()	16,380,000	() 15,609,781	() 770,219
消耗品費支出		400,000	346,717	53,283
光熱水費支出		400,000	349,068	50,937
旅費交通費支出		800,000	744,950	55,050
車両燃料費支出		50,000	2,133	47,867
福利費支出		600,000	509,157	90,843
通信運搬費支出		200,000	170,006	29,994
修繕費支出		50,000	17,424	32,576
損害保険料支出		1,000,000	988,520	11,480
公租公課支出		1,500,000	1,472,744	27,256
広報費支出		300,000	281,495	18,505
諸会費支出		300,000	280,365	19,635
会議費支出		300,000	225,142	74,858
涉外費支出		1,400,000	1,385,036	14,964
報酬委託手数料支出		4,300,000	4,216,697	83,303
用品代支出		1,600,000	1,515,066	84,934
スクーラス維持費支出		2,100,000	2,076,760	23,240
ホームクラス支出		80,000	75,540	4,460
雑費支出		1,000,000	952,966	47,034
借入金等利息支出	()	3,800,000	() 3,776,628	() 23,372
借入金利息支出		3,800,000	3,776,628	23,372
借入金等返済支出	()	357,200,000	() 356,853,967	() 346,033
短期借入金返済支出		37,500,000	37,509,931	9,931
長期借入金返済支出		319,000,000	318,644,036	355,964
学校債返済支出		700,000	700,000	0
施設関係支出	()	1,100,000	() 1,065,750	() 34,250
建設仮勘定支出		1,100,000	1,065,750	34,250
設備関係支出	()	3,300,000	() 3,211,088	() 38,912
車両支出		3,300,000	3,211,088	38,912
その他の支出	()	26,550,000	() 26,303,900	() 246,100
保証金支払支出		150,000	141,750	8,250
保険積立金支払支出		1,100,000	1,028,160	71,840

1 学校法人 森友学園

(単位 円)

支出の部 科 目	予 算	決 算	差 異
前期末未払金支払支出	1,700,000	1,685,438	14,562
済り金支払支出	22,200,000	22,108,897	91,103
立替金支払支出	400,000	352,586	47,414
貯蔵品支払支出	1,000,000	987,069	12,931
予備費	(0) 1,000,000		1,000,000
資金支出調整勘定	(△ 4,500,000)	(△ 4,439,017)	(△ 60,983)
期末未払金	△ 4,500,000	△ 4,439,017	△ 60,983
次年度繰越支払資金	235,920,111	240,129,206	△ 4,209,095
支出の部合計	736,900,111	737,870,759	△ 970,648

1 学校法人 森友学園

第2号様式

資 金 収 支 内 訳 表

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

収 入 の 部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	緑本幼稚園	総 合 計	
学生生徒等納付金収入		(0)	(73,994,975)	(73,994,975)	
保育料収入		0	34,098,900	34,098,900	
入園金収入		0	3,050,000	3,050,000	
教育費収入		0	19,544,000	19,544,000	
行事費収入		0	2,408,240	2,408,240	
給食費収入		0	11,354,500	11,354,500	
教材費収入		0	3,539,335	3,539,335	
寄付金収入		(0)	(4,950,444)	(4,950,444)	
一般寄付金収入		0	4,950,444	4,950,444	
補助金収入		(0)	(54,963,000)	(54,963,000)	
大阪府経常費補助金		0	28,353,000	28,353,000	
特別支援教育費補助金		0	9,408,000	9,408,000	
就園奨励費補助金		0	17,202,000	17,202,000	
資産運用収入		(0)	(6,859,126)	(6,859,126)	
受取利息・配当金収入		0	55,686	55,686	
施設設備利用料収入		0	6,803,440	6,803,440	
資産売却収入		(0)	(809,220)	(809,220)	
車両売却収入		0	809,220	809,220	
事業収入		(2,175,000)	(8,042,240)	(10,217,240)	
用品代収入		0	2,073,650	2,073,650	
スクールバス維持費収入		0	4,920,000	4,920,000	
ホームクラス収入		0	1,048,590	1,048,590	
未就園児保育料収入		1,575,000	0	1,575,000	
未就園児教育費収入		600,000	0	600,000	
雑収入		(0)	(5,080,546)	(5,080,546)	
退職金財団給付金収入		0	138,000	138,000	
その他の雑収入		0	3,472,660	3,472,660	
団体助成金収入		0	1,469,886	1,469,886	
収入の部合計		2,175,000	154,699,551	156,874,551	

支 出 の 部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塙本幼稚園	総 合 計	
人件費支出		(128,500)	(65,417,660)	(65,546,160)	
教員人件費支出		0	41,243,768	41,243,768	
職員人件費支出		128,500	24,035,892	24,164,392	
退職金支出		0	138,000	138,000	
教育研究経費支出		(0)	(29,813,296)	(29,813,296)	
消耗品費支出		0	4,118,871	4,118,871	
光熱水費支出		0	1,396,255	1,396,255	
旅費交通費支出		0	834,763	834,763	
研究費支出		0	622,648	622,648	
車両燃料費支出		0	423,577	423,577	
通信運搬費支出		0	698,689	698,689	
行事費支出		0	6,431,948	6,431,948	
給食費支出		0	9,114,360	9,114,360	
保健衛生費支出		0	536,247	536,247	
修繕費支出		0	430,117	430,117	
損害保険料支出		0	168,670	168,670	
賃借料支出		0	2,397,957	2,397,957	
諸会費支出		0	295,655	295,655	
報酬委託手数料支出		0	2,328,910	2,328,910	
雑費支出		0	14,629	14,629	
管理経費支出		(480,000)	(15,129,781)	(15,609,781)	
消耗品費支出		0	346,717	346,717	
光熱水費支出		0	349,063	349,063	
旅費交通費支出		480,000	264,950	744,950	
車両燃料費支出		0	2,133	2,133	
福利費支出		0	509,157	509,157	
通信運搬費支出		0	170,006	170,006	
修繕費支出		0	17,424	17,424	
損害保険料支出		0	988,520	988,520	
公租公課支出		0	1,472,744	1,472,744	
広報費支出		0	281,495	281,495	
諸会費支出		0	280,365	280,365	
会議費支出		0	225,142	225,142	
涉外費支出		0	1,385,036	1,385,036	
報酬委託手数料支出		0	4,216,697	4,216,697	
用品代支出		0	1,515,066	1,515,066	
スクーラバス維持費支出		0	2,076,760	2,076,760	
ホームクラス支出		0	75,540	75,540	
雑費支出		0	952,966	952,966	
借入金等利息支出		(0)	(3,776,628)	(3,776,628)	
借入金利息支出		0	3,776,628	3,776,628	
施設関係支出		(1,065,750)	(0)	(1,065,750)	
建設仮勘定支出		1,065,750	0	1,065,750	
設備関係支出		(0)	(3,211,088)	(3,211,088)	
車両支出		0	3,211,088	3,211,088	
計		1,674,250	117,348,453	119,022,703	

1 学校法人 森友学園

第3号様式

人 件 費 支 出 内 訳 表

平成 25 年 4 月 1 日 から
平成 26 年 3 月 31 日 まで

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塙本幼稚園	総 合 計	
教員人件費支出		0	41,243,768	41,243,768	
本務教員		0	38,853,698	38,853,698	
教員本俸		0	25,110,000	25,110,000	
期末手当		0	7,065,000	7,065,000	
その他の手当		0	2,552,676	2,552,676	
所定福利費		0	4,126,022	4,126,022	
兼務教員		0	2,390,070	2,390,070	
職員人件費支出		128,500	24,035,892	24,164,392	
本務職員		0	22,232,327	22,232,327	
職員本俸		0	16,186,666	16,186,666	
期末手当		0	1,676,000	1,676,000	
その他の手当		0	1,709,902	1,709,902	
所定福利費		0	2,659,759	2,659,759	
兼務職員		128,500	1,803,565	1,932,065	
退職金支出		0	138,000	138,000	
職員退職金支出		0	138,000	138,000	
計		128,500	65,417,660	65,546,160	

1 学校法人 森友学園

第4号様式

消費収支計算書

平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで

(単位 円)

消費収入の部		予 算	決 算	差 异
科 目				
学生生徒等納付金	(73,700,000)	(73,994,975)	(△ 294,975)	
保育料	34,000,000	34,098,900	△ 98,900	
入園金	3,000,000	3,050,000	△ 50,000	
教育費	19,500,000	19,544,000	△ 44,000	
行事費	2,400,000	2,408,240	△ 8,240	
給食費	11,900,000	11,354,500	△ 54,500	
教材費	3,500,000	3,539,335	△ 39,335	
寄付金	(4,900,000)	(4,950,444)	(△ 50,444)	
一般寄付金	4,900,000	4,950,444	△ 50,444	
補助金	(54,963,000)	(54,963,000)	(0)	
大阪府経常費補助金	28,353,000	28,353,000	0	
特別支援教育費補助金	9,408,000	9,408,000	0	
就園奨励費補助金	17,202,000	17,202,000	0	
資産運用収入	(6,850,000)	(6,859,126)	(△ 9,126)	
受取利息・配当金	50,000	55,686	△ 5,686	
施設設備利用料	6,800,000	6,803,440	△ 3,440	
資産売却差額	(400,000)	(449,200)	(△ 49,200)	
車両売却差額	400,000	449,200	△ 49,200	
事業収入	(10,000,000)	(10,217,240)	(△ 217,240)	
用品代収入	2,000,000	2,073,650	△ 73,650	
スクーラス維持費収入	4,900,000	4,920,000	△ 20,000	
ホームクラス収入	1,000,000	1,048,590	△ 48,590	
未就園児保育料収入	1,500,000	1,575,000	△ 75,000	
未就園児教育費収入	600,000	600,000	0	
雑収入	(4,900,000)	(5,080,546)	(△ 180,546)	
退職金財団給付金収入	100,000	138,000	△ 38,000	
その他の雑収入	3,400,000	3,472,660	△ 72,660	
団体助成金収入	1,400,000	1,469,886	△ 69,886	
帰属収入合計	155,713,000	156,514,531	△ 801,531	
基本金組入額合計	△ 17,000,000	△ 17,199,308	△ 199,308	
消費収入の部合計	138,713,000	139,314,723	△ 601,723	

(単位 円)

消費支出の部		予 算	決 算	差 異
人件費		(65,650,000)	(65,546,160)	(103,840)
教員人件費		41,300,000	41,243,768	56,232
職員人件費		24,200,000	24,164,392	35,608
退職金		150,000	138,000	12,000
教育研究経費		(38,100,000)	(37,354,511)	(745,489)
消耗品費		4,200,000	4,118,871	81,129
光熱水費		1,400,000	1,396,255	3,745
旅費交通費		850,000	834,763	15,237
研究費		700,000	622,648	77,352
車輌燃料費		500,000	423,577	76,428
通信運搬費		700,000	698,689	1,311
行事費		6,500,000	6,431,948	68,052
給食費		9,200,000	9,114,360	85,640
保健衛生費		600,000	536,247	63,753
修繕費		500,000	430,117	69,883
損害保険料		200,000	168,670	31,330
賃借料		2,400,000	2,397,957	2,043
諸会費		300,000	295,655	4,345
報酬委託手数料		2,400,000	2,328,910	71,090
建物減価償却額		6,900,000	6,893,579	6,421
構築物減価償却額		50,000	43,000	7,000
教育用機器減価償却額		650,000	604,636	45,364
雑費		50,000	14,629	35,371
管理経費		(17,230,000)	(16,421,764)	(808,236)
消耗品費		400,000	346,717	53,283
光熱水費		400,000	349,063	50,937
旅費交通費		800,000	744,950	55,050
車輌燃料費		50,000	2,133	47,867
福利費		600,000	509,157	90,843
通信運搬費		200,000	170,006	29,994
修繕費		50,000	17,424	32,576
損害保険料		1,000,000	988,520	11,480
公租公課		1,500,000	1,472,744	27,256
広報費		300,000	281,495	18,505
諸会費		300,000	280,365	19,635
会議費		300,000	225,142	74,858
涉外費		1,400,000	1,385,036	14,964
報酬委託手数料		4,300,000	4,216,697	83,303
用品代支出		1,600,000	1,515,066	84,934
スクールバス維持費支出		2,100,000	2,076,760	23,240
ホームクラス支出		80,000	75,540	4,460
その他機器減価償却額		850,000	811,983	38,017
雑費		1,000,000	952,966	47,034
借入金等利息		(3,800,000)	(3,776,628)	(23,372)
借入金利息		3,800,000	3,776,628	23,372
予備費		(0)		1,000,000
消費支出の部合計		125,780,000	123,099,063	2,680,937
当年度消費収入超過額		12,933,000	16,215,660	
前年度繰越消費収入超過額		62,277,560	62,277,560	
翌年度繰越消費収入超過額		75,210,560	78,493,220	

1 学校法人 森友学園

第5号様式

消費収支内訳表

平成25年 4月 1日 から

平成26年 3月 31日 まで

消費収入の部

(単位 円)

科 目 部 門	学 校 法 人	壇本幼稚園	総 合 計	
学生生徒等納付金	(0)	(73,994,975)	(73,994,975)	
保育料	0	34,098,900	34,098,900	
入園金	0	3,050,000	3,050,000	
教育費	0	19,544,000	19,544,000	
行事費	0	2,408,240	2,408,240	
給食費	0	11,354,500	11,354,500	
教材費	0	3,539,335	3,539,335	
寄付金	(0)	(4,950,444)	(4,950,444)	
一般寄付金	0	4,950,444	4,950,444	
補助金	(0)	(54,963,000)	(54,963,000)	
大阪府経常費補助金	0	28,353,000	28,353,000	
特別支援教育費補助金	0	9,408,000	9,408,000	
就園奨励費補助金	0	17,202,000	17,202,000	
資産運用収入	(0)	(6,859,126)	(6,859,126)	
受取利息・配当金	0	55,686	55,686	
施設設備利用料	0	6,803,440	6,803,440	
資産売却差額	(0)	(449,200)	(449,200)	
草柄売却差額	0	449,200	449,200	
事業収入	(2,175,000)	(8,042,240)	(10,217,240)	
用品代収入	0	2,073,650	2,073,650	
メーリバ維持費収入	0	4,920,000	4,920,000	
ホームクラス収入	0	1,048,590	1,048,590	
未就園児保育料収入	1,575,000	0	1,575,000	
未就園児教育費収入	600,000	0	600,000	
雑収入	(0)	(5,080,546)	(5,080,546)	
退職金財団給付金収入	0	138,000	138,000	
その他の雑収入	0	3,472,660	3,472,660	
団体助成金収入	0	1,469,886	1,469,886	
帰属収入合計	2,175,000	154,339,531	156,514,531	
基本金組入額合計	0	△ 17,199,808	△ 17,199,808	
消費収入の部合計	2,175,000	137,139,723	139,314,723	

消費支出の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塙本幼稚園	総 合 計
人件費		(128,500)	(65,417,660)	(65,546,160)
教員人件費		0	41,243,768	41,243,768
職員人件費		128,500	24,035,892	24,164,392
退職金		0	138,000	138,000
教育研究経費		(0)	(37,354,511)	(37,354,511)
消耗品費		0	4,118,871	4,118,871
光熱水費		0	1,396,255	1,396,255
旅費交通費		0	834,763	834,763
研究費		0	622,648	622,648
車輌燃料費		0	423,577	423,577
通信運搬費		0	698,689	698,689
行事費		0	6,431,948	6,431,948
給食費		0	9,114,360	9,114,360
保健衛生費		0	536,247	536,247
修繕費		0	430,117	430,117
損害保険料		0	168,670	168,670
賃借料		0	2,397,957	2,397,957
諸会費		0	295,655	295,655
報酬委託手数料		0	2,328,910	2,328,910
建物減価償却額		0	6,893,579	6,893,579
構築物減価償却額		0	43,000	43,000
教育用機器減価償却額		0	604,636	604,636
雑費		0	14,629	14,629
管理経費		(480,000)	(15,941,764)	(16,421,764)
消耗品費		0	346,717	346,717
光熱水費		0	349,063	349,063
旅費交通費		480,000	264,950	744,950
車輌燃料費		0	2,133	2,133
福利費		0	509,157	509,157
通信運搬費		0	170,006	170,006
修繕費		0	17,424	17,424
損害保険料		0	988,520	988,520
公租公課		0	1,472,744	1,472,744
広報費		0	281,495	281,495
諸会費		0	280,365	280,365
会議費		0	225,142	225,142
涉外費		0	1,385,036	1,385,036
報酬委託手数料		0	4,216,697	4,216,697
用品代支出		0	1,515,066	1,515,066
カーバス維持費支出		0	2,076,760	2,076,760
ホームクラス支出		0	75,540	75,540
その他機器減価償却額		0	811,983	811,983
雑費		0	952,966	952,966
借入金等利息		(0)	(3,776,628)	(3,776,628)
借入金利息		0	3,776,628	3,776,628
消費支出の部合計		608,500	122,490,563	123,099,063

第6号様式

貸 借 対 照 表
平成 26 年 3 月 31 日 現在

(単位 円)

資産の部		本年度末	前年度末	増減
固定資産		513,634,778	517,011,248	△ 3,376,470
有形固定資産		508,621,986	513,058,366	△ 4,436,380
土地		240,090,721	240,090,721	0
建物		257,702,433	264,596,012	△ 6,893,579
構築物		157,667	200,667	△ 43,000
教育研究用機器備品		1,680,880	2,285,516	△ 604,636
その他の機器備品		4,713,443	5,525,426	△ 811,983
車両		3,211,092	360,024	2,851,068
建設仮勘定		1,065,750	0	1,065,750
その他の固定資産		5,012,792	3,952,882	△ 1,059,910
電話加入権		214,322	214,322	0
保証金		141,750	0	141,750
出資金		30,000	140,000	△ 110,000
保険積立金		4,626,720	3,598,560	△ 1,028,160
流动資産		241,606,861	224,955,289	△ 16,651,572
現金及び預金		240,129,206	213,177,111	△ 26,952,095
未収入金		138,000	846,000	△ 708,000
貯蔵品		987,069	0	987,069
立替金		352,586	10,932,178	△ 10,579,592
資産の部合計		755,241,639	741,966,537	△ 13,275,102
負債の部		本年度末	前年度末	増減
固定負債		298,626,000	322,844,036	△ 24,218,036
長期借入金		295,126,000	318,644,036	△ 23,518,036
学校債		0	700,000	△ 700,000
預り保証金		3,500,000	3,500,000	0
流动負債		36,327,777	32,250,107	△ 4,077,670
短期借入金		24,552,000	23,187,931	△ 1,364,069
未払金		4,439,017	1,685,438	△ 2,753,579
入学金前受金		3,150,000	3,000,000	△ 150,000
施設利用料前受金		500,000	500,000	0
預り金		3,686,760	3,876,738	△ 189,978
負債の部合計		334,953,777	355,094,143	△ 20,140,366
基金の部		本年度末	前年度末	増減
第1号基本金		328,794,642	311,594,834	△ 17,199,808
第4号基本金		13,000,000	13,000,000	0
基本金の部合計		341,794,642	324,594,834	△ 17,199,808
消費収支差額の部		本年度末	前年度末	増減
翌年度繰越消費収入超過額		78,493,220	62,277,560	△ 16,215,660
消費収支差額の部合計		78,493,220	62,277,560	△ 16,215,660
科 目	本年度末	前年度末	増減	
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計	755,241,639	741,966,537	△ 13,275,102	

注記事項

1. 重要な会計方針

・引当金の計上基準

退職給与引当金

期末預支給額 12,873,200円 は私学退職金財団よりの交付金額と同額であるため
退職給与引当金は計上していない。

2. 重要な会計方針の変更等

なし

3. 減価償却額の累計額の合計額

75,576,045 円

4. 徹底不能引当金の合計額

0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地 240,090,721 円

建物 257,702,433 円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

255,617,711 円

7. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属性	役員、法人の名称	住所	資本金	事業の内容	譲渡後の所有割合	関連内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
						役員の持分	事業上の関係				
関係法人	学校法人 藤池学園	大阪市		幼稚園		6名		資金貸付	0	立替金	0
								資金回収	10,409,559		

(2) 後発事象

平成26年2月21日に開催された評議会・理事会において、平成26年4月1日より大阪市住之江区南港所在の学校法人藤池学園成幼稚園の在園児を引き受けることを決定した。

固定資産明細表

自平成25年4月1日至平成26年3月31日

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘要													
							有形固定資産	建物	構築物	教育研究用機器備品	その他の機器備品	車両	建設仮勘定	計	その他	電話加入権	出資金	保証金	保険積立金	合計
土地	240,090,721	0	0	240,090,721	0	240,090,721														
建物	313,344,500	0	0	313,344,500	55,642,067	257,702,433														
構築物	430,000	0	0	430,000	272,333	157,667														
教育研究用機器備品	9,524,308	0	0	9,524,308	7,843,428	1,680,380														
その他の機器備品	9,866,167	0	0	9,866,167	5,152,724	4,713,443														
車両	11,465,700	5,037,035	6,626,150	9,876,585	6,665,493	3,211,092														
建設仮勘定	0	1,065,750	0	1,065,750	0	1,065,750														
計	584,721,396	6,102,785	6,626,150	583,132,281	75,576,045	508,621,986														
その他																				
電話加入権	214,322	0	0	214,322	0	214,322														
出資金	140,000	0	110,000	30,000	0	30,000														
保証金	0	141,750	0	141,750	0	141,750														
保険積立金	3,598,560	1,028,160	0	4,626,720	0	4,626,720														
合計	3,952,882	1,169,910	110,000	5,012,792	0	5,012,792														
合計	588,674,273	7,272,695	6,736,150	588,145,073	75,576,045	513,634,773														

借入金明細表
自平成25年4月1日至平成26年3月31日

借入先	期首残高	当期増加額	期末残高	利率	返済期限	摘要
公的金融機関	-	-	-	-	-	
市中金融機関	-	-	-	-	-	
その他の長期借入金	156,000,000	※19,760,000	136,240,000	0.950%	平成38年2月	(施設費)※1
小計						担保:土地建物
公的金融機関	178,000,000	※19,114,000	158,886,000	0.950%	平成40年5月	
市中金融機関	225,581,967	0	225,581,967	0		
その他の長期借入金	116,250,000	0	116,250,000	0		
小計	341,831,967	334,000,000	341,831,967	295,126,000		
小計	-	-	-	-		
計	341,831,967	334,000,000	341,831,967	295,126,000		
公的金融機関	-	-	-	-		
市中金融機関	-	-	-	-		
その他の長期借入金	23,031,244	※38,874,000	37,353,244	24,552,000		
小計	23,031,244	※38,874,000	37,353,244	24,552,000		
合計	364,863,211	334,000,000	379,185,211	319,678,000		

※1 平成25年9月[REDACTED]より334,000,000円を借入、[REDACTED]の借入金を返済した。

基 本 金 明 細 表
平成25年4月1日 至平成26年3月31日

事項	要組入額	組入額	未組入額	摘要
第1号基本金 前期繰越高	584,935,718	311,594,834	273,340,884	
当期組入高 設備取得高				
(1) 土地 借入金返済額		10,523,173	△ 10,523,173	
(2) 建物 借入金返済額 計		7,200,000 0	△ 7,200,000 △ 7,200,000	
(3) 車両 取得額 除却額 計	5,037,035 △ 6,626,150 △ 1,589,115	5,037,035 △ 6,626,150 △ 1,589,115		
(3) 建設仮勘定 取得額 計	1,065,750 1,065,750	1,065,750 1,065,750		
小計	△ 523,365	17,199,808	△ 17,723,173	
当期末残高	584,412,353	328,794,642	255,617,711	
第4号基本金 前期繰越高	13,000,000	13,000,000	0	
当期組入高	0	0	0	
当期末残高	13,000,000	13,000,000	0	
合計 前期繰越高		324,594,834	273,340,884	
当期組入高		17,199,808	△ 17,723,173	
当期末残高		341,794,642	255,617,711	

平 成 2 4 年 度

計 算 書 類

学校法人 森 友 学 園

1 学校法人 森友学園

第1号様式

資 金 収 支 計 算 書

平成 24 年 4 月 1 日 から
平成 25 年 3 月 31 日 まで

(単位 円)

収入の部		予 算	決 算	整 異
科	目			
学生生徒等納付金収入		(92,800,000)	(93,582,522)	(△ 752,522)
保育料収入		44,500,000	44,528,900	△ 28,900
入園金収入		4,500,000	4,750,000	△ 250,000
教育費収入		25,500,000	25,744,000	△ 244,000
行事費収入		3,000,000	3,179,240	△ 179,240
給食費収入		15,000,000	14,971,942	△ 28,058
教材費収入		300,000	378,440	△ 78,440
寄付金収入		(5,800,000)	(5,830,156)	(△ 30,156)
一般寄付金収入		5,800,000	5,830,156	△ 30,156
補助金収入		(63,518,200)	(63,518,200)	(0)
大阪府経常費補助金		33,378,000	33,378,000	0
特別支援教育費補助金		7,056,000	7,056,000	0
就園奨励費補助金		23,084,200	23,084,200	0
資産運用収入		(7,040,000)	(7,094,104)	(△ 54,104)
受取利息・配当金収入		40,000	48,884	△ 8,884
施設設備利用料収入		7,000,000	7,045,220	△ 45,220
事業収入		(16,000,000)	(16,690,650)	(△ 690,650)
用品代収入		6,000,000	6,202,785	△ 202,785
スクールバス維持費収入		6,500,000	6,810,500	△ 310,500
ホームクラス収入		800,000	835,365	△ 35,365
未就園児保育料収入		2,000,000	2,058,000	△ 58,000
未就園児教育費収入		700,000	784,000	△ 84,000
雑収入		(4,700,000)	(4,798,314)	(△ 98,314)
退職金財団給付金収入		1,000,000	984,000	△ 16,000
その他の雑収入		2,500,000	2,541,383	△ 41,383
団体助成金収入		1,200,000	1,272,931	△ 72,931
前受金収入		(3,300,000)	(3,500,000)	(△ 200,000)
入学金前受金収入		2,800,000	3,000,000	△ 200,000
施設利用料前受金収入		500,000	500,000	0
その他の収入		(25,000,000)	(25,612,574)	(△ 612,574)
前期末未収入金回収収入		2,000,000	2,014,875	△ 14,875
立替金回収収入		1,500,000	1,773,167	△ 273,167
預り金受入収入		21,500,000	21,824,532	△ 324,532
資金収入調整勘定		(△ 5,900,000)	(△ 6,096,000)	(196,000)
期末未収入金		△ 700,000	△ 846,000	△ 146,000
前期末前受金		△ 5,200,000	△ 5,250,000	△ 50,000
前年度繰越支払資金		178,646,654	178,646,654	
収入の部合計		390,904,854	393,147,174	△ 2,242,320

1 学校法人 森友学園

(単位 円)

科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	(68,000,000)	(67,516,038)	(483,962)
教員人件費支出	46,000,000	45,811,237	188,763
職員人件費支出	21,000,000	20,858,801	141,199
退職金支出	1,000,000	846,000	154,000
教育研究経費支出	(34,650,000)	(34,194,499)	(455,501)
消耗品費支出	3,000,000	3,032,842	△ 32,842
光熱水費支出	1,500,000	1,438,922	61,078
旅費交通費支出	500,000	427,484	72,566
研究費支出	1,100,000	1,102,951	△ 2,951
車輌燃料費支出	600,000	560,986	39,014
福利費支出	1,100,000	1,086,725	13,275
通信運搬費支出	700,000	710,883	△ 10,883
行事費支出	7,000,000	7,015,639	△ 15,639
給食費支出	12,000,000	11,944,927	55,073
保健衛生費支出	700,000	660,868	39,132
修繕費支出	300,000	299,396	604
損害保険料支出	1,000,000	965,280	34,720
賃借料支出	2,200,000	2,169,930	30,070
諸会費支出	400,000	388,090	61,910
報酬委託手数料支出	2,500,000	2,426,500	73,500
雑費支出	50,000	13,626	36,374
管理経費支出	(15,850,000)	(15,259,961)	(590,039)
消耗品費支出	300,000	293,097	6,903
光熱水費支出	400,000	359,731	40,269
旅費交通費支出	400,000	343,838	56,162
車輌燃料費支出	50,000	9,348	40,652
福利費支出	100,000	87,549	12,451
通信運搬費支出	200,000	177,596	22,404
修繕費支出	100,000	69,297	30,703
損害保険料支出	200,000	198,020	1,980
公租公課支出	700,000	669,200	30,800
広報費支出	1,600,000	1,586,115	13,885
諸会費支出	500,000	465,500	34,500
会議費支出	400,000	339,351	60,649
涉外費支出	1,500,000	1,468,255	31,745
報酬委託手数料支出	3,300,000	3,253,732	46,268
用品代支出	3,500,000	3,439,246	60,754
スクールバス維持費支出	1,600,000	1,593,183	1,817
ホームクラス支出	100,000	54,468	45,532
雑費支出	900,000	847,435	52,565
借入金等利息支出	(5,000,000)	(5,002,338)	△ 2,338
借入金利息支出	5,000,000	5,002,338	△ 2,338
借入金等返済支出	(23,000,000)	(23,031,244)	△ 31,244
短期借入金返済支出	23,000,000	23,031,244	△ 31,244
施設関係支出	(700,000)	(514,500)	(185,500)
建物支出	700,000	514,500	185,500
設備関係支出	(800,000)	(720,000)	(80,000)
教育研究機器備品支出	500,000	480,000	20,000
その他の機器備品支出	300,000	240,000	60,000
その他の支出	(35,800,000)	(35,416,921)	(383,079)
保険積立金支払支出	1,100,000	1,028,160	71,840
前期未払金支払支出	2,700,000	2,544,012	165,988

1 学校法人 森友学園

支出の部		(単位 円)		
科 目		予 算	決 算	差 颗
預り金支払支出		21,000,000	20,912,571	87,429
立替金支払支出		11,000,000	10,932,178	67,822
予備費	()	1,000,000		1,000,000
資金支出調整勘定	(△	1,700,000)	(△ 1,685,438)	(△ 14,562)
期末未払金	△	1,700,000	△ 1,685,438	△ 14,562
次年度繰越支払資金		207,804,854	213,177,111	△ 5,372,257
支出の部合計		390,904,854	393,147,174	△ 2,242,320

1 学校法人 森友学園

第2号様式

資 金 収 支 内 訳 表

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

収 入 の 部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塙本幼稚園	総 合 計	
学生生徒等納付金収入	() 0)	() 93,552,522)	() 93,552,522)		
保育料収入	0	44,528,900	44,528,900		
入園金収入	0	4,750,000	4,750,000		
教育費収入	0	25,744,000	25,744,000		
行事費収入	0	3,179,240	3,179,240		
給食費収入	0	14,971,942	14,971,942		
教材費収入	0	378,440	378,440		
寄付金収入	() 0)	() 5,830,156)	() 5,830,156)		
一般寄付金収入	0	5,830,156	5,830,156		
補助金収入	() 0)	() 63,518,200)	() 63,518,200)		
大阪府経常費補助金	0	33,378,000	33,378,000		
特別支援教育費補助金	0	7,056,000	7,056,000		
就園奨励費補助金	0	23,084,200	23,084,200		
資産運用収入	() 0)	() 7,094,104)	() 7,094,104)		
受取利息・配当金収入	0	48,884	48,884		
施設設備利用料収入	0	7,045,220	7,045,220		
事業収入	() 2,842,000)	() 13,848,650)	() 16,690,650)		
用品代収入	0	6,202,785	6,202,785		
スクーラス維持費収入	0	6,810,500	6,810,500		
ホームクラス収入	0	835,365	835,365		
未就園児保育料収入	2,058,000	0	2,058,000		
未就園児教育費収入	784,000	0	784,000		
雑収入	() 0)	() 4,798,314)	() 4,798,314)		
退職金財団給付金収入	0	984,000	984,000		
その他の雑収入	0	2,541,383	2,541,383		
団体助成金収入	0	1,272,931	1,272,931		
収入の部合計	2,842,000	188,641,946	191,483,946		

1 学校法人 森友学園

支 出 の 部

(単位 円)

科 目 部 門	学 校 法 人	塙本幼稚園	総 合 計
人件費支出	(214,520)	(67,301,518)	(67,516,038)
教員人件費支出	0	45,811,237	45,811,237
職員人件費支出	214,520	20,644,281	20,858,801
退職金支出	0	846,000	846,000
教育研究経費支出	(0)	(34,194,499)	(34,194,499)
消耗品費支出	0	3,032,842	3,032,842
光熱水費支出	0	1,438,922	1,438,922
旅費交通費支出	0	427,434	427,434
研究費支出	0	1,102,951	1,102,951
車輌燃料費支出	0	560,986	560,986
福利費支出	0	1,086,725	1,086,725
通信運搬費支出	0	710,383	710,383
行事費支出	0	7,015,639	7,015,639
給食費支出	0	11,944,927	11,944,927
保健衛生費支出	0	660,868	660,868
修繕費支出	0	299,396	299,396
損害保険料支出	0	965,280	965,280
賃借料支出	0	2,169,930	2,169,930
諸会費支出	0	338,090	338,090
報酬委託手数料支出	0	2,426,500	2,426,500
雑費支出	0	13,626	13,626
管理経費支出	(0)	(15,259,961)	(15,259,961)
消耗品費支出	0	293,097	293,097
光熱水費支出	0	359,731	359,731
旅費交通費支出	0	343,838	343,838
車輌燃料費支出	0	9,348	9,348
福利費支出	0	87,549	87,549
通信運搬費支出	0	177,596	177,596
修繕費支出	0	69,297	69,297
損害保険料支出	0	198,020	198,020
公租公課支出	0	669,200	669,200
広報費支出	0	1,586,115	1,586,115
諸会費支出	0	465,500	465,500
会議費支出	0	339,351	339,351
涉外費支出	0	1,468,255	1,468,255
報酬委託手数料支出	0	3,253,732	3,253,732
用品代支出	0	3,439,246	3,439,246
ターミナル維持費支出	0	1,598,183	1,598,183
ホームクラスマス支出	0	54,468	54,468
雑費支出	0	847,435	847,435
借入金等利息支出	(0)	(5,002,338)	(5,002,338)
借入金利息支出	0	5,002,338	5,002,338
計	214,520	121,758,316	121,972,836

第3号様式

人 件 費 支 出 内 訳 表

平成 24 年 4 月 1 日 から

平成 25 年 3 月 31 日 まで

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	桜本幼稚園	総 合 計	
教員人件費支出		0	45,811,237	45,811,237	
本務教員		0	44,614,217	44,614,217	
教員俸俸		0	28,206,000	28,206,000	
期末手当		0	8,740,000	8,740,000	
その他の手当		0	2,633,768	2,633,768	
所定福利費		0	5,034,449	5,034,449	
兼務教員		0	1,197,020	1,197,020	
職員人件費支出		214,520	20,644,281	20,858,801	
本務職員		0	19,975,301	19,975,301	
職員俸俸		0	14,378,000	14,378,000	
期末手当		0	1,810,000	1,810,000	
その他の手当		0	1,220,992	1,220,992	
所定福利費		0	2,566,309	2,566,309	
兼務職員		214,520	668,980	883,500	
退職金支出		0	846,000	846,000	
教員退職金支出		0	846,000	846,000	
計		214,520	67,301,513	67,516,038	

1 学校法人 森友学園

第4号様式

消 費 収 支 計 算 書

平成 24 年 4 月 1 日 から
平成 25 年 3 月 31 日 まで

(単位 円)

消費収入の部		予 算	決 算	差 異
科 目				
学生生徒等納付金	(92,800,000	(93,552,522)	(△ 752,522)
保育料		44,500,000	44,528,900	△ 28,900
入園金		4,500,000	4,750,000	△ 250,000
教育費		25,500,000	25,744,000	△ 244,000
行事費		3,000,000	3,179,240	△ 179,240
給食費		15,000,000	14,971,942	△ 28,058
教材費		300,000	378,440	△ 78,440
寄付金	(5,800,000	(5,830,156)	(△ 30,156)
一般寄付金		5,800,000	5,830,156	△ 30,156
補助金	(63,518,200	(63,518,200)	(0)
大阪府経常費補助金		33,378,000	33,378,000	0
特別支援教育費補助金		7,056,000	7,056,000	0
就園奨励費補助金		23,084,200	23,084,200	0
資産運用収入	(7,040,000	(7,094,104)	(△ 54,104)
受取利息・配当金		40,000	48,884	△ 8,884
施設設備利用料		7,000,000	7,045,220	△ 45,220
事業収入	(16,000,000	(16,690,650)	(△ 690,650)
用品代収入		6,000,000	6,202,785	△ 202,785
スクールバス維持費収入		6,500,000	6,810,500	△ 310,500
ホームクラス収入		800,000	835,365	△ 35,365
未就園児保育料収入		2,000,000	2,058,000	△ 58,000
未就園児教育費収入		700,000	784,000	△ 84,000
雑収入	(4,700,000	(4,798,314)	(△ 98,314)
退職金財団給付金収入		1,000,000	984,000	△ 16,000
その他の雑収入		2,500,000	2,541,383	△ 41,383
団体助成金収入		1,200,000	1,272,931	△ 72,931
帰属収入合計		189,858,200	/ 191,483,946	△ 1,625,746
基本金組入額合計	△	2,000,000	△ 2,136,357	△ 136,357
消費収入の部合計		187,858,200	/ 189,347,589	△ 1,489,389

1 学校法人 森友学園

(単位 円)

科 目	予 算	決 算	差 頃
人件費	(68,000,000)	(67,516,038)	(488,962)
教員人件費	46,000,000	45,811,287	188,763
職員人件費	21,000,000	20,858,801	141,199
退職金	1,000,000	846,000	154,000
教育研究経費	(42,200,000)	(41,728,827)	(471,173)
消耗品費	3,000,000	3,032,842	32,842
光熱水費	1,500,000	1,438,922	61,078
旅費交通費	500,000	427,434	72,566
研究費	1,100,000	1,102,951	2,951
車両燃料費	600,000	560,986	39,014
福利費	1,100,000	1,086,725	13,275
通信運搬費	700,000	710,383	10,383
行事費	7,000,000	7,015,639	15,639
給食費	12,000,000	11,944,927	55,073
保健衛生費	700,000	660,868	39,132
修繕費	300,000	299,396	604
損害保険料	1,000,000	965,280	34,720
賃借料	2,200,000	2,169,930	30,070
諸会費	400,000	388,090	61,910
報酬委託手数料	2,500,000	2,426,500	73,500
建物減価償却額	6,900,000	6,891,692	8,308
構築物減価償却額	50,000	43,000	7,000
教育用機器減価償却額	600,000	599,636	364
雜費	50,000	13,626	36,374
管理経費	(17,850,000)	(17,195,510)	(654,490)
消耗品費	800,000	298,097	6,903
光熱水費	400,000	359,731	40,269
旅費交通費	400,000	343,838	56,162
車両燃料費	50,000	9,348	40,652
福利費	100,000	87,549	12,451
通信運搬費	200,000	177,596	22,404
修繕費	100,000	69,297	30,703
損害保険料	200,000	198,020	1,980
公租公課	700,000	669,200	30,800
広報費	1,600,000	1,586,115	13,885
諸会費	500,000	465,500	34,500
会議費	400,000	389,351	60,649
涉外費	1,500,000	1,468,255	31,745
報酬委託手数料	3,300,000	3,253,732	46,268
用品代支出	3,500,000	3,439,246	60,754
スクールバス維持費支出	1,600,000	1,598,183	1,817
ホームクラス支出	100,000	54,468	45,532
その他機器減価償却額	800,000	784,483	15,517
車両減価償却額	1,200,000	1,151,066	48,934
雜費	900,000	847,435	52,565
信入金等利息	(5,000,000)	(5,002,338)	(2,338)
借入金利息	5,000,000	5,002,338	2,338
資産処分差額	(20,000)	(15)	(19,985)
教育研究機器処分差額	10,000	14	9,986
その他の機器処分差額	10,000	1	9,999
予備費	(0)		1,000,000
消費支出の部合計	134,070,000	131,442,728	2,627,272

1 学校法人 森友学園

(単位 円)

消費支出の部		予 算	決 算	差 値
科	目			
当年度消費収入超過額		53,788,200	57,904,861	
前年度繰越消費収入超過額		4,372,699	4,372,699	
翌年度繰越消費収入超過額		58,160,899	62,277,560	

1 学校法人 森友学園

第5号様式

消費収支内訳表

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

消費収入の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塚本幼稚園	総 合 計	
学生生徒等納付金	(0)	(93,552,522)	(93,552,522)		
保育料	0	44,528,900	44,528,900		
入園金	0	4,750,000	4,750,000		
教育費	0	25,744,000	25,744,000		
行事費	0	3,179,240	3,179,240		
給食費	0	14,971,942	14,971,942		
教材費	0	378,440	378,440		
寄付金	(0)	(5,830,156)	(5,830,156)		
一般寄付金	0	5,830,156	5,830,156		
補助金	(0)	(63,518,200)	(63,518,200)		
大阪府経常費補助金	0	33,378,000	33,378,000		
特別支援教育費補助金	0	7,056,000	7,056,000		
就園奨励費補助金	0	23,084,200	23,084,200		
資産運用収入	(0)	(7,094,104)	(7,094,104)		
受取利息・配当金	0	48,884	48,884		
施設設備利用料	0	7,045,220	7,045,220		
事業収入	(2,842,000)	(13,848,650)	(16,690,650)		
用品代収入	0	6,202,785	6,202,785		
スクールバス維持費収入	0	6,810,500	6,810,500		
ホームクラス収入	0	835,365	835,365		
未就園児保育料収入	2,058,000	0	2,058,000		
未就園児教育費収入	784,000	0	784,000		
雑収入	(0)	(4,798,314)	(4,798,314)		
退職金財団給付金収入	0	984,000	984,000		
その他の雑収入	0	2,541,383	2,541,383		
団体助成金収入	0	1,272,931	1,272,931		
帰属収入合計	2,842,000	188,641,946	191,483,946		
消費収入の部合計	2,842,000	188,641,946	191,483,946		

消費支出の部

(単位 円)

科 目	部 門	学校 法 人	塙本幼稚園	総 合 計	
人件費		(214,520)	(67,301,518)	(67,516,038)	
教員人件費		0	45,811,237	45,811,237	
職員人件費		214,520	20,644,281	20,858,801	
退職金		0	846,000	846,000	
教育研究経費		(0)	(41,728,827)	(41,728,827)	
消耗品費		0	3,032,842	3,032,842	
光熱水費		0	1,438,922	1,438,922	
旅費交通費		0	427,434	427,434	
研究費		0	1,102,951	1,102,951	
車輌燃料費		0	560,986	560,986	
福利費		0	1,086,725	1,086,725	
通信運搬費		0	710,383	710,383	
行事費		0	7,015,639	7,015,639	
給食費		0	11,944,927	11,944,927	
保健衛生費		0	660,868	660,868	
修繕費		0	299,396	299,396	
損害保険料		0	965,280	965,280	
賃借料		0	2,169,930	2,169,930	
諸会費		0	338,090	338,090	
報酬委託手数料		0	2,426,500	2,426,500	
建物減価償却額		0	6,891,692	6,891,692	
機械物減価償却額		0	43,000	43,000	
教育用機器減価償却額		0	599,636	599,636	
雜費		0	13,626	13,626	
管理経費		(0)	(17,195,510)	(17,195,510)	
消耗品費		0	293,097	293,097	
光熱水費		0	359,731	359,731	
旅費交通費		0	343,838	343,838	
車輌燃料費		0	9,348	9,348	
福利費		0	87,549	87,549	
通信運搬費		0	177,596	177,596	
修繕費		0	69,297	69,297	
損害保険料		0	198,020	198,020	
公租公課		0	669,200	669,200	
広報費		0	1,586,115	1,586,115	
諸会費		0	465,500	465,500	
会議費		0	339,351	339,351	
涉外費		0	1,468,255	1,468,255	
報酬委託手数料		0	3,253,732	3,253,732	
用品代支出		0	3,439,246	3,439,246	
スクールバス維持費支出		0	1,598,183	1,598,183	
ホームクラス支出		0	54,468	54,468	
その他機器減価償却額		0	784,483	784,483	
車輌減価償却額		0	1,151,066	1,151,066	
雜費		0	847,435	847,435	
借入金等利息		(0)	(5,002,338)	(5,002,338)	
借入金利息		0	5,002,338	5,002,338	
資産処分差額		(0)	(15)	(15)	
教育研究機器処分差額		0	14	14	
その他の機器処分差額		0	1	1	
消費支出の部合計		214,520	131,228,208	131,442,728	

1 学校法人 森友学園

第6号様式

貸 借 対 照 表

平成25年3月31日現在

(単位 円)

資産の部		本年度末	前年度末	増	減
固定資産		517,011,248	524,218,480	△	7,207,232
有形固定資産		513,058,366	521,293,758	△	8,235,392
土地		240,090,721	240,090,721		0
建物		264,596,012	270,973,204	△	6,377,192
構築物		200,667	243,667	△	43,000
教育研究用機器備品		2,285,516	2,405,166	△	119,650
その他の機器備品		5,525,426	6,069,910	△	544,484
車両		360,024	1,511,090	△	1,151,066
その他の固定資産		3,952,882	2,924,722		1,028,160
電話加入権		214,322	214,322		0
出資金		140,000	140,000		0
保険積立金		3,598,560	2,570,400		1,028,160
流動資産		224,955,289	182,434,696		42,520,593
現金及び預金		213,177,111	178,646,654		34,530,457
未収入金		846,000	2,014,875	△	1,168,875
立替金		10,932,178	1,773,167		9,159,011
資産の部合計		741,966,587	706,653,176		35,313,361
負債の部					
科	目	本年度末	前年度末	増	減
固定負債		322,844,036	346,031,967	△	23,187,931
長期借入金		318,644,036	341,831,967	△	23,187,931
学校債		700,000	700,000		0
預り保証金		3,500,000	3,500,000		0
流动負債		32,250,107	33,790,033	△	1,539,926
短期借入金		23,187,931	28,031,244		156,687
未払金		1,685,438	2,544,012	△	858,574
入学会前受金		3,000,000	4,750,000	△	1,750,000
施設利用料前受金		500,000	500,000		0
預り金		3,876,738	2,964,777		911,961
負債の部合計		355,094,143	379,822,000	△	24,727,857
基金の部					
科	目	本年度末	前年度末	増	減
第1号基金		311,594,884	309,458,477		2,136,357
第4号基金		13,000,000	13,000,000		0
基金の部合計		324,594,884	322,458,477		2,136,357
消費収支差額の部					
科	目	本年度末	前年度末	増	減
翌年度繰越消費収入超過額		62,277,560	4,372,699		57,904,861
消費収支差額の部合計		62,277,560	4,372,699		57,904,861
科	目	本年度末	前年度末	増	減
負債の部、基金の部及び消費収支差額の部合計		741,966,587	706,653,176		35,313,361

注記事項

1. 重要な会計方針

- 引当金の計上基準

退職給与引当金

期末要支給額 11,085,000円 は私学退職金財団よりの交付金額と同額であるため
退職給与引当金は計上していない

2. 重要な会計方針の変更等

なし

3. 減価償却額の累計額の合計額

71,663,030 円

4. 徴収不能引当金の合計額

0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地	240,090,721 円
建物	264,596,012 円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

273,340,884 円

7. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属性	役員、法人の名称	住所	資本金	事業の内容	融資権の所有割合	関連内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期初残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
関係法人	学校法人 講道学園	大阪市		幼稚園		8%		資金貸付	17,148,630		
								資金回収	6,739,121	立替金	10,409,550

固定資産明細表
自平成24年4月1日至平成25年3月31日

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘要
有形固定資産							
土地	240,090,721	0	0	240,090,721	0	240,090,721	
建物	312,830,000	514,500	0	313,344,500	48,748,488	264,596,012	
構築物	430,000	0	0	430,000	229,333	200,667	
教育研究用機器備品	25,736,443	480,000	16,692,135	9,524,308	7,238,792	2,285,516	
その他の機器備品	9,940,106	240,000	313,939	9,866,167	4,340,741	5,525,426	
車両	11,465,700	0	0	11,465,700	11,105,676	360,024	
計	600,492,970	1,234,500	17,006,074	584,721,396	71,663,030	513,058,366	
その他							
電話加入権	214,322	0	0	214,322	0	214,322	
山資金	140,000	0	0	140,000	0	140,000	
保険積立金	2,570,400	1,028,160	0	3,598,560	0	3,598,560	
計	2,924,722	1,028,160	0	3,952,882	0	3,952,882	
合計	603,417,692	2,262,660	17,006,074	588,674,278	71,663,030	517,011,243	

借入金明細表
自平成24年4月1日至平成25年3月31日

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利率	返済期限	摘要
公的金融機関	-	-	-	-	-	-	
市中金融機関	-	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	-	-	-	
長期借入金							(施設費)
公的金融機関	225,581,967	0	※14,187,931	211,394,036	1.875%	平成40年5月	担保:土地建物
市中金融機関	116,250,000	0	※9,000,000	107,250,000	1.875%	平成40年6月	担保:建物
その他	小計	341,831,967	0	※23,187,931	318,644,036		
	小計	-	-	-	-	-	
	計	341,831,967	0	※23,187,931	318,644,036		
短期借入金							
公的金融機関	-	-	-	-	-	-	
市中金融機関	小計	-	-	-	-	-	
その他	小計	-	-	-	-	-	
返済期限が一年以内の長期借入金	23,031,244	※23,187,931	23,031,244	23,187,931			
	計	23,031,244	※23,187,931	23,031,244	23,187,931		
	合計	364,863,211	※23,187,931	0	23,031,244	341,831,967	

基 本 金 明 細 表
平成24年4月1日 至平成25年3月31日

事項	要組入額	組入額	未組入額	摘要
第1号基本金 前期繰越高	600,707,292	309,458,477	291,248,815	
当期組入高 設備取得高 (1) 土地 借入金返済額		10,707,931	△ 10,707,931	
(2) 建物 取得額 借入金返済額 計	514,500 514,500 514,500	514,500 7,200,000 7,714,500	△ 7,200,000 △ 7,200,000	
(3) 教育用機器備品 取得額 過年度修正額 計	480,000 △ 16,692,135 △ 16,212,135	480,000 △ 16,692,135 △ 16,212,135		
(3) その他の機器備品 取得額 過年度修正額 計	240,000 △ 313,939 △ 73,939	240,000 △ 313,939 △ 73,939		
小計	△ 15,771,574	2,136,357	△ 17,907,931	
当期末残高	584,935,718	311,594,834	273,340,884	
第4号基本金 前期繰越高	13,000,000	13,000,000	0	
当期組入高	0	0	0	
当期末残高	13,000,000	13,000,000	0	
合計				
前期繰越高		322,458,477	291,248,815	
当期組入高		2,136,357	△ 17,907,931	
当期末残高		324,594,834	273,340,884	

平成23年度

計算書類

学校法人 森友学園

1 学校法人 森友学園

第1号様式

資 金 収 支 計 算 書

平成 23 年 4 月 1 日 から
平成 24 年 3 月 31 日 まで

(単位 円)

収入の部		予 算	決 算	差 異
科	目			
学生生徒等納付金収入	(85,500,000)	(86,977,491)
保育料収入		84,000,000	34,667,400	△ 667,400
入園金収入		6,000,000	6,050,000	△ 50,000
教育費収入		26,500,000	26,912,000	△ 412,000
行事費収入		3,000,000	3,141,711	△ 141,711
給食費収入		16,000,000	16,206,380	△ 206,380
寄付金収入	(6,200,000)	(6,352,745)
一般寄付金収入		6,200,000	6,352,745	△ 152,745
補助金収入	(93,954,200)	(93,954,200)
大阪府経常費補助金		37,302,000	37,302,000	0
特別支援教育費補助金		30,576,000	30,576,000	0
就園奨励費補助金		25,970,200	25,970,200	0
市町村補助金		106,000	106,000	0
資産運用収入	(6,830,000)	(6,914,320)
受取利息・配当金収入		30,000	34,140	△ 4,140
施設設備利用料収入		6,800,000	6,880,180	△ 80,180
事業収入	(19,000,000)	(20,251,349)
用品代収入		9,500,000	9,952,809	△ 452,809
スクーラバックス維持費収入		7,000,000	7,090,000	△ 90,000
ホームクラス収入		500,000	712,540	△ 212,540
未就園児保育料収入		1,500,000	1,728,000	△ 228,000
未就園児教育費収入		500,000	768,000	△ 268,000
雑収入	(11,000,000)	(11,959,646)
退職金財団給付金収入		4,000,000	4,114,394	△ 114,394
その他の雑収入		5,000,000	5,554,257	△ 554,257
団体助成金収入		2,000,000	2,290,995	△ 290,995
前受金収入	(5,500,000)	(5,250,000)
入学金前受金収入		5,000,000	4,750,000	△ 250,000
施設利用料前受金収入		500,000	500,000	0
その他の収入	(27,000,000)	(27,402,525)
前期未収入金回収収入		1,500,000	1,316,750	△ 183,250
立替金回収収入		5,500,000	5,318,109	△ 181,891
預り金受入収入		20,000,000	20,767,666	△ 767,666
資金収入調整勘定	(△	7,600,000)	(△	7,664,375)
期末未収入金	△	2,100,000	△ 2,014,875	△ 85,125
前期末前受金	△	5,500,000	△ 5,650,000	△ 150,000
前年度繰越支払資金		121,514,993	121,514,993	
収入の部合計		368,899,193	372,912,394	△ 4,013,201

1 学校法人 森友学園

(単位 円)

支出の部 科	目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	(82,000,000)	(81,240,531)	(759,469)	
教員人件費支出	53,000,000	52,439,681	560,369	
職員人件費支出	25,000,000	24,686,506	313,494	
退職金支出	4,000,000	4,114,394	114,394	△
教育研究経費支出	(35,200,000)	(34,717,777)	(482,223)	
消耗品費支出	2,500,000	2,426,583	73,417	
光熱水費支出	1,600,000	1,564,888	35,112	
旅費交通費支出	1,000,000	982,517	67,483	
研究費支出	1,500,000	1,523,188	23,188	△
車輌燃料費支出	600,000	559,513	40,487	
福利費支出	500,000	496,976	3,024	
通信運搬費支出	600,000	561,321	38,679	
行事費支出	5,400,000	5,367,616	32,384	
給食費支出	14,000,000	14,124,488	124,488	△
保健衛生費支出	600,000	567,729	32,271	
修繕費支出	500,000	441,350	58,650	
損害保険料支出	1,900,000	1,821,170	78,830	
賃借料支出	2,200,000	2,183,685	16,315	
諸会費支出	400,000	381,285	18,765	
報酬委託手数料支出	1,800,000	1,782,131	67,369	
雑費支出	100,000	88,387	66,613	
管理経費支出	(21,500,000)	(20,953,772)	(546,228)	
消耗品費支出	300,000	293,527	6,473	
光熱水費支出	400,000	391,222	8,778	
旅費交通費支出	400,000	393,811	6,189	
車輌燃料費支出	50,000	45,301	34,699	
福利費支出	100,000	103,332	3,332	△
通信運搬費支出	400,000	374,213	25,787	
修繕費支出	150,000	135,686	14,314	
公租公課支出	1,000,000	965,600	34,400	
広報費支出	1,200,000	1,167,028	32,972	
諸会費支出	200,000	174,200	25,800	
会議費支出	500,000	482,304	17,696	
涉外費支出	2,900,000	2,839,442	60,558	
報酬委託手数料支出	4,000,000	3,966,405	33,595	
用品代支出	5,600,000	5,572,977	27,023	
メールバス維持費支出	3,200,000	3,113,936	86,064	
ホームクラス支出	200,000	155,381	44,619	
雑費支出	900,000	809,407	90,593	
借入金等利息支出	(5,500,000)	(5,435,914)	(64,086)	
借入金利息支出	5,500,000	5,435,914	64,086	
借入金等返済支出	(23,000,000)	(22,876,848)	(123,152)	
短期借入金返済支出	23,000,000	22,876,848	123,152	
設備関係支出	(4,200,000)	(4,180,000)	(20,000)	
その他の機器備品支出	4,200,000	4,180,000	20,000	
その他の支出	(27,700,000)	(27,404,910)	(295,090)	
保険積立金支払支出	1,000,000	1,028,160	28,160	△
前期末未払金支払支出	1,200,000	1,140,750	59,250	
預り金支払支出	23,500,000	23,462,833	37,167	
立替金支払支出	2,000,000	1,773,167	226,833	

I 学校法人 森友学園

(単位 円)

支出の部 科 目	予 算	決 算	差 差
予備費	(0) 1,000,000		1,000,000
資金支出調整勘定	(△ 2,500,000) △ 2,500,000	(△ 2,544,012) △ 2,544,012	(44,012) 44,012
次年度繰越支払資金	171,299,193	178,646,654	△ 7,347,461
支出の部合計	368,899,193	372,912,394	△ 4,013,201

1 学校法人 森友学園

第2号様式

資 金 収 支 内 訳 表

平成 23 年 4 月 1 日 から

平成 24 年 3 月 31 日 まで

収 入 の 部

(単位 円)

科 目 部 門	学 校 法 人	塙本幼稚園	総 合 計	
学生生徒等納付金収入	(0)	(86,977,491)	(86,977,491)	
保育料収入	0	34,667,400	34,667,400	
入園金収入	0	6,050,000	6,050,000	
教育費収入	0	26,912,000	26,912,000	
行事費収入	0	3,141,711	3,141,711	
給食費収入	0	16,206,380	16,206,380	
寄付金収入	(0)	(6,352,745)	(6,352,745)	
一般寄付金収入	0	6,352,745	6,352,745	
補助金収入	(0)	(93,954,200)	(93,954,200)	
大阪府経常費補助金	0	37,302,000	37,302,000	
特別支援教育費補助金	0	30,576,000	30,576,000	
就園奨励費補助金	0	25,970,200	25,970,200	
市町村補助金	0	106,000	106,000	
資産運用収入	(0)	(6,914,320)	(6,914,320)	
受取利息・配当金収入	0	34,140	34,140	
施設設備利用料収入	0	6,880,180	6,880,180	
事業収入	(2,496,000)	(17,755,349)	(20,251,349)	
用品代収入	0	9,952,809	9,952,809	
スクールバス維持費収入	0	7,090,000	7,090,000	
ホームクラス収入	0	712,540	712,540	
未就園児保育料収入	1,728,000	0	1,728,000	
未就園児教育費収入	768,000	0	768,000	
雑収入	(0)	(11,959,646)	(11,959,646)	
退職金財団給付金収入	0	4,114,394	4,114,394	
その他の雑収入	0	5,554,257	5,554,257	
団体助成金収入	0	2,290,995	2,290,995	
収入の部合計	2,496,000	223,913,751	226,409,751	

支出の部

(単位 円)

科 目 部 門	学 校 法 人	塚本幼稚園	総 合 計
人件費支出	(4,893,588)	(76,346,948)	(81,240,531)
教員人件費支出	0	52,439,631	52,439,631
職員人件費支出	4,893,588	19,792,918	24,686,506
退職金支出	0	4,114,394	4,114,394
教育研究経費支出	(0)	(34,717,777)	(34,717,777)
消耗品費支出	0	2,426,583	2,426,583
光热水費支出	0	1,564,888	1,564,888
旅費交通費支出	0	932,517	932,517
研究費支出	0	1,523,188	1,523,188
車両燃料費支出	0	559,513	559,513
福利費支出	0	496,976	496,976
通信運搬費支出	0	561,321	561,321
行事費支出	0	5,367,616	5,367,616
給食費支出	0	14,124,488	14,124,488
保健衛生費支出	0	567,729	567,729
修繕費支出	0	441,350	441,350
損害保険料支出	0	1,821,170	1,821,170
賃借料支出	0	2,183,685	2,183,685
諸会費支出	0	381,235	381,235
報酬委託手数料支出	0	1,732,131	1,732,131
雑費支出	0	33,387	33,387
管理経費支出	(0)	(20,953,772)	(20,953,772)
消耗品費支出	0	293,527	293,527
光热水費支出	0	391,222	391,222
旅費交通費支出	0	393,811	393,811
車両燃料費支出	0	15,301	15,301
福利費支出	0	103,332	103,332
通信運搬費支出	0	374,213	374,213
修繕費支出	0	135,686	135,686
公租公課支出	0	965,600	965,600
広報費支出	0	1,167,028	1,167,028
諸会費支出	0	174,200	174,200
会議費支出	0	482,304	482,304
涉外費支出	0	2,839,442	2,839,442
報酬委託手数料支出	0	3,966,405	3,966,405
用品代支出	0	5,572,977	5,572,977
スクールバス維持費支出	0	3,113,936	3,113,936
ホームクラス支出	0	155,381	155,381
雑費支出	0	809,407	809,407
借入金等利息支出	(0)	(5,435,914)	(5,435,914)
借入金利息支出	0	5,435,914	5,435,914
計	4,893,588	137,454,406	142,347,994

人件費支出内訳表

平成23年4月 1日から
平成24年3月 31日まで

(単位:円)

科目	学校法人	塙本幼稚園	総額
教員人件費支出	0	52,439,631	52,439,631
本務教員	0	51,224,631	51,224,631
本俸	0	31,340,000	31,340,000
期末手当	0	9,119,200	9,119,200
その他の手当	0	4,507,858	4,507,858
所定福利費	0	6,257,573	6,257,573
兼務教員	0	1,215,000	1,215,000
職員人件費支出	4,893,588	19,792,918	24,686,506
本務職員	4,893,588	19,745,968	24,639,556
本俸	2,680,000	14,268,000	16,948,000
期末手当	980,000	1,680,000	2,660,000
その他の手当	698,480	949,116	1,647,596
所定福利費	535,108	2,848,852	3,383,960
兼務職員	0	46,950	46,950
役員報酬支出	0	0	0
退職金支出	0	4,114,394	4,114,394
教員	0	4,114,394	4,114,394
職員	0	0	0
計	4,893,588	76,346,943	81,240,531

I 学校法人 森友学園

第4号様式

消費収支計算書

平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで

(単位 円)

消費収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 値
学生生徒等納付金	(85,500,000)	(86,977,491)	(△ 1,477,491)
保育料	34,000,000	34,667,400	△ 667,400
入園金	6,000,000	6,050,000	△ 50,000
教育費	26,500,000	26,912,000	△ 412,000
行事費	3,000,000	3,141,711	△ 141,711
給食費	16,000,000	16,206,380	△ 206,380
寄付金	(6,200,000)	(6,352,745)	(△ 152,745)
一般寄付金	6,200,000	6,352,745	△ 152,745
補助金	(93,954,200)	(93,954,200)	(0)
大阪府経常費補助金	37,302,000	37,302,000	0
特別支援教育費補助金	30,576,000	30,576,000	0
就園奨励費補助金	25,970,200	25,970,200	0
市町村補助金	106,000	106,000	0
資産運用収入	(6,880,000)	(6,914,320)	(△ 84,320)
受取利息・配当金	30,000	34,140	△ 4,140
施設設備利用料	6,800,000	6,880,180	△ 80,180
事業収入	(19,000,000)	(20,251,349)	(△ 1,251,349)
用品代収入	9,500,000	9,952,809	△ 452,809
スクールバス維持費収入	7,000,000	7,090,000	△ 90,000
ホームクラス収入	500,000	712,540	△ 212,540
未就園児保育料収入	1,500,000	1,728,000	△ 228,000
未就園児教育費収入	500,000	768,000	△ 268,000
雑収入	(11,000,000)	(11,959,646)	(△ 959,646)
退職金財団給付金収入	4,000,000	4,114,394	△ 114,394
その他の雑収入	5,000,000	5,554,257	△ 554,257
団体助成金収入	2,000,000	2,290,995	△ 290,995
帰属収入合計	222,484,200	226,409,751	△ 3,925,551
基本金組入額合計	△ 21,000,000	△ 21,981,244	△ 981,244
消費収入の部合計	201,484,200	204,478,507	△ 2,994,307

1 学校法人 森友学園

(单位 円)

消費支出の部				
科 目	予 算	決 算	差 墓	
人件費	(82,000,000)	(81,240,531)	(759,469)	
教員人件費	53,000,000	52,439,631	560,369	
職員人件費	25,000,000	24,686,506	313,494	
退職金	4,000,000	4,114,394	△ 114,394	
教育研究経費	(42,850,000)	(42,187,673)	(662,327)	
消耗品費	2,500,000	2,426,583	73,417	
光熱水費	1,600,000	1,564,888	35,112	
旅費交通費	1,000,000	932,517	67,483	
研究費	1,500,000	1,523,188	△ 23,188	
車両燃料費	600,000	559,513	40,487	
福利費	500,000	496,976	3,024	
通信運搬費	600,000	561,321	38,679	
行賃費	5,400,000	5,367,616	32,384	
給食費	14,000,000	14,124,488	△ 124,488	
保健衛生費	600,000	567,729	32,271	
修繕費	500,000	441,350	58,650	
損害保険料	1,900,000	1,821,170	78,830	
賃借料	2,200,000	2,183,685	16,315	
諸会費	400,000	381,235	18,765	
報酬委託手数料	1,800,000	1,732,131	67,869	
建物減価償却額	7,000,000	6,882,280	117,740	
構築物減価償却額	50,000	43,000	7,000	
教育用機器減価償却額	600,000	544,636	55,364	
雜費	100,000	88,387	66,613	
管理経費	(24,400,000)	(23,668,573)	(731,427)	
消耗品費	300,000	293,527	6,473	
光熱水費	400,000	391,222	8,778	
旅費交通費	400,000	393,811	6,189	
車両燃料費	50,000	15,301	34,699	
福利費	100,000	103,332	△ 3,332	
通信運搬費	400,000	374,213	25,787	
修繕費	150,000	135,686	14,314	
公租公課	1,000,000	965,600	34,400	
広報費	1,200,000	1,167,028	32,972	
諸会費	200,000	174,200	25,800	
会議費	500,000	482,304	17,696	
涉外費	2,900,000	2,839,442	60,558	
報酬委託手数料	4,000,000	3,966,405	33,595	
用品代支出	5,600,000	5,572,977	27,028	
スクールバス維持費支出	3,200,000	3,113,936	86,064	
ホームクラス支出	200,000	155,381	44,619	
その他機器減価償却額	900,000	845,082	54,918	
車両減価償却額	2,000,000	1,869,719	130,281	
雜費	900,000	809,407	90,598	
借入金等利息	(5,500,000)	(5,435,914)	(64,086)	
借入金利息	5,500,000	5,435,914	64,086	
予備費	(0)			
	1,000,000		1,000,000	
消費支出の部合計	155,750,000	152,532,601	3,217,309	
当年度消費収入超過額	45,734,200	51,945,816		
前年度繰越消費収入超過額	△ 47,573,117	△ 47,573,117		
翌年度繰越消費収入超過額	△ 1,338,917	4,372,699		

1 学校法人 森友学園

第5号様式

消費収支内訳表

平成23年 4月 1日 から

平成24年 3月 31日 まで

消費収入の部

(単位 円)

科 目 部 門	学 校 法 人	塙本幼稚園	総 合 計	
学生生徒等納付金	(0)	(86,977,491)	(86,977,491)	
保育料	0	34,667,400	34,667,400	
入園金	0	6,050,000	6,050,000	
教育費	0	26,912,000	26,912,000	
行事費	0	3,141,711	3,141,711	
給食費	,0	16,206,380	16,206,380	
寄付金	(0)	(6,352,745)	(6,352,745)	
一般寄付金	0	6,352,745	6,352,745	
補助金	(0)	(93,954,200)	(93,954,200)	
大阪府経常費補助金	0	37,302,000	37,302,000	
特別支援教育費補助金	0	30,576,000	30,576,000	
就園奨励費補助金	0	25,970,200	25,970,200	
市町村補助金	0	106,000	106,000	
資産運用収入	(0)	(6,914,320)	(6,914,320)	
受取利息・配当金	0	34,140	34,140	
施設設備利用料	0	6,880,180	6,880,180	
事業収入	(2,496,000)	(17,755,349)	(20,251,349)	
用品代収入	0	9,952,809	9,952,809	
スクールバス維持費収入	0	7,090,000	7,090,000	
ホームクラス収入	0	712,540	712,540	
未就園児保育料収入	1,728,000	0	1,728,000	
未就園児教育費収入	768,000	0	768,000	
雑収入	(0)	(11,959,646)	(11,959,646)	
退職金財団給付金収入	0	4,114,394	4,114,394	
その他の雑収入	0	5,554,257	5,554,257	
団体助成金収入	0	2,290,995	2,290,995	
帰属収入合計	2,496,000	223,913,751	226,409,751	
消費収入の部合計	2,496,000	223,913,751	226,409,751	

1 学校法人 森友学園

消費支出の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	塙本幼稚園	総 合 計
人件費		(4,893,588)	(76,346,943)	(81,240,531)
教員人件費		0	52,439,631	52,439,631
職員人件費		4,893,588	19,792,913	24,686,506
退職金		0	4,114,394	4,114,394
教育研究経費		(0)	(42,187,673)	(42,187,673)
消耗品費		0	2,426,583	2,426,583
光熱水費		0	1,564,888	1,564,888
旅費交通費		0	932,517	932,517
研究費		0	1,523,188	1,523,188
車輌燃料費		0	559,513	559,513
福利費		0	496,976	496,976
通信運搬費		0	561,321	561,321
行事費		0	5,367,616	5,367,616
給食費		0	14,124,488	14,124,488
保健衛生費		0	567,729	567,729
修繕費		0	441,350	441,350
損害保険料		0	1,821,170	1,821,170
賃借料		0	2,183,685	2,183,685
諸会費		0	381,235	381,235
報酬委託手数料		0	1,732,131	1,732,131
建物減価償却額		0	6,882,260	6,882,260
構築物減価償却額		0	43,000	43,000
教育用機器減価償却額		0	544,636	544,636
雑費		0	33,387	33,387
管理経費		(0)	(23,668,573)	(23,668,573)
消耗品費		0	293,527	293,527
光熱水費		0	391,222	391,222
旅費交通費		0	398,811	398,811
車輌燃料費		0	15,301	15,301
福利費		0	103,332	103,332
通信運搬費		0	374,213	374,213
修繕費		0	135,686	135,686
公租公課		0	965,600	965,600
広報費		0	1,167,028	1,167,028
諸会費		0	174,200	174,200
会議費		0	482,304	482,304
涉外費		0	2,839,442	2,839,442
報酬委託手数料		0	3,966,405	3,966,405
用品代支出		0	5,572,977	5,572,977
スクールバス維持費支出		0	3,113,936	3,113,936
ホームクラス支出		0	155,381	155,381
その他機器減価償却額		0	845,082	845,082
車輌減価償却額		0	1,869,719	1,869,719
雑費		0	809,407	809,407
借入金等利息		(0)	(5,435,914)	(5,435,914)
借入金利息		0	5,435,914	5,435,914
消費支出の部合計		4,893,588	147,639,103	152,532,691

1 学校法人 森友学園

第6号様式

貸 借 対 照 表
平成 24 年 3 月 31 日 現在

資産の部		(単位 円)		
科	目	本年度末	前年度末	増減
固定資産		524,218,480	529,195,017	△ 4,976,537
有形固定資産		521,293,758	527,298,455	△ 6,004,697
土地		240,090,721	240,090,721	0
建物		270,973,204	277,855,464	△ 6,882,260
構築物		248,667	288,667	△ 43,000
教育研究用機器備品		2,405,166	2,949,802	△ 544,636
その他の機器備品		6,069,910	2,784,992	△ 3,334,918
車輌		1,511,090	3,380,809	△ 1,869,719
その他の固定資産		2,924,722	1,896,562	△ 1,028,160
電話加入権		214,322	214,322	0
出資金		140,000	140,000	0
保険積立金		2,570,400	1,542,240	△ 1,028,160
流動資産		182,434,696	128,149,852	△ 54,284,844
現金及び預金		178,646,654	121,514,993	△ 57,131,661
未収入金		2,014,875	1,316,750	△ 698,125
立替金		1,773,167	5,318,109	△ 3,544,942
資産の部合計		706,653,176	657,344,869	△ 49,308,307
負債の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
固定負債		346,031,967	369,063,211	△ 23,031,244
長期借入金		341,831,967	364,863,211	△ 23,031,244
学校債		700,000	700,000	0
預り保証金		3,500,000	3,500,000	0
流動負債		33,790,033	35,327,542	△ 1,537,509
短期借入金		23,031,244	22,876,848	△ 154,396
未払金		2,544,012	1,140,750	△ 1,403,262
入学金前受金		4,750,000	5,650,000	△ 900,000
施設利用料前受金		500,000	0	△ 500,000
預り金		2,964,777	5,659,944	△ 2,695,167
負債の部合計		379,822,000	404,390,753	△ 24,568,753
基本金の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
第1号基本金		309,458,477	287,527,238	△ 21,931,244
第4号基本金		13,000,000	13,000,000	0
基本金の部合計		322,458,477	300,527,238	△ 21,931,244
消費収支差額の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
翌年度繰越消費収入超過額		4,372,699	△ 47,573,117	△ 51,945,816
消費収支差額の部合計		4,372,699	△ 47,573,117	△ 51,945,816
科	目	本年度末	前年度末	増減
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計		706,653,176	657,344,869	△ 49,308,307

注記事項

1. 重要な会計方針
 - ・引当金の計上基準
退職給与引当金
期末要支給額10,086,550円は私学退職金財団よりの交付金額と同額であるため
退職給与引当金は計上していない
2. 重要な会計方針の変更等 なし
3. 減価償却額の累計額の合計額 79,199,212 円
4. 徹収不能引当金の合計額 0 円
5. 担保に供されている資産の種類及び額
担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地	240,090,721 円
建物	270,973,204 円
6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額
291,248,815 円
7. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項 なし

固定資産明細表

自平成23年4月1日至平成24年3月31日

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘要
有形固定資産							
土地	240,090,721	0	0	240,090,721	0	240,090,721	
建物	312,830,000	0	0	312,830,000	41,856,796	270,973,204	
構築物	430,000	0	0	430,000	186,333	243,667	
教育研究用機器備品	25,736,443	0	25,736,443	23,331,277	2,405,166		
その他の機器備品	5,760,106	4,180,000	0	9,940,106	3,870,196	6,069,910	
車両	11,465,700	0	0	11,465,700	9,954,610	1,511,090	
合計	596,312,970	4,180,000	0	600,492,970	79,199,212	521,293,758	
その他							
電話加入権	214,322	0	0	214,322	0	214,322	
出資金	140,000	0	0	140,000	0	140,000	
保険積立金	1,542,240	1,028,160	0	2,570,400	0	2,570,400	
合計	1,396,562	1,028,160	0	2,924,722	0	2,924,722	
合計	598,209,532	5,208,160	0	603,417,692	79,199,212	524,218,480	

借入金明細表
自平成23年4月1日至平成24年3月31日

借入先		期首残高	当期増加額	期末減少額	期末残高	利率	返済期限	摘要
公的金融機関		-	-	-	-	-		
市中金融機関		-	-	-	-	-		
長期借入金	小計	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-		
		239,613,211		※14,031,244	225,581,967	1.875%	平成40年5月	(施設費)
		125,250,000	0	※9,000,000	116,250,000	1.875%	平成40年6月	担保:土地建物 担保:建物
	小計	364,863,211	0	※23,031,244	341,831,967			
その他		-	-	-	-	-		
	小計	-	-	-	-	-		
	計	364,863,211	0	※23,031,244	341,831,967			
公的金融機関		-	-	-	-	-		
市中金融機関	小計	-	-	-	-	-		
短期借入金	小計	-	-	-	-	-		
その他	小計	-	-	-	-	-		
返済期限が一年以内の長期借入金		22,878,848	※23,031,244	22,878,848	23,031,244			
	計	22,878,848	※23,031,244	22,878,848	23,031,244			
合計		387,742,059	22,724,714	※23,031,244	45,603,562	364,863,211		

基 本 金 明 細 表

平成23年4月1日 至平成24年3月31日

事項	要組入額	組入額	未組入額	摘要
第1号基本金 前期繰越高	596,527,292	287,527,233	309,000,059	
当期組入高 設備取得高 (1) 土地 借入金返済額		10,551,244	△ 10,551,244	
(2) 建物 借入金返済額		7,200,000	△ 7,200,000	
(3) その他の機器備品 取得額	4,180,000	4,180,000		
小計	4,180,000	21,931,244	△ 17,751,244	
当期末残高	600,707,292	309,458,477	291,248,815	
第4号基本金 前期繰越高	13,000,000	13,000,000	0	
当期組入高	0	0	0	
当期末残高	13,000,000	13,000,000	0	
合計 前期繰越高		300,527,233	309,000,059	
当期組入高		21,931,244	△ 17,751,244	
当期末残高		322,458,477	291,248,815	

森友学園 新規学校設立案収支計画・収入返済計画概要(初年度1・2年生を募集 小学校2クラス)

生徒数 100名

収支計画		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
	△2期目	△1期目	3月目	2月目	1月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目
事務収入	銀行預金取入		3,400	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	入学金取入		52,900	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
	施設賃貸取入		28,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
	学費収入		78,900	126,000	174,000	222,000	270,000	288,000	288,000	288,000	288,000	288,000	288,000
	教職元気金取入		3,200	50,600	69,600	86,200	103,000	115,200	115,200	115,200	115,200	115,200	115,200
	預約金取入		16,800	33,600	50,400	67,200	84,000	100,800	100,800	100,800	100,800	100,800	100,800
	その他の収入(給食料等)		15,800	25,200	34,800	44,400	54,000	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600
	収入合計A	0	0	223,000	284,900	376,500	472,100	565,700	611,300	611,300	611,300	611,300	611,300
	教員人件費		55,000	72,930	91,555	110,096	130,974	132,594	133,594	133,594	133,594	133,594	133,594
	職員人件費		10,500	14,280	14,565	16,571	22,731	23,186	23,186	23,186	23,186	23,186	23,186
	国際教員代		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	教育研究経費支出		24,000	28,890	34,580	41,472	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766
	管理経費支出		38,000	24,000	28,800	34,560	41,472	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766
	係官賃金(宿泊料)	8,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
	その他の支出(接待料等)	15,600	25,200	34,800	44,400	54,000	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600
	運送費		20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	支払利息		8,000	59,000	132,100	223,010	309,811	360,238	366,912	343,912	343,912	343,912	343,912
	経費合計B		△4,000	△59,000	40,900	61,390	115,459	162,289	205,462	244,388	267,388	267,388	267,388
	当期収支(A-B)		△4,000	△59,000	40,900	61,390	115,459	162,289	205,462	244,388	267,388	267,388	267,388

3月完結
1・2年生開校
※2土地購入費:760,000円

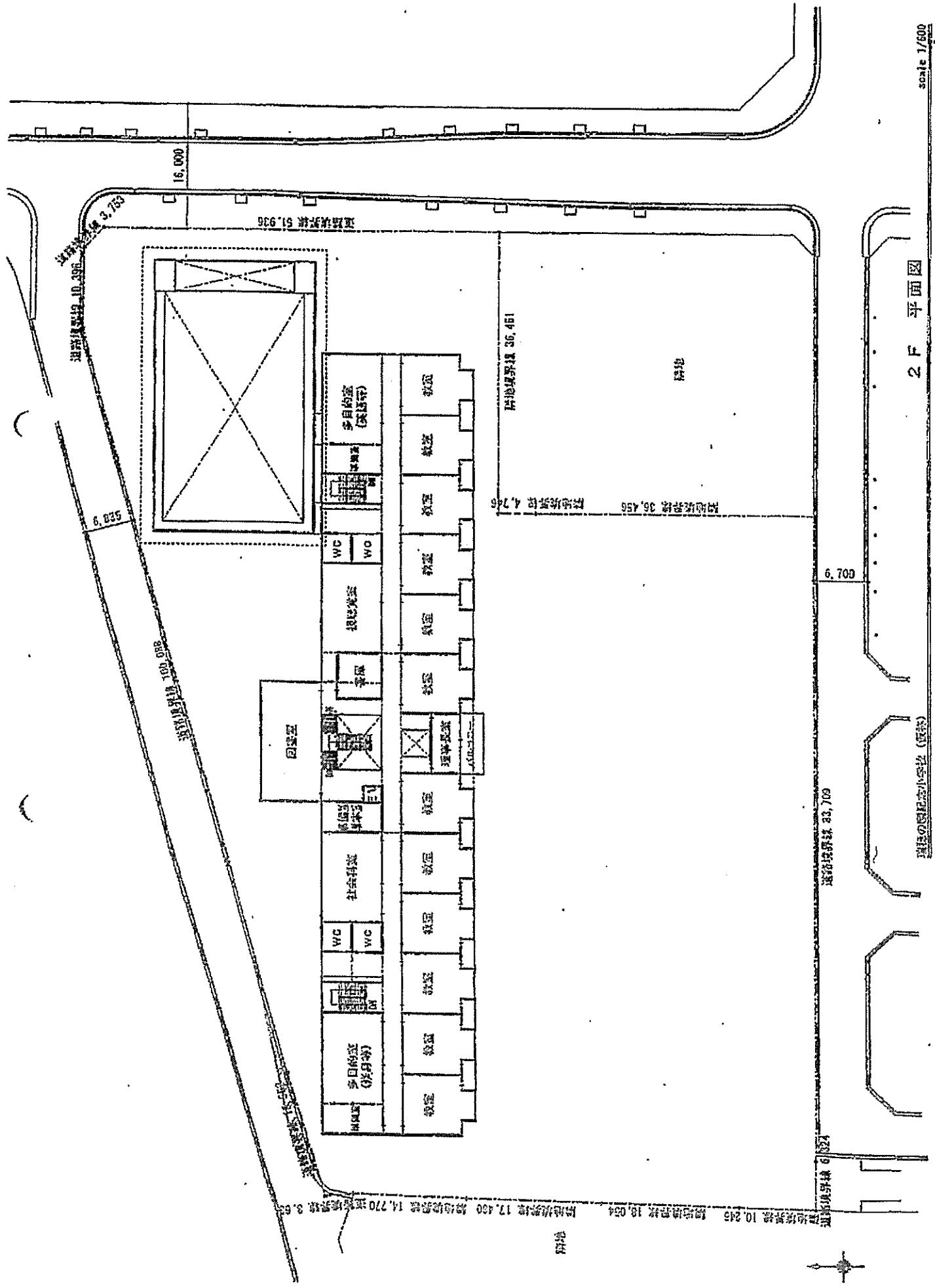
借入返済計画		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
	△2期目	△1期目	1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目
自己資金・初期積込資金	239,000	58,000	29,030	29,030	29,030	192,720	358,249	570,538	826,000	1,126,387	807,776	1,045,163	1,044,163
事業収支	△8,000	△59,000	40,900	61,390	115,459	162,289	205,462	244,388	267,388	267,388	267,388	267,388	267,388
事業取扱(分担額)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
(負担金引替)													
運送費・土壟請入		△40,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
新設時支給金取入	287,000	△9,000	△39,000										
借入金													
次年度繰越額	548,639	20,000	30,930	192,730	356,249	570,638	826,000	1,120,387	1,035,633	1,322,551	1,639,936		

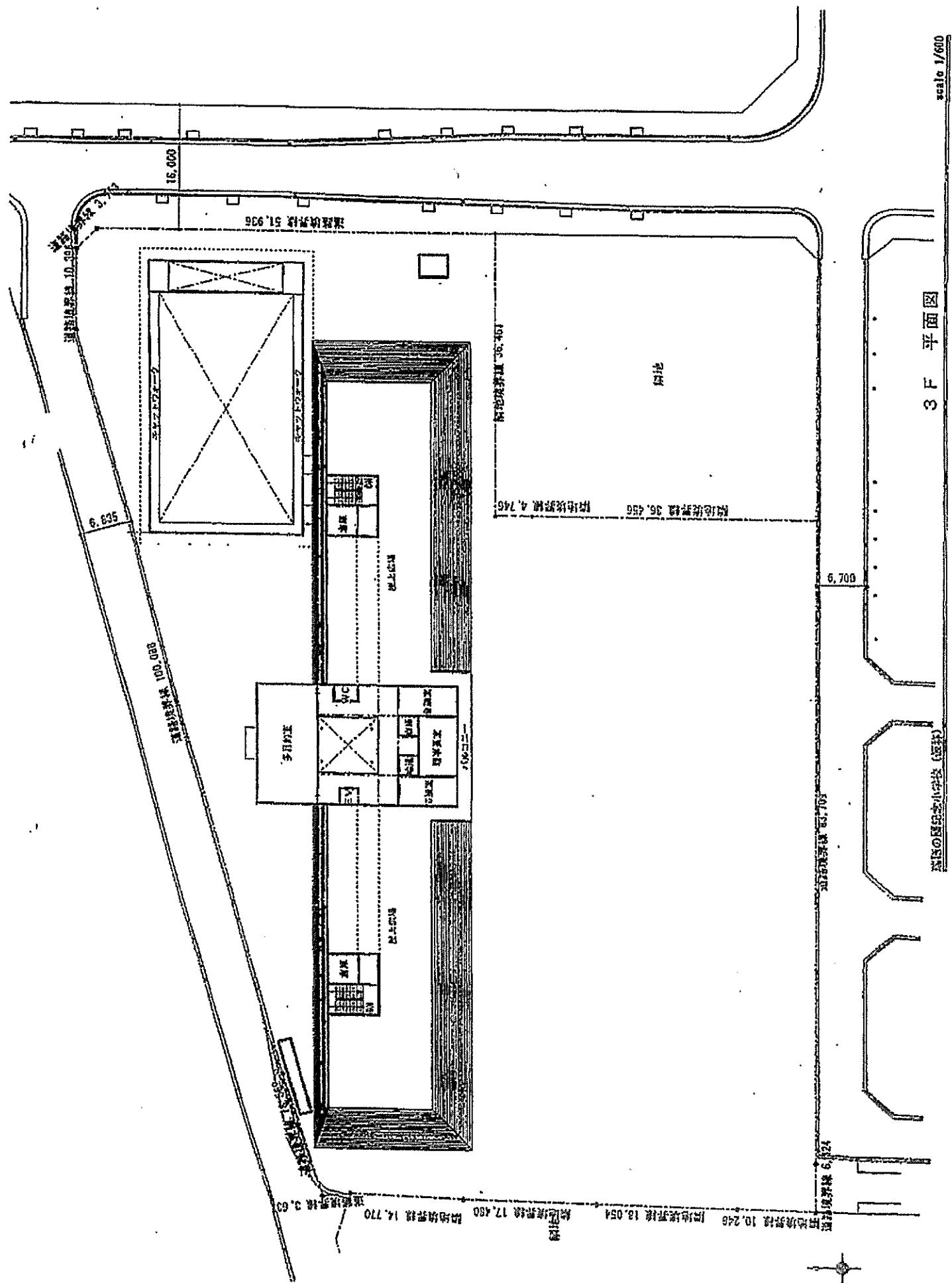
既定条件

- 1学年2クラス
- 2クラス40人
3. 初年度は1・2年生募集
※開設年度2年生のみ1クラス25人
4. 入学料20,000円
5. 入学金400,000円(初年度のみ)
6. 施設費200,000円(初年度のみ)
7. 授業料月額50,000円
8. 教育充実費月額20,000円
9. 借入金返済1人年額210,000円
10. その他収入(給食代等)は収支ゼロ
11. 教員給与年額550万円
12. 教員給与年額650万円
13. 開設時教員給与年額200万円
14. 教育研究経費 管理経費
15. 月額200万円×5期目まで毎年20%増加
16. 地代は年額2300万円
- ※1 信地料は確定額ではない。(見積もり合わせ後に確定)
- ※2 土地購入費は確定額ではない。(見積もり合わせ後に確定)

校舎の配置図、各階平面図、立面図

※1階平面図が校舎配置図を兼ねる。





scale 1/600

屋根伏図

1/600の比例尺 (延長)

6.700

延長界線 88.700

延長界線 6.700



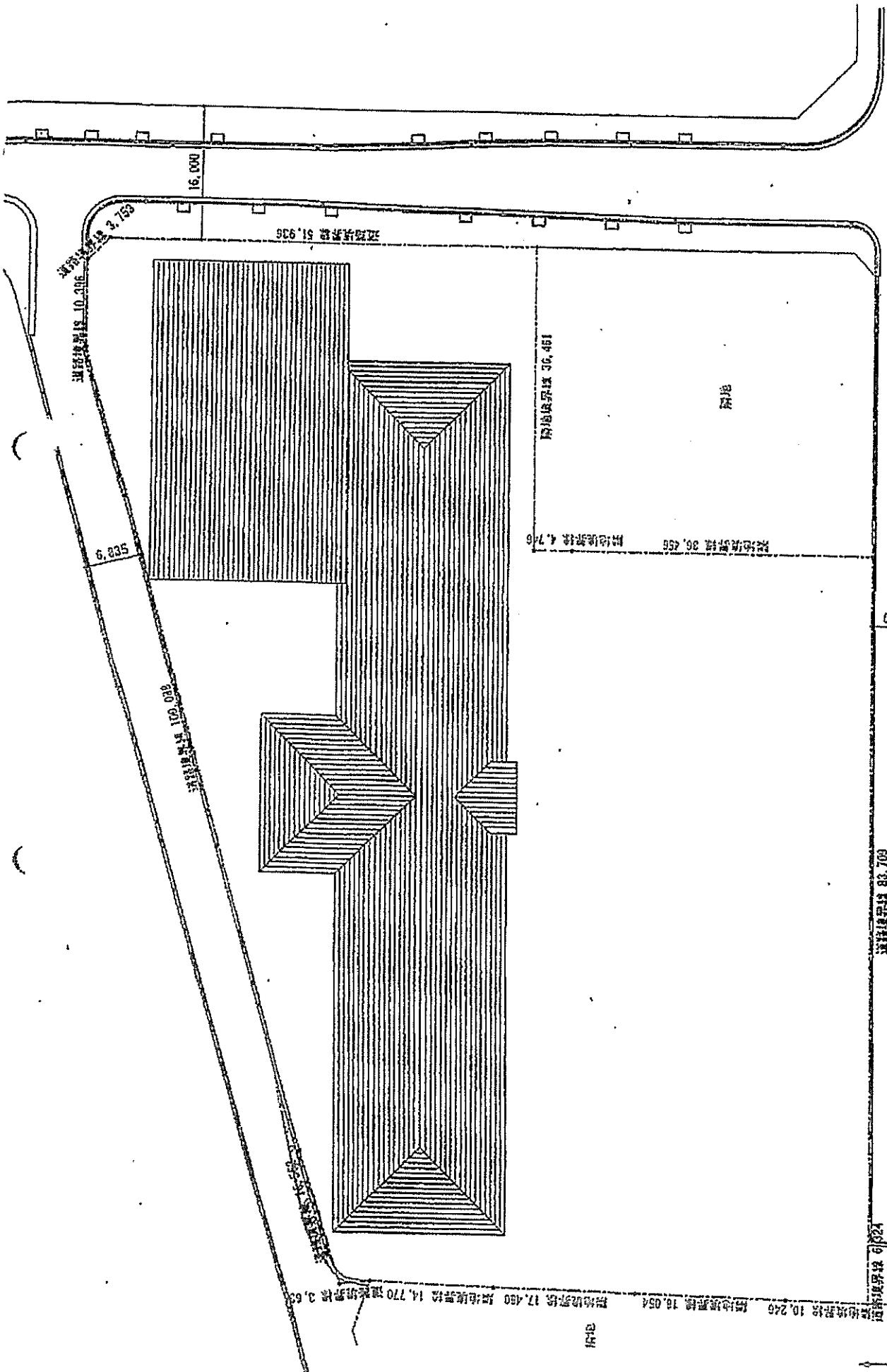
1/600

北

南地盤界線 36.461
北地盤界線 36.456
南北地盤界線 6.700

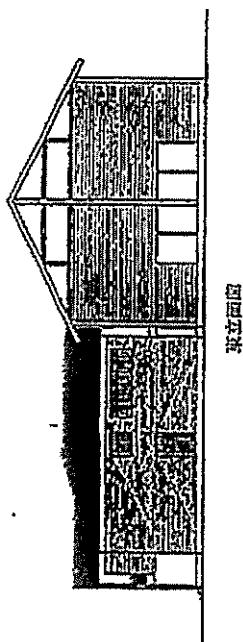
南地

地盤界線 10.246 地盤界線 10.054 地盤界線 17.400 地盤界線 14.770 地盤界線 3.63

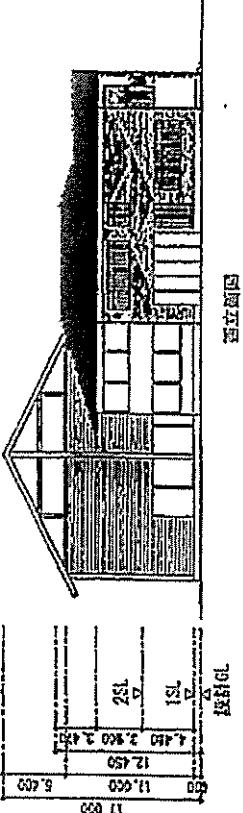


立面図

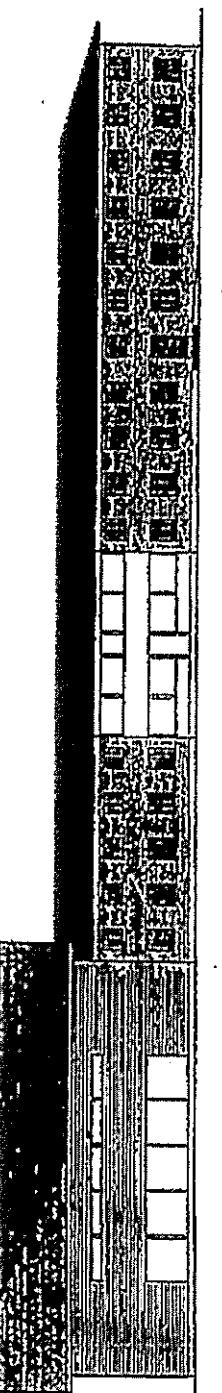
日本の伝統的小学校 (新規)



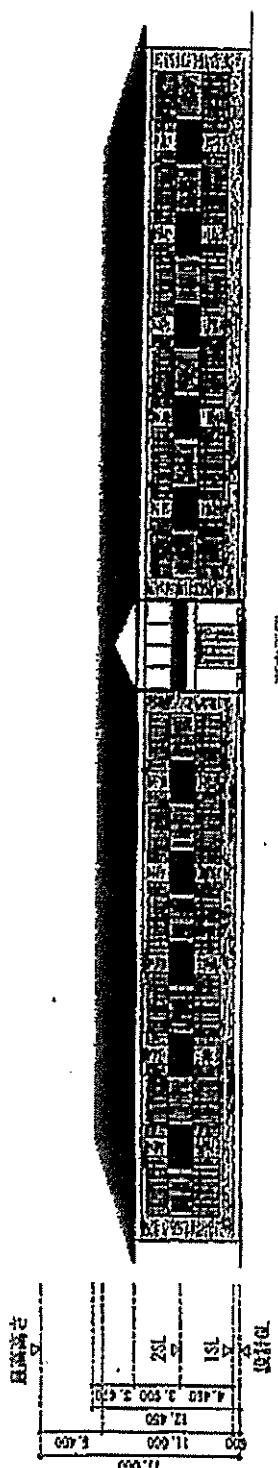
東立面図



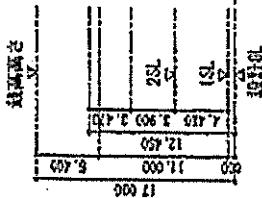
西立面図



北立面図



南立面図



北立面図

新規

寄附行為

学校法人 森友学園

学校法人森友学園寄附行為

第1章 総 則

第1条（名称）

この法人は、学校法人 森友学園と称する。

第2条（事務所）

この法人は、事務所を大阪市淀川区塚本一丁目6番25号に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、国家有為な人材を育成することを目的とする。

第4条（設置する学校）

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

塚本幼稚園幼児教育学園

瑞穂の國記念小學院

第3章 役員及び理事会

第5条（役員）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6名
- (2) 監 事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。

理事長の職を解任するときも、同様とする。

第6条（理事の選任）

理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 塚本幼稚園幼児教育学園長
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 3人
- (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 2人

2 前項第1項及び第2項の理事は、園長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする

第7条（監事の選任）

監事はこの法人の理事、職員（園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事会が選任する。

第8条（役員の任期）

役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く、以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、職務を行う。

第9条（役員の補充）

理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第10条（役員の解任及び退任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。
-
- 2 役員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了。
 - (2) 辞任。
 - (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第11条（理事長の職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

第12条（理事長の代表権の制限）

理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

第13条（理事長職務の代理等）

理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

第14条（監事の職務）

監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪府知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

第15条（理事会）

この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除籍のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第16条（業務の決定の委任）

（ 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる、

第17条（議事録）

- 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及び他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員 .

第18条

- （ この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、13人の評議員をもって組織する。
 - 3 評議員会は、理事会が招集する。
 - 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
 - 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決するこ

- とができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

第19条（議事録）

第17条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

第20条（諮問事項）

次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算・借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるもの

第21条（評議員会の意見具申等）

評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第22条（評議員の選任）

評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 2人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上の者のうちから、理事

会において選任した者 7名

(3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4名

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

第23条（任期）

評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間する。

2 評議員は、再任されることができる。

第24条（評議員の解任及び退任）

(評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき、
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき、

2 評議員は次の事由によって退任する、

- (1) 任期の終了、
- (2) 辞任、

第5章 資産及び会計

第25条（資産）

この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

第26条（資産の区分）

この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用資産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

第27条（基本財産の処分の制限）

基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一

部に限り処分することができる。

第28条（積立金の保管）

基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

第29条（経費の支弁）

この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用資産をもって支弁する。

（第30条（会計）

この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

第31条（予算及び事業計画）

この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

第32条（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。
借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（第33条（決算及び実績の報告）

この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

第34条（財産目録等の備付け及び閲覧）

この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第14条3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在籍する者その他利害関係人から請求があった場合には、

正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第35条（資産の総額の変更登記）

この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度末終了後2月以内に登記しなければならない。

第36条（会計年度）

この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

第37条（解散）

この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 大阪府知事の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては大阪府知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては大阪府知事の認定を受けなければならない。

第38条（残余財産の帰属者）

この法人が解散した場合（合併または破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属させるものとする。

第39条（合併）

この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て大阪府知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

第40条（寄附行為の変更）

この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、大阪府知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、大阪府知事に届け出なければならない。

い。

第8章 補足

第41条（書類及び帳簿の備付）

この法人は、第34条第2項の書類のほか、次に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証標書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

第42条（公告の方法）

この法人の公告は、学校法人森友学園の掲示場に掲示して行う。

第43条（施行規則）

この寄附行為の施行についての細則その他この法人の設置する学校の管理及び運営に
関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

- 1 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

新旧比較対照表

新	旧
第4条（設置する学校） この法人は、前条の目的を達成するため、 次に掲げる学校を設置する。 塙本幼稚園幼児教育学園 <u>瑞穂の國記念小學院</u>	第4条（設置する学校） この法人は、前条の目的を達成するため、 次に掲げる学校を設置する。 塙本幼稚園幼児教育学園
附則 1 この寄附行為は、平成21年4月1日 から施行する。	附則 1 この寄附行為は、平成21年4月1日 から施行する。
(<u>2 この寄附行為は、平成28年4月1日</u> から施行する。)	

変更に係わる条文のみを記載、変更箇所に傍線を引き明示

役員一覧

役職名	氏名（ふりがな）	性別	住所	生年月日
理事長	かごいけやすひろ 籠池 康博	男	豊中市本町 6-12-62	
理事				
監事				

(注) 本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合には、その者も含む）全員を記載すること

事業計画決定時における理事会議事録

塙本幼稚園 理事会

【日 時】 平成 26 年 7 月 4 日 (金) PM1 00

【場 所】 塙本幼稚園 職員室
理事全員出席

理事長、席に着き開会を宣す。以前より諸つていた学校建設につき説明があつたことを説明。

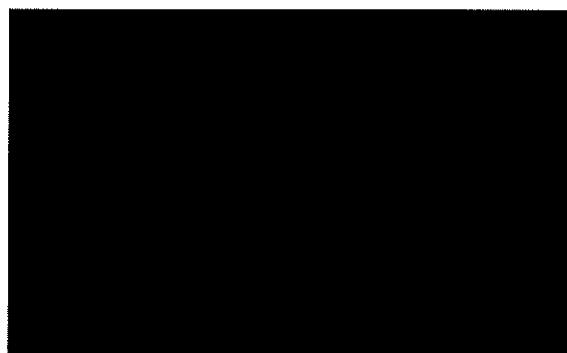
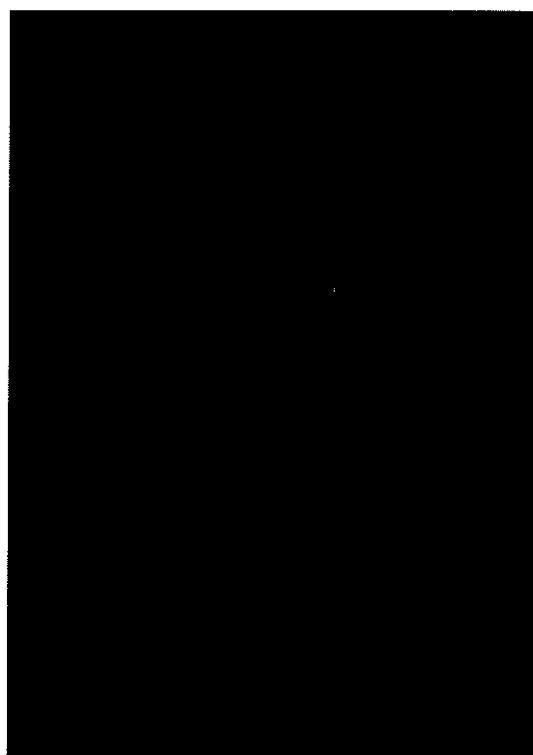
(第 1 号議案) 小学校開設について小学校の名称を『塙總の園記念小学校』^{と記載}とし、平成 26 年 7 月⁹私学審議会を無理せず、設計の細部にわたって説明し、12 月の審議会における旨、報告し、みな了承した。資産における負担^は以下とするところが point であり、建物の位様をいかにしてするかを再度^は認を得た。
^(26年度)

さらに、小学校設立申請書を 8 月に府に提出し、小学校開設の申請と一一致で邁進することを誓つた。

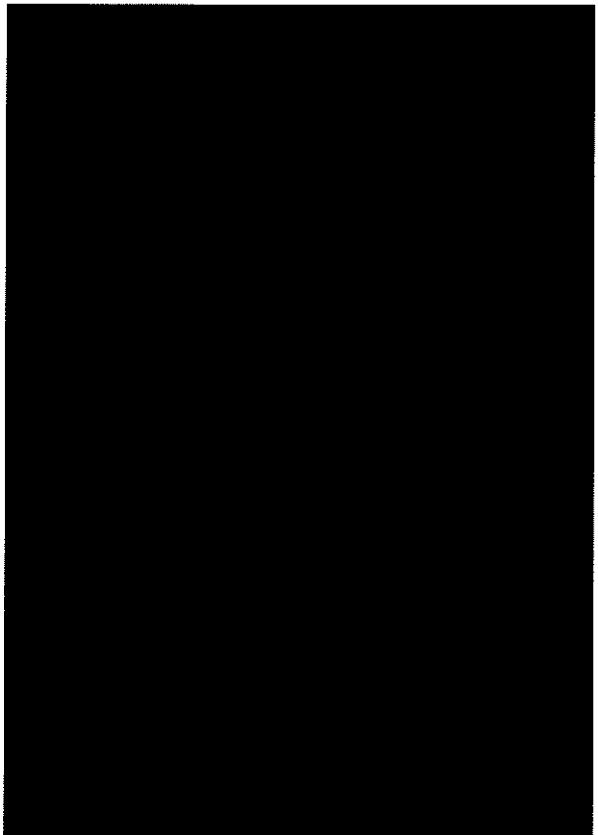
* ■ 設計事務所による設計変更あり。

今後、開発行為が始まり、私学審議会における二^は、三^は回の審議^はす、「頑張るよう」^はという各員発言あり。校長候補者と 2,3 人^は。

全員理事



卷	行	字	注	卷	行	字	注
1	1	一		1	1	一	
1	2	二		1	2	二	
1	3	三		1	3	三	
1	4	四		1	4	四	
1	5	五		1	5	五	
1	6	六		1	6	六	
1	7	七		1	7	七	
1	8	八		1	8	八	
1	9	九		1	9	九	
1	10	十		1	10	十	
1	11	十一		1	11	十一	
1	12	十二		1	12	十二	
1	13	十三		1	13	十三	
1	14	十四		1	14	十四	
1	15	十五		1	15	十五	
1	16	十六		1	16	十六	
1	17	十七		1	17	十七	
1	18	十八		1	18	十八	
1	19	十九		1	19	十九	
1	20	二十		1	20	二十	
1	21	二十一		1	21	二十一	
1	22	二十二		1	22	二十二	
1	23	二十三		1	23	二十三	
1	24	二十四		1	24	二十四	
1	25	二十五		1	25	二十五	
1	26	二十六		1	26	二十六	
1	27	二十七		1	27	二十七	
1	28	二十八		1	28	二十八	
1	29	二十九		1	29	二十九	
1	30	三十		1	30	三十	
1	31	三十一		1	31	三十一	
1	32	三十二		1	32	三十二	
1	33	三十三		1	33	三十三	
1	34	三十四		1	34	三十四	
1	35	三十五		1	35	三十五	
1	36	三十六		1	36	三十六	
1	37	三十七		1	37	三十七	
1	38	三十八		1	38	三十八	
1	39	三十九		1	39	三十九	
1	40	四十		1	40	四十	
1	41	四十一		1	41	四十一	
1	42	四十二		1	42	四十二	
1	43	四十三		1	43	四十三	
1	44	四十四		1	44	四十四	
1	45	四十五		1	45	四十五	
1	46	四十六		1	46	四十六	
1	47	四十七		1	47	四十七	
1	48	四十八		1	48	四十八	
1	49	四十九		1	49	四十九	
1	50	五十		1	50	五十	
1	51	五十一		1	51	五十一	
1	52	五十二		1	52	五十二	
1	53	五十三		1	53	五十三	
1	54	五十四		1	54	五十四	
1	55	五十五		1	55	五十五	
1	56	五十六		1	56	五十六	
1	57	五十七		1	57	五十七	
1	58	五十八		1	58	五十八	
1	59	五十九		1	59	五十九	
1	60	六十		1	60	六十	
1	61	六十一		1	61	六十一	
1	62	六十二		1	62	六十二	
1	63	六十三		1	63	六十三	
1	64	六十四		1	64	六十四	
1	65	六十五		1	65	六十五	
1	66	六十六		1	66	六十六	
1	67	六十七		1	67	六十七	
1	68	六十八		1	68	六十八	
1	69	六十九		1	69	六十九	
1	70	七十		1	70	七十	
1	71	七十一		1	71	七十一	
1	72	七十二		1	72	七十二	
1	73	七十三		1	73	七十三	
1	74	七十四		1	74	七十四	
1	75	七十五		1	75	七十五	
1	76	七十六		1	76	七十六	
1	77	七十七		1	77	七十七	
1	78	七十八		1	78	七十八	
1	79	七十九		1	79	七十九	
1	80	八十		1	80	八十	
1	81	八十一		1	81	八十一	
1	82	八十二		1	82	八十二	
1	83	八十三		1	83	八十三	
1	84	八十四		1	84	八十四	
1	85	八十五		1	85	八十五	
1	86	八十六		1	86	八十六	
1	87	八十七		1	87	八十七	
1	88	八十八		1	88	八十八	
1	89	八十九		1	89	八十九	
1	90	九十		1	90	九十	
1	91	九十一		1	91	九十一	
1	92	九十二		1	92	九十二	
1	93	九十三		1	93	九十三	
1	94	九十四		1	94	九十四	
1	95	九十五		1	95	九十五	
1	96	九十六		1	96	九十六	
1	97	九十七		1	97	九十七	
1	98	九十八		1	98	九十八	
1	99	九十九		1	99	九十九	
1	100	一百		1	100	一百	



100%
100%

100%
100%

100%
100%

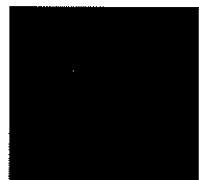
100%
100%

• 1970

• 1970

• 1970

• 1970



独立監査人の監査報告書

平成26年5月20日

校法人 森友学園
理 事 会 御 中

公認会計士 谷口光夫事務所

公認会計士 [REDACTED]

公認会計士 [REDACTED]

私たちは、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和54年1月19日付け大阪府公告第324号に基づき、学校法人森友学園の平成25年度（平成25年4月日から平成26年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

・算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適時に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適時に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人森友学園の平成26年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月20日

学校法人 森友学園
理 事 会 御 中

公認会計士 谷口光夫事務所

公認会計士

当監査人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和54年12月19日付け大阪府公告第324号に基づき、学校法人森友学園の平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び適用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。
監査意見

当監査人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人森友学園の平成25年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

学校法人と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成24年5月31日

学校法人 森友学園

理 事 会 御 中

公認会計士 谷口光夫事務所

公認会計士

当監査人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和54年12月19日付け大阪府公告第324号に基づき、学校法人森友学園の平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算表（人件費支出内訳表を含む）、消費収支計算表及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試験を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人森友学園の平成24年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

誓 約 書

- 私
 当法人

は、国と国有財産売買契約を締結するにあたり、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は〇〇物件を第三者に賃貸すること。

契約担当官 財務（支）局長 殿

平成25年 8月25日

住所又は所在地 大阪市淀川区塙本1丁目6番25号

氏名又は名称 学校法人森友学園 理事長 龍池康博

※ 法人の場合には、別紙役員一覧を添付

別紙

役員一覧

役職名	氏名（ふりがな）	性別	住所	生年月日
理事長	かごいけやすひろ 籠池康博	男	豊中市本町 6-12-62	
理事				

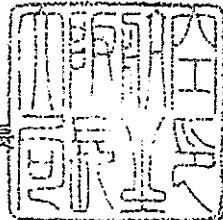
(注) 本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合には、その者も含む）全員を記載すること



統括官	上席管理官	担当者
（略）	（略）	（略）

阪空補第 590 号

近畿財務局長殿



大阪航空局長

各省各庁所管特別会計所属普通財産（土地）の売払処分依頼について
【大阪国際空港整中市場外用地】

標記について、平成23年6月27日付、財理第3002号「各省各庁所管特別会計所属普通財産の処分等に係る事務取扱要領について」通達、第3項の規定に基づき、別添のとおり処分を依頼します。

なお、本件処分依頼は国有財産法第14条第8号の規定に基づく協議も兼ねていますので、よろしくお取り計らい願います。

売 払 処 分 調 書

1. 国有財産台帳記載事項

(1) 会計名 社会資本整備事業特別会計空港整備勘定

(2) 分類 普通財産

(3) 売 払 を予定している財産の口座名、所在地及び明細

口座名 大阪国際空港豊中市場外用地

所在地 大阪府豊中市服部西町外

明細

区分	種目	数量	台帳価格	備考
土地	宅地	8,770.43m ²	874,725,578円	@99,735.76円/m ²

の内 売 払 面積等

所在地 大阪府豊中市野田町1501

明細

区分	種目	数量	台帳価格	備考
土地	宅地	8,770.43m ²	874,725,578円	

2. 当該処分に係る債権を管理する歳入徴収官の官職・氏名

歳入徴収官 國土交通省航空局長 田村 明比古

3. 沿革

本件売 払 予定財産は、大阪国際空港周辺における航空機騒音対策の一環として、昭和45年度から「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」（昭和42年法律第110号、以下「法」という。）第9条に基づき、建物等の移転補償及び土地を買取し取得した土地（以下「移転補償跡地」という。）である。

空港整備特別会計の行政財産として管理していたが、昭和62年運輸省告示第1号（昭和62年1月5日）の改正により、騒音指定区域が縮小（第2種及び第3種区域が縮小）したことにより、行政財産として保有を継続する必要性が乏しくなったものを、用途廃止のうえ普通財産として管理しているものである。

4. その他参考事項

(1) 売 払 相手方 一般競争入札（近畿財務局の国有財産一般競争入札による）

(2) 売 払 をしようとする理由

土地の有効利用を推進するため、一般競争売 払 処分を行うものである。

(3) 公的要望の確認

平成23年6月27日付け、財理第3002号の通達「各省各庁所管特別会計所属普通財産の処分等に係る事務取扱要領について」第2項(1)のイの①に基づき、近畿財務局にて確認をするものである。

(4) 処理区分の希望 時価 売 払

(5) 売 払 希 望 時 期 平成25年度中に処分願いたい。

(6) 利用計画

宅 地 (一般処分)

(7) 契約の方式及び根拠条項

①近畿財務局にておこなわれる国有財産の一般競争入札時に処分予定。

②平成23年6月27日付け、財理第3002号の通達「各省各庁所管特別会計所属普通財産の処分等に係る事務取扱要領について」第3項に基づき、近畿財務局に処分依頼をするものである。

(8) 用途廃止時期 平成5年1月29日

(9) 添付書類

①案内図

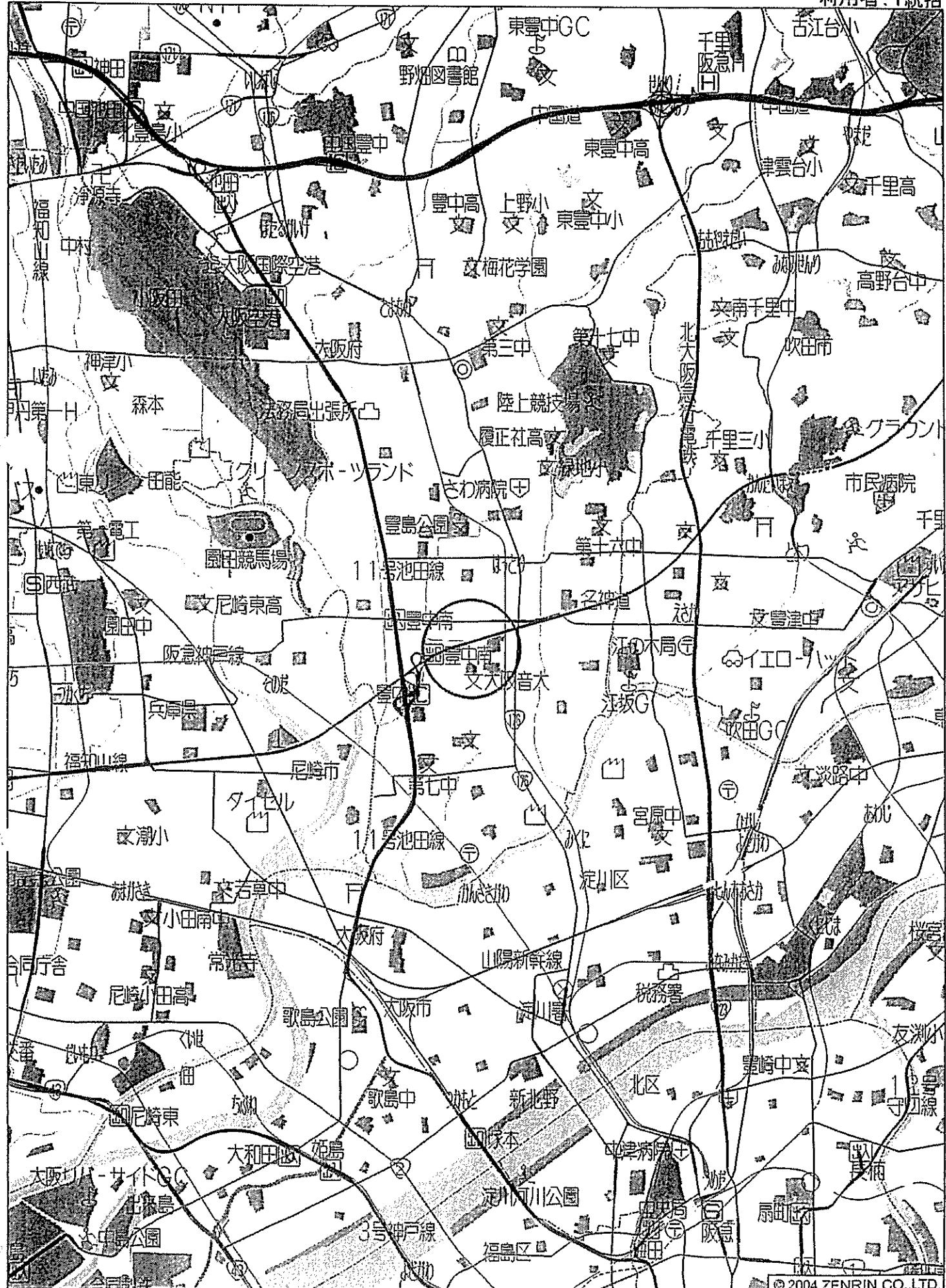
②位置図、平面図

③実測図（地積測量図）

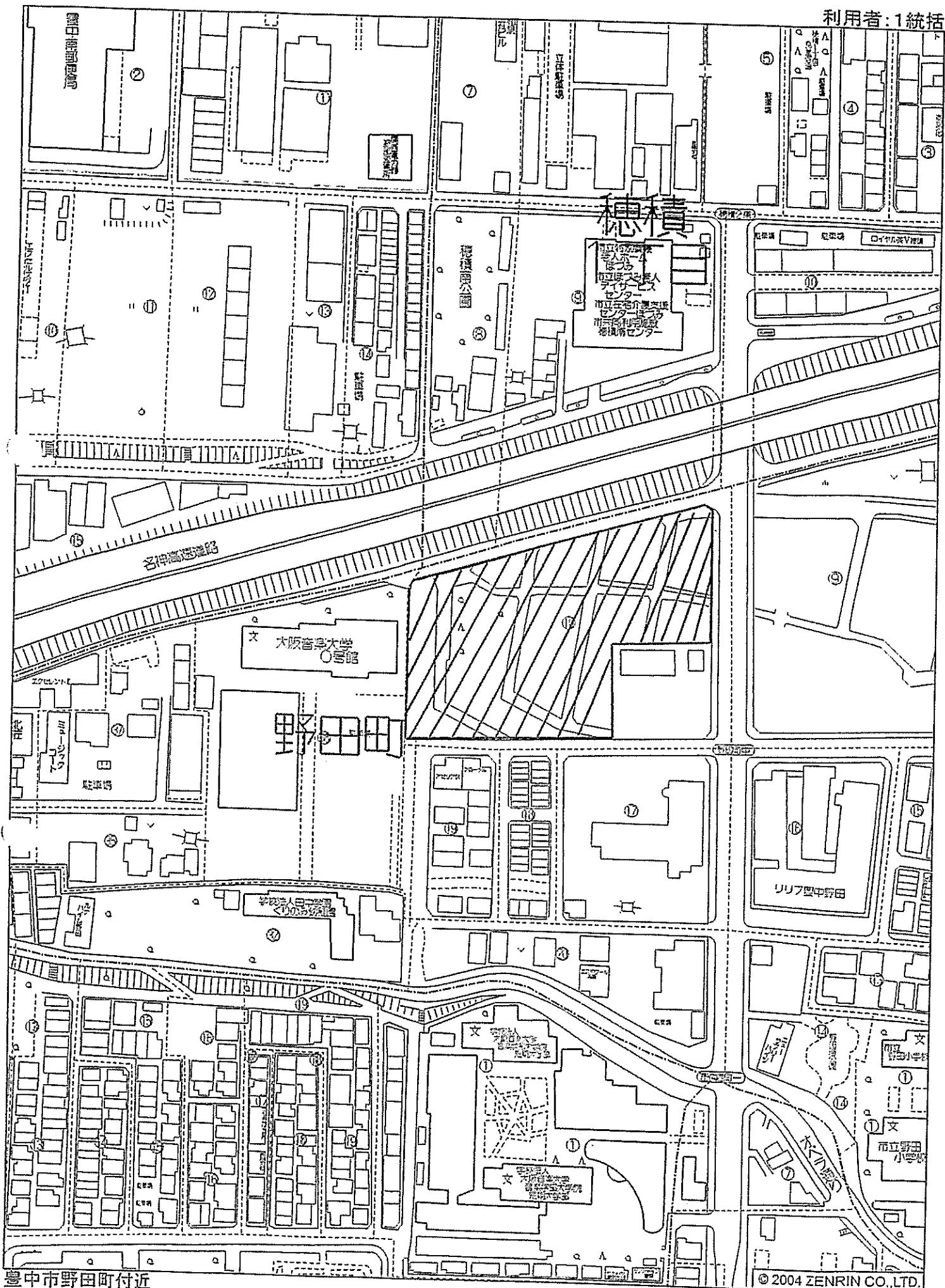
④土地登記簿謄本（写）

⑤公図

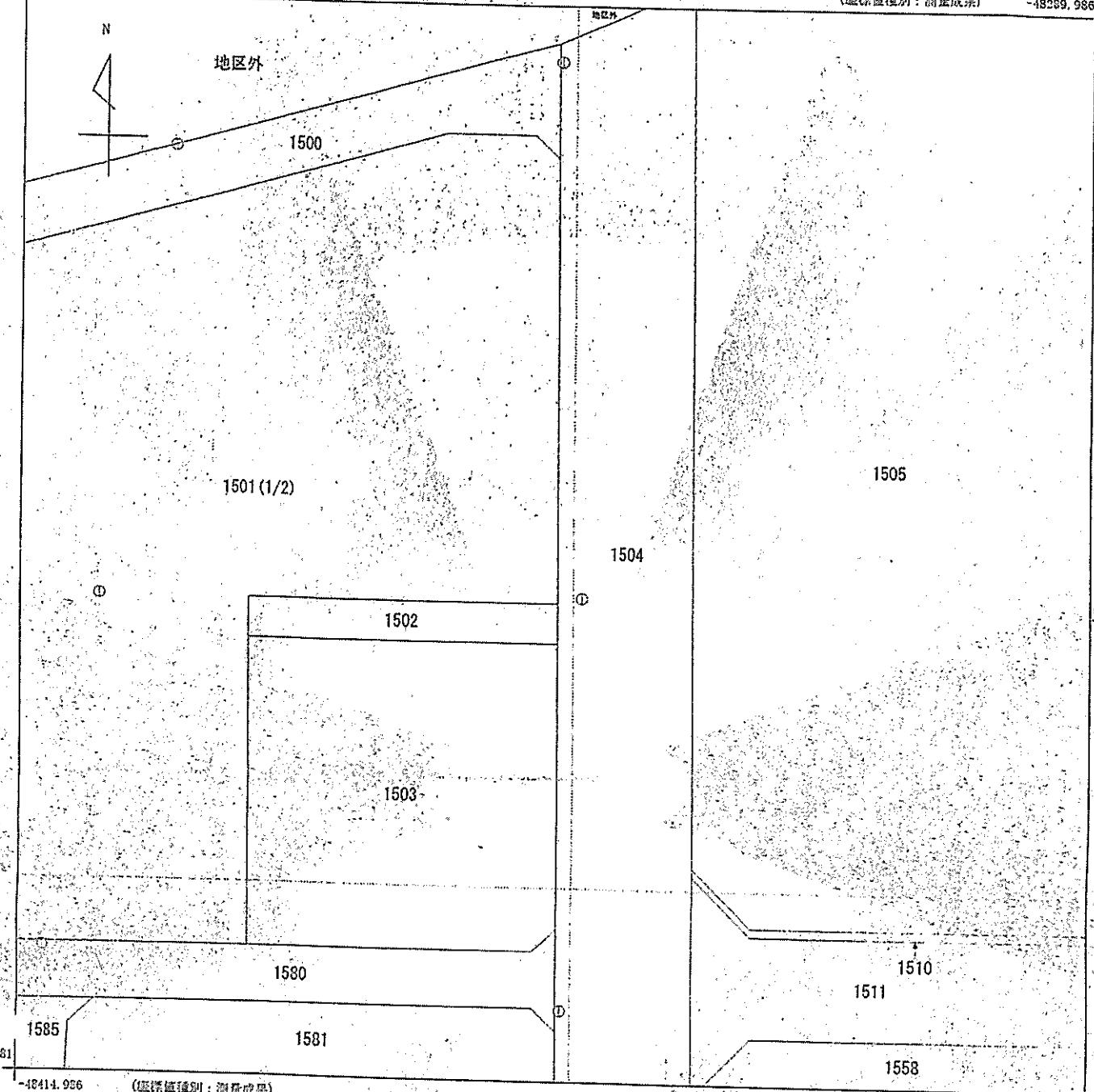
⑥その他関係資料



利用者:1統括



豊中市野田町付近



IS022.781

-48414.936

(座標値種別:測量成果)

請求部分	所在	豊中市野田町						地番	1501番
出力尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第144条第1項)国調法1 9・5指定	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	平成17年2月25日	備付年月日 (原図)							補記

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成26年9月12日

大阪法務局

申請番号: 39-1

(2/2)

登記官

石田章代



公用

地区外

1500

1501(2/2)

地区外

1580

1585

1644

1642

1627

1628

1626

1599

1597

1587-1
1587-2

地番区域見出

野田町

-48539.926

(座標値種別:測量成果)

38022.781

請求部	所在	豊中市野田町				地番	1501番
出力尺	1/500	精度区分	甲二	座標系 番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)国調法1 9-5指定
作成年月日	平成17年2月25日	備付年月日 (原図)				補記項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局池田出張所管轄)

平成26年9月12日

大阪法務局

申請番号: 39-1

(1/2)

監記官

石田章代

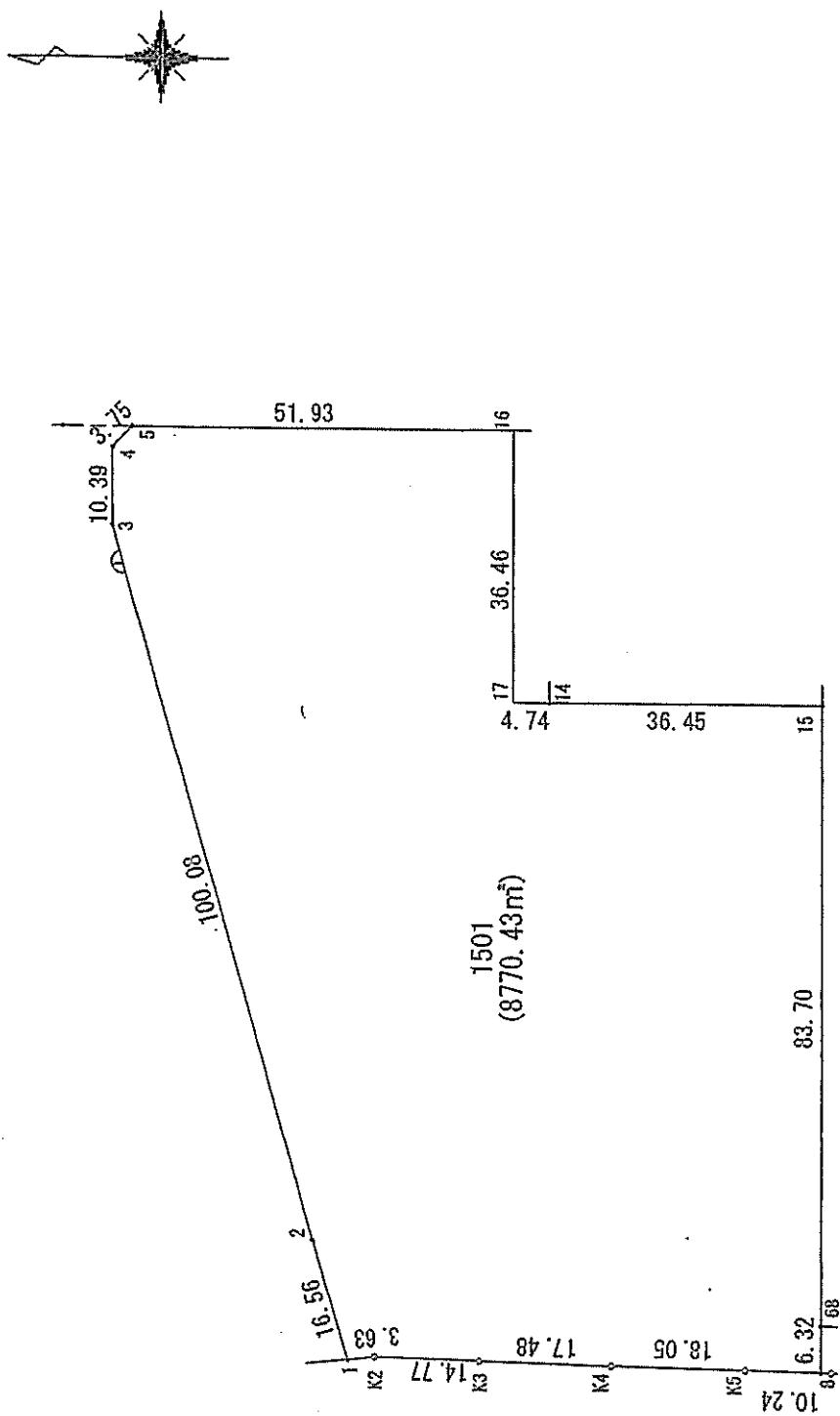


公用

豊中市野田町 1501番

画地出来形確認測量図

街区番号 1
縮尺 : S=1/1000



表題部 (土地の表示)			調製 平成14年2月7日	不動産番号 1212000145569
地図番号 3	204-11 204-1	筆界特定	余白	
所在	豊中市野田町			余白
① 地番	②地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付 [登記の日付]	
2番24	池沼	72	2番20から分筆 〔昭和42年6月16日〕	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年2月7日	
1501番	宅地	8770 43	平成17年10月5日 土地区画整理法による換地処分 他の従前の土地 野田町2番25、同番26、同番27、同番28、同番48、同番114、同番143、同番144、同番172、同番178、同番179、286番23、同番25、同番28、同番30、同番31、同番33、同番35、同番38、同番40、同番50、同番72、同番78、同番115、同番118、同番119、同番120、同番123、同番124、同番125、同番126、同番128、同番130、同番132、同番133、同番134、同番136、同番138、同番142、同番143、同番146、同番151、同番152、同番153、同番154、同番155、同番156、同番157、同番158、同番159、同番160、同番161、同番162、同番163、同番164、同番165、同番166、同番167、同番168、同番169、同番170、同番171、同番172、同番173、同番174、同番175、同番176、同番177、同番178、同番179、同番180、同番181、同番182、同番183、同番184、同番185、同番186、同番187、同番188、同番189、同番190、同番191、同番192、同番193、同番194、同番195、同番196、同番197、同番198、同番199、同番200、同番201、同番202、同番203、同番204、同番205、同番206、同番207、同番208、同番209、同番210、同番211、同番212、同番213、同番214、同番215、同番216、同番217、同番218、同番219、同番220、同番221、同番222、同番223、同番224、同番225、同番226、同番227、同番228、同番229、同番230、同番231、同番232、同番233、同番234、同番235、同番236、同番237、同番238、同番239、同番240、同番241、同番242、同番243、同番244、同番245、同番246、同番247、同番248、同番249、同番250、同番251、同番252、同番253、同番254、同番255、同番256、同番257、同番258、同番259、同番260、同番261、同番262、同番263、同番264、同番265、同番266、同番267、同番268、同番269、同番270、同番271、同番272、同番273、同番274、同番275、同番276、同番277、同番278、同番279、同番280、同番281、同番282、同番283、同番284、同番285、同番286、同番287 〔平成17年10月5日〕	

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和54年3月30日 第10230号	原因 昭和53年11月15日売買 所有者 運輸省 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K81011 (-1/1)

1/2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			の規定により移記 平成14年2月7日
2	土地区画整理法による換地処分による所有権登記	平成17年10月5日 第25096号	所有者 通 輸 省
3	所有権移転	平成24年10月22日 第44019号	原因 平成24年7月1日現物出資 所有者 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 新関西国際空港株式会社
4	3番所有権抹消	平成25年1月10日 第427号	原因 錯誤

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(大阪法務局池田出張所管轄)

平成26年9月12日

大阪法務局

登記官

石 田 章 代



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K81011 (1 / 1)

2 / 2

新在 大飯勝豐中市服部西町外
口座名 大飯國際空港暨中市馬外角地

國學 畫圖 宋鑑

口座名 大飯国際資源集中市場外貨地

產財通

案引書 3-213

年月日	増減事由	増 数 量	減 量	額 格	現 在 額	在 庫	盈 虧	備 考	文書日付	記載 年月日	印
		m ³	m ³	円	m ³	m ³	円		記号番号	年月日	印
3. 3. 26	端縫切替				37.661	6.105.718.445			1-0.05 = 0.95 ²	販賣3年6月17日迄	(25)
3. 3. 27	壳 托			821	1459.744.090	36.840	5.955.974.325		0.95 - 0.05 = 0.90 ²	販賣3年6月17日迄	(25)
3. 3. 31	価格改定 (准種地)	9,272.961.284			36.840	15.228.935.659			0.90 - 0.05 = 0.85 ²	販賣3年6月17日迄	(25)
3. 4. 1	八面貝更		102	39.391.938	36.738	15.189.524.721			0.85 - 0.05 = 0.80 ²	販賣3年6月17日迄	(25)
3. 4. 15	壳 托		99	35.466.334	36.639	15.154.072.387			0.80 - 0.05 = 0.75 ²	販賣3年6月17日迄	(25)
3. 4. 15	端縫切替		1		36.638	15.154.077.387			0.75 - 0.05 = 0.70 ²	販賣3年6月17日迄	(25)
3. 4. 15	壳 托		7.095	456.843.052	35.543	14.702.234.385			0.70 - 0.05 = 0.65 ²	販賣3年6月17日迄	(25)
3. 4. 15	端縫切替		1		35.542	14.702.234.385			0.65 - 0.05 = 0.60 ²	販賣3年6月17日迄	(25)
3. 4. 15	壳 托		7.964	759.328.510	33.578	13.942.905.825			0.60 - 0.05 = 0.55 ²	販賣3年6月17日迄	(25)
3. 4. 16	壳 托		2.418	900.257.905	31.160	13.842.647.920			0.55 - 0.05 = 0.50 ²	販賣3年6月17日迄	(25)
- 3. 7. 15	端縫切替		1		31.159	13.042.647.920			1.2 - 0.57 = 0.63 ²	販賣3年6月17日迄	(25)
- 3. 8. 2	壳 托		163	69.305.084	30.996	12.974.262.839			0.63 - 0.05 = 0.58 ²	販賣3年6月17日迄	(25)

(日本語訳語表)

大阪国際空港市場中古用地

同上

外語科部會專委會中學研究所

卷之三

卷之三

年月日	増減事由	増 減量	額	現 額	在 庫	登 記	備 考	文書日付	記載日付	年月日	印、 押
		數 量	単 位	數 量	単 位	年月日	目的	記号番号	記号番号	年月日	印、 押
3. 8. 8	端歛切捨			1							
3. 8. 8	壳 扇			104	40.387.751	30.179					
4. 1. 28	壳 扇			77	39.778.769	32.102					
4. 1. 28	端歛切捨			1		30.101	12.570.348.035				
4. 1. 28	壳 扇			117	60.444.862	29.984					
4. 1. 28	端歛切捨			1		30.983	12.509.903.173				
4. 1. 28	壳 扇			85	37.457.754	29.898					
4. 1. 28	壳 扇			76	35.437.059	29.822					
4. 1. 28	端歛切捨			1		29.821	12.437.008.360				
4. 1. 28	壳 扇			78	41.208.526	30.743					
4. 1. 28	端歛切捨			1		30.742	12.395.799.834				
4. 1. 28	壳 扇			111	50.142.449	29.631	12.345.657.385				

(日本語版)

番号 213

大阪國際空港中市場外用施設

口座名

所在 大阪 篠原 鶴見 豊中 遠賀 服部 田舎

番地

区分 種目 用 途	土地 地 址	番 數	地 量	番 數	地 量	測 量	境 界						
②告示利合 2月 7日-12日	95.20 m ²	②地盤冲 告示利合 2月 7日-12日	72.56 m ²	②地盤冲 告示利合 2月 7日-12日	70.70 m ²	②地盤冲 告示利合 2月 7日-12日	62.00 m ²						
③新橋町 1月 28日-5日	145.55 m ²	③新橋町 1月 28日-5日	135.00 m ²	③新橋町 1月 28日-5日	135.00 m ²	③新橋町 1月 28日-5日	135.00 m ²						
④新橋町 2月 23日-31日	62.00 m ²	④新橋町 2月 23日-31日	62.00 m ²	④新橋町 2月 23日-31日	62.00 m ²	④新橋町 2月 23日-31日	62.00 m ²						
⑤新橋町 3月 1日-8日	85.55 m ²	⑤新橋町 3月 1日-8日	85.55 m ²	⑤新橋町 3月 1日-8日	85.55 m ²	⑤新橋町 3月 1日-8日	85.55 m ²						
⑥新橋町 4月 15日-22日	115.00 m ²	⑥新橋町 4月 15日-22日	115.00 m ²	⑥新橋町 4月 15日-22日	115.00 m ²	⑥新橋町 4月 15日-22日	115.00 m ²						
⑦新橋町 5月 13日-20日	135.00 m ²	⑦新橋町 5月 13日-20日	135.00 m ²	⑦新橋町 5月 13日-20日	135.00 m ²	⑦新橋町 5月 13日-20日	135.00 m ²						
⑧新橋町 6月 10日-17日	100.00 m ²	⑧新橋町 6月 10日-17日	100.00 m ²	⑧新橋町 6月 10日-17日	100.00 m ²	⑧新橋町 6月 10日-17日	100.00 m ²						
⑨新橋町 7月 17日-24日	85.00 m ²	⑨新橋町 7月 17日-24日	85.00 m ²	⑨新橋町 7月 17日-24日	85.00 m ²	⑨新橋町 7月 17日-24日	85.00 m ²						
總額		總額		總額		總額							
年 動 年 月 日	增減事由	舊 數 量	舊 價 格	數 量	舊 價 格	現 數 量	現 價 格	盈 虧 額	盈 虧 額	盈 虧 額	盈 虧 額	盈 虧 額	盈 虧 額
4. 1. 28	壳松	95	50,665.977	95	50,665.977	29,536	12,294.991.408			端弧 0.62	端弧 0.62	端弧 0.62	端弧 0.62
4. 1. 28	端微切捨	1		1		29,535	12,294.991.408			端弧 0.62 = 0.70			
4. 1. 29	壳松	77	39,737.754	79	458	12,255.253.654			端弧 0.60	端弧 0.60	端弧 0.60	端弧 0.60	
4. 1. 29	壳松	707	243,453.899	28,751	12,011.799.755				端弧 0.60 - 0.51 = 0.09				
4. 1. 29	端微切捨	1		1		28,750	12,011.799.755			端弧 0.60 - 0.60 = 0.59			

獎勵 年月日	增減事由	增 數 量		減 數 量		額 額		現 在 量		金 額		年月日 自 的	記 考	備 考	文書日付 記号番号	黑 軍 月 會 印 記	黑 軍 月 會 印 記
		數 量	単 位	數 量	単 位	額 額	単 位	數 量	単 位	額 額	単 位						
4. 1. 29	壳 子	145	73	867.335	28.605	11.937.992.420	円	19	円	11.937.992.420	円				10/13号 平成4年1月6日	10/13号 平成4年1月6日	10/13号 平成4年1月6日
4. 1. 29	端數切捨			1											10/13号 平成4年1月6日	10/13号 平成4年1月6日	10/13号 平成4年1月6日
4. 3. 27	ヘ 鋼 目 檻 変 更	62	24.858.731	2.572	16.913.183.509										10/13号 平成4年1月6日	10/13号 平成4年1月6日	10/13号 平成4年1月6日
4. 6. 27	壳 子	85	31.94.813	28.457	11.881.438.876										10/14号 平成4年1月6日	10/14号 平成4年1月6日	10/14号 平成4年1月6日
4. 8. 27	端數切捨	1		28.456	11.881.438.876										10/14号 平成4年1月6日	10/14号 平成4年1月6日	10/14号 平成4年1月6日
4. 8. 27	壳 子	115	41.161.869	18.341	11.838.377.007										10/14号 平成4年1月6日	10/14号 平成4年1月6日	10/14号 平成4年1月6日
4. 8. 27	端數切捨	1		28.340	11.838.377.007										10/14号 平成4年1月6日	10/14号 平成4年1月6日	10/14号 平成4年1月6日
4. 8. 27	壳 子	135	49.005	18.205	11.769.408.002										10/14号 平成4年1月6日	10/14号 平成4年1月6日	10/14号 平成4年1月6日
4. 8. 27	壳 子	108	62.1	28.097	11.726.769.181										10/14号 平成4年1月6日	10/14号 平成4年1月6日	10/14号 平成4年1月6日
4. 8. 27	端數切捨	1		28.096	11.726.769.181										10/14号 平成4年1月6日	10/14号 平成4年1月6日	10/14号 平成4年1月6日
4. 8. 27	壳 子	85	39.668.696	28.011	11.687.100.485										10/14号 平成4年1月6日	10/14号 平成4年1月6日	10/14号 平成4年1月6日
4. 8. 27	端數切捨	1		28.210	11.687.100.485										10/14号 平成4年1月6日	10/14号 平成4年1月6日	10/14号 平成4年1月6日

(日本語版B)

口頭名

東京國際空港豊中市外埠西署外

所在 大阪府 豊中市 外埠西署外										番号 番引 3-213	
区分	土地種目	地番	番地番号	数量	地番	番地番号	数量	量	境		
									内	外	
宅地	新築地	50.07 m ²									
宅地	既築地	55.50 m ²									
別明細	新築地	57.85 m ²									
別明細	既築地	66.44 m ²									
別明細	新築地	218.463.22 m ²									
別明細	既築地	3.11月20.9 m ²									
別明細	新築地	35.85 m ²									
別明細	既築地	68.01 m ²									
別明細	新築地	12.15 m ²									
別明細	既築地	49.65 m ²									
運動年月日	増減原因	増 数 量	減 数 量	價格	增加 數 量	減 數 量	價格	量	現 額	在 庫	記 堂
4. 6. 27	売 払			円	21.884.849	27.952	11.687.100.485	円	1.02 - 0.35 = 0.67	既建地一取締 平成4年1月6日	(二)
4. 8. 27	売 扒			円	20.750.470	27.897	11.644.465.166	円	0.98 - 0.36 = 0.62	既建地一取締 平成4年1月6日	(三)
4. 8. 27	売 扒			円	21.801.938	27.840	11.692.463.228	円	1.02 - 0.35 = 0.67	既建地一取締 平成4年1月6日	(二)
4. 8. 27	端数切捨			円	27.839	11.622.663.228		円	0.95 - 0.44 = 0.51	既建地一取締 平成4年1月6日	(三)
4. 8. 27	売 扒			円	35.441.940	27.772	11.586.221.268	円	1.02 - 0.35 = 0.67	既建地一取締 平成4年1月6日	(二)

年 月 日	動 增 減 事 由	增 量		減 量		現 額		年 月 日	登 記 日	備 考	文 書 件 號 碼	記 號 番 号	平 賃 金	印 記
		數 量	價 格	數 量	價 格	數 量	價 格							
3. 1. 29	行政財產 より組替 雜種地	180.494	73,304.708.40			208.267	84,890,929,428			④端数 0.41 + 0.31 $= 0.72 \text{ m}^2$	1049号(三)	記號一號 平賃 5年 2月 1日	1020号(三)	平賃 5年 2月 1日
5. 2. 26	雜種地 へ種目変更			22	11,315,875	208.245	84,879,613,553			⑤端数 0.73 m^2	1049号(三)	記號一號 平賃 5年 2月 1日	1049号(三)	平賃 5年 2月 1日
5. 2. 26	端数切捨			1		208.244	84,879,613,553			端数 $1.02 - 0.73$ $= 0.99 \text{ m}^2$	1049号(三)	記號一號 平賃 5年 2月 1日	1049号(三)	平賃 5年 2月 1日
5. 2. 26	壳松 (雜種地)	68	33,868.015	208.176	84,845,785,538					端数 $0.99 - 0.01$ $= 0.98 \text{ m}^2$	1050号(三)	記號一號 平賃 5年 2月 1日	1050号(三)	平賃 5年 2月 1日
6. 2. 23	壳松 へ種目変更			12	74,910.940	208.164	84,839,374,598			端数 $0.98 - 0.15$ $= 0.83 \text{ m}^2$	1049号(三)	記號一號 平賃 5年 2月 1日	1049号(三)	平賃 5年 2月 1日
6. 2. 23	壳松	486	221,359.299	207.678	84,616,945,309					端数 $0.83 - 0.53$ $= 0.30 \text{ m}^2$	1049号(三)	記號一號 平賃 5年 2月 1日	1049号(三)	平賃 5年 2月 1日
7. 2. 22	壳松 端数切捨			191	50,900.000	207.487	84,566,065,309			端数 $0.30 - 0.19$ $= 0.11 \text{ m}^2$	1044号 記號一號 平賃 7年 3月 31日	記號一號 平賃 7年 3月 31日	1044号 記號一號 平賃 7年 3月 31日	平賃 7年 3月 31日
7. 2. 22	端数切捨	1				207.486	84,566,065,309			端数 $0.11 - 0.09$ $= 0.02 \text{ m}^2$	1044号 記號一號 平賃 7年 3月 31日	記號一號 平賃 7年 3月 31日	1044号 記號一號 平賃 7年 3月 31日	平賃 7年 3月 31日
7. 12. 20	廣管換			5.491	3,193,472,473	201.995	86,372,572,836			端数 $0.02 - 0.03$ $= 0.12$	1049号 記號一號 平賃 7年 3月 31日	記號一號 平賃 7年 3月 31日	1049号 記號一號 平賃 7年 3月 31日	平賃 7年 3月 31日
7. 12. 22	壳松 端数切捨			324	150,810.722	201.671	86,221,782,114			端数 $0.12 - 0.62$ $= -0.50$	1048号 記號一號 平賃 7年 3月 31日	記號一號 平賃 7年 3月 31日	1048号 記號一號 平賃 7年 3月 31日	平賃 7年 3月 31日
8. 3. 31	價値販定			1						端数 $-0.55 = 0.45$	1049号 記號一號 平賃 8年 4月 30日	記號一號 平賃 8年 4月 30日	1049号 記號一號 平賃 8年 4月 30日	平賃 8年 4月 30日
	(日本標準規格B4)					32,986,455,415	201,670	4,1,23,5,226,6,99						
														10301ベージ

大阪国際空港豊中市場外用地

年月日	品名	増減取引	数量	単位	額	数量	単位	額	現量	在庫	登記	備考	文書日付	記号番号	年月日	記号番号	年月日	記号番号	
10.3.27	壳 扎			円	2,245	469,582,051	194,650	46,608,735,744				端数0.3/-0.2	販賣1-取引 平成2年3月2日	1064番 11/6	11/6	販賣1-取引 平成2年3月2日	11/6	印	
11.3.19	壳 扎			円	6,178	1,213,968,252	192,792	20,310,778,516				端数0.3/-0.2	販賣1-取引 平成2年3月2日	1064番 11/6	11/6	販賣1-取引 平成2年3月2日	11/6	印	
11.3.19	端数切捨			円	1				192,871	20,310,778,516			端数0.3/-0.2	販賣1-取引 平成2年3月2日	1064番 11/6	11/6	販賣1-取引 平成2年3月2日	11/6	印
11.9.27	壳 扎			円	1,391	1,91,457,107	191,080	40,019,317,409				端数0.3/-0.2	販賣1-取引 平成2年3月2日	1064番 11/6	11/6	販賣1-取引 平成2年3月2日	11/6	印	
12.1.21	壳 扎			円	4,115	861,859,539	186,965	39,157,457,870				端数0.3/-0.2	販賣1-取引 平成2年3月2日	1064番 11/6	11/6	販賣1-取引 平成2年3月2日	11/6	印	
12.3.17 合計 12.3.22	壳 扎			円	181	38,075,697	186,784	39,119,382,173				端数0.3/-0.2	販賣1-取引 平成2年3月2日	1064番 11/6	11/6	販賣1-取引 平成2年3月2日	11/6	印	
12.3.17 合計 12.3.22	端数切捨			円	1				186,783	39,119,382,173			端数0.3/-0.2	販賣1-取引 平成2年3月2日	1064番 11/6	11/6	販賣1-取引 平成2年3月2日	11/6	印
12.3.22	壳 扎			円	967	202,672,455	185,816	38,916,709,718				端数0.3/-0.2	販賣1-取引 平成2年3月2日	1064番 11/6	11/6	販賣1-取引 平成2年3月2日	11/6	印	
12.3.22	端数切捨			円	1				185,815	38,916,709,718			端数0.3/-0.2	販賣1-取引 平成2年3月2日	1064番 11/6	11/6	販賣1-取引 平成2年3月2日	11/6	印
12.3.22	壳 扎			円	660	138,232,793	185,155	38,778,476,925				端数0.3/-0.2	販賣1-取引 平成2年3月2日	1064番 11/6	11/6	販賣1-取引 平成2年3月2日	11/6	印	
12.9.27	壳 扎	中華人民共和国 上海寶鋼有限公司 六、七、八、九、十 五、六、七、八、九、十		円	140	29,358,917	185,015	38,749,119,008	0			端数0.3/-0.2	販賣1-取引 平成2年3月2日	1064番 11/6	11/6	販賣1-取引 平成2年3月2日	11/6	印	
13.1.6	壳 扎			円	105,015	30,749,119,008	0												

(日本語訳出書類B)

大阪国際空港中市場外用地

口座名

所在 大阪及瀬戸内海中市場外用地

区分種目	土地	地番	数量	地番	数量	境		番号	名	番号	名	稱		
						沿	界							
宅地	4-310	163.70												
宅地	3-226-2	74.12												
宅地	新 232-2	232.00												
明細														
用途														
異動年月日	増減事由	増量	領	減量	領	數	額	年月日	目的	備	考	支書日付	履歴	
13. 1. 6	中央倉庫より 保管	185.015	38.749.118.008			円				端数0.56		平成12年1月26日 起番号番号	墨盒印	
13. 3. 28	亮 扱	6.008	261.158.854	184.007	38537.959.154					⑤借金 0.56-0.12 =0.16	販売取引帳 平成13年3月29日 10844番	414号 金	平成12年1月26日 起番号番号	墨盒印
13. 3. 28	亮 扱	2.653	555.649.670	181.354	37.982.309.154					⑥借 0.16-0.06 =0.10	販売取引帳 平成13年3月29日 10845番	414号 金	平成12年1月26日 起番号番号	墨盒印
13. 3. 29	亮 扱	94	193.651.26	181.260	37.962.444.358					⑦借 △0.85+1.10 =1.25	販売取引帳 平成13年3月29日 10846番	414号 金	平成12年1月26日 起番号番号	墨盒印
13. 3. 29	端数切捨	1										10300/ ページ		

年月日	運動	増減事由	増量		減量		額		現 在 額		登記		備考	文書日付	記載月日	印
			數量	価格	数量	価格	単位	単位	年月日	目的	年月日	目的				
13.3.31	領用改定						7,589.600/133	181.259	30,372.844.225				端数0.45	原簿一覧簿 平成13年3月14日	0.00/0.00	(合)
13.5.14	端数切替		b19	103.773.475	180.640	30,269.070.730						④端数 0.25-0.30=0.005	原簿一覧簿 平成13年5月1日	0.00/0.00	(合)	
13.5.14	端数切替		1		180.639	30,269.070.750						端数 0.05+1.00=0.95	原簿一覧簿 平成13年5月1日	0.00/0.00	(合)	
13.11.21	壳 托		1.029	172.446.923	179.610	30,096.638.827						④端数 0.65-0.26=0.39	原簿一覧簿 平成13年11月25日	0.12/0.12	(合)	
13.12.25	壳 托		392	16,229.346	179.218	30,030.889.482						端数 0.39-0.65=△0.26	原簿一覧簿 平成14年1月26日	0.06/0.06	(合)	
14.3.26	壳 托		1,441.3	236.077.877	173.805	26,293.981.605						端数 0.29+1.00=0.71	原簿一覧簿 平成14年3月26日	0.06/0.06	(合)	
14.3.26	端数切替		1		177.804	29,793.981.605						④端数 0.71-0.57=0.14	原簿一覧簿 平成14年3月26日	0.06/0.06	(合)	
15.2.14	壳 托		83	14,003.471	177.721	29,779.778.134						端数 0.14-0.13=0.01	原簿一覧簿 平成15年2月14日	0.06/0.06	(合)	
15.2.20	端数切替		25	14,315.143	177.636	29,765.662.991						端数 0.01+0.00=0.01	原簿一覧簿 平成15年2月20日	0.06/0.06	(合)	
15.2.23	端数切替		1		177.635	29,765.662.991						端数 0.01-0.01=0.00	原簿一覧簿 平成15年2月23日	0.06/0.06	(合)	
16.3.25	壳 托		15	2,575.456	177.620	29,763.087.505						④端数 0.57-0.57=0.00	原簿一覧簿 平成16年3月25日	0.06/0.06	(合)	
16.3.31	行政財産上り組替	237	43,604.394		177.857	29,806.691.899						④端数 0.57+0.82=1.16	原簿一覧簿 平成16年3月31日	0.07/0.07	(合)	

(日本語英語翻訳会社)

卷之三

名
座

所 在 大 阪 郡 藤 畠 中 豊 西 朝 々										番号		3-213		
区 分	土 地		地 番		地 番		地 番		地 番		測 境	測 境		
	地	地	番	番	番	番	番	番	番	番				
種 目	地	地	番	番	番	番	番	番	番	番	界	界		
用 途	⑥ 住 宅 土 地 104.14 1.684.9	104.14 1.684.9	④ 地主番 門自1-10 62-77	104.14 1.684.9	量	量								
明 别	③ 住 宅 土 地 218.41-1	218.41-1	④ 地主番 門自1-10 62-77	218.41-1	218.41-1	218.41-1	218.41-1	218.41-1	218.41-1	218.41-1	付	付		
細 類	⑦ 住 宅 土 地 218.41-1	218.41-1	③ 住 宅 土 地 2-20	218.41-1	218.41-1	③ 住 宅 土 地 2-20	218.41-1	218.41-1	218.41-1	218.41-1	屬 國 面	屬 國 面		
通 道	④ 地主番 他1等	④ 地主番 他1等	④ 地主番 他1等	④ 地主番 他1等	④ 地主番 他1等	④ 地主番 他1等	④ 地主番 他1等	④ 地主番 他1等	④ 地主番 他1等	用 益 物 惨 等	用 益 物 惨 等	用 益 物 惨 等		
其 他	計 10,735.8	計 10,735.8	計 10,735.8	計 10,735.8	計 10,735.8	計 10,735.8	計 10,735.8	計 10,735.8	計 10,735.8	計 10,735.8	計 10,735.8	計 10,735.8	計 10,735.8	
異 動 年 月 日	增 減 事 由	增 量	增 量	增 量	增 量	減 量	減 量	減 量	減 量	現 在 額	登 記	備 考	文書付 印	
16.3.31	端數合算	/								29,806,691.899	年月日	記号番号	年月日	
16.6.16	壳 扎					1,684	28,219,582.0	1,72,858	1,72,858	1,72,858	年月日	0.00-0.00=0.00	年月日	
16.9.29	壳 扎					416	69,932,491	175,758	29,524,496,071	29,524,496,071	29,524,496,071	0.00-0.00=0.00	0.00-0.00=0.00	0.00-0.00=0.00
16.9.29	端數切捨					1	-16,735.65	175,757	29,454,763,588	29,454,763,588	29,454,763,588	0.00-0.00=0.00	0.00-0.00=0.00	0.00-0.00=0.00
16.10.21	壳 扎					358	60,094,001	175,399	29,394,422,022	29,394,422,022	29,394,422,022	0.00-0.00=0.00	0.00-0.00=0.00	0.00-0.00=0.00

年月日	増減事由	増 数 量	量 値	額 格	減 數 量	量 値	額 格	現 在 領 額	年月日	記 録	登 記	備 考	文書付 記月日	文書付 記月日	印 印	
		引 番	引 番	引 番	引 番	引 番	引 番	引 番	引 番	引 番	引 番	引 番	引 番	引 番	引 番	
17.4.19	亮 手				1,100	194,45,173	174,249	29,210,293,414				⑪ 銀 0.41-0.56 =0.45	販空財一取引 平成17年4月12日	1002 1002	印	
17.4.19	端数切替				1		194,298	29,210,293,414				⑫ 銀 0.55-0.76 =0.09	販空財一取引 平成17年4月12日	1002 1002	印	
17.5.13	亮 手				91	15,399,991	174,207	29,194,895,643				⑬ 銀 0.09-0.95 =0.26	販空財一取引 平成17年7月21日	1005 1005	印	
17.10.4	端数切替				21,606	3,621,050,145	152,601	25,593,845,448				⑭ 銀 -0.36+1.00 =0.14	販空財一取引 平成17年10月25日	1015 1015	印	
17.10.4	端数切替				1		152,606	25,593,845,448				⑮ 銀 0.14+0.85 =0.99	販空財一取引 平成17年10月25日	1015 1015	印	
17.10.4	仕上庫面整理				13,262	4,137,435,269			170,862	29,711,280,917			⑯ 銀 2.99	販空財一取引 平成17年10月25日	1015 1015	印
18.3.31	価格改定						6,393,461,362	170,862	23,317,819,355			⑰ 銀 0.91-0.22 =0.69	販空財一取引 平成18年4月25日	1026 1026	印	
18.7.26	亮 手				17	2,350,028	170,845	23,315,469,327				⑱ 銀 0.91-0.21 =0.30	販空財一取引 平成18年7月24日	1026 1026	印	
18.9.29	亮 手				646	80,188,834	170,199	23,227,280,473				⑲ 銀 0.56-0.08 =0.48	販空財一取引 平成18年9月24日	1031 1031	印	
18.10.13	亮 手				90	12,273,295	170,109	23,244,987,118				⑳ 銀 0.46-0.19 =0.27	販空財一取引 平成18年10月14日	1031 1031	印	
18.10.26	亮 手				85	11,625,952	170,024	23,203,361,246				㉑ 銀 0.22-0.97 =0.66	販空財一取引 平成18年10月25日	1032 1032	印	
18.10.27	亮 手				154	21,148,889	169,876	23,182,312,351				㉒ 銀 0.12-0.97 =0.66	販空財一取引 平成18年10月25日	1032 1032	印	

大阪國際空港監査中場外構地

口座名

所在 大阪 航空港 中場外構地

登記番号 3-213									
区分	土地	地番	數量	地番	數量	量	境		
							沿	量	界
種目	敷地	番							
用	敷地	番							
明細	別	番							
途	明細	別							
異動年月日	増減事由	倍数	額	倍数	額	額	現量	右	登記
00.10.27	端数切替		円	円	円	円	円	右	記
00.12.19	亮 払							右	付
00.2.26	亮 払							右	印
00.2.26	端数切替							右	合
00.3.9	種目變更	94	9,654,427					右	印

票動年月日	増減事由	増 數量	減 數量	額	現 數量	在 庫	額	年月日	目的	備 考	文書日付	記 載 日 期	印 記 日 期
		四	四	円	四	四	円	四	四	記号番号	記号番号	記号番号	
19.3.9	端数合算	/			160.683	23,018.430.511				増 減 $\begin{array}{l} 1.25-1 \\ =0.25 \end{array}$	記号番号	記号番号	
19.3.9	壳 扎				115	15,752.831	160.568	23,002.872.630		増 減 $\begin{array}{l} 0.25-0.43 \\ =0.18 \end{array}$	記号番号	記号番号	
19.3.9	端数切捨				/					増 減 $\begin{array}{l} 0.13+1 \\ =0.82 \end{array}$	記号番号	記号番号	
19.3.12	壳 扎				78	10.714.329	160.489	22,991.863.353		増 減 $\begin{array}{l} 0.82-0.51 \\ =0.31 \end{array}$	記号番号	記号番号	
19.3.12	壳 扎				140	19,171.426	160.349	22,972.971.921		増 減 $\begin{array}{l} 0.31-0.46 \\ =0.19 \end{array}$	記号番号	記号番号	
19.3.12	端数切捨				/					増 減 $\begin{array}{l} 0.17+1 \\ =0.83 \end{array}$	記号番号	記号番号	
19.3.13	壳 扎				96	10.422.279	160.292	22,962.367.666		増 減 $\begin{array}{l} 0.83-0.37 \\ =0.46 \end{array}$	記号番号	記号番号	
19.3.19	壳 扎				1435	59,450.800	167.937	22,902.918.816		増 減 $\begin{array}{l} 0.46-0.63 \\ =0.17 \end{array}$	記号番号	記号番号	
19.3.19	端数切捨				/					増 減 $\begin{array}{l} 0.17+1 \\ =0.83 \end{array}$	記号番号	記号番号	
19.3.28	壳 扎				163	2.2.292.084	169.693	22,880.636.304		増 減 $\begin{array}{l} 0.23-0.20 \\ =0.03 \end{array}$	記号番号	記号番号	
19.3.28	壳 扎				397	54.318.037	137.276	22,826.332.767		増 減 $\begin{array}{l} 0.63-0.59 \\ =0.04 \end{array}$	記号番号	記号番号	
19.3.28	端数切捨				/					増 減 $\begin{array}{l} 0.76+1=0.76 \\ =0.76 \end{array}$	記号番号	記号番号	

(日次帳別表B4)

地用外場市豐港空際園阪大阪

產財通普

所 在 大 阪 市 稲 堺 畿 中 間 部 外 ① ② ③ ④ ⑤										番 号 3-213		
区 分	土 地		地 番		地 番		數 量		面 積			
	宅	地	番	地	番	地	番	數	量	面	積	
種 目	① ② ③ ④ ⑤	地	3.37	m ²	計 10.11	m ²	計 10.11	m ²	計 10.11	m ²	計 10.11	m ²
用 途	他 13 件	地	79.64	m ²	計 10.12	m ²	計 10.12	m ²	計 10.12	m ²	計 10.12	m ²
用途	① ② ③ ④ ⑤	地	37-15	m ²	37-15	m ²	37-15	m ²	37-15	m ²	37-15	m ²
別	⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳	地	304.94	m ²	304.94	m ²	304.94	m ²	304.94	m ²	304.94	m ²
明 細	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳	地	98.83	m ²	115.5	m ²	55.20	m ²	55.20	m ²	55.20	m ²
用途	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳	地	115.5	m ²	55.20	m ²	55.20	m ²	55.20	m ²	55.20	m ²
增 減	由 事 増 減	動 年 月 日	增 減 事 由	增 量	價 格	數 量	價 格	減 量	價 格	領 內	登 記	
19. 4. 1	空地	19. 4. 1	空地	167.275	22.826.332.267	0	0	0	0	円	年 月 日	
19. 4. 1	空地	19. 4. 1	空地	167.275	22.826.332.267	0	0	0	0	円	年 月 日	
19. 4. 24	充 扩	19. 4. 24	充 扩	504	68.794.636	166.771	2.2.752.538.131	1.496	2.2.798.737	1.65.285	19. 4. 24	
19. 4. 24	充 扩	19. 4. 24	充 扩	1.496	2.2.798.737	1.65.285	2.2.554.639.394	1.65.284	2.2.554.639.394	19. 4. 24	19. 4. 24	

年月日	異動事由	増量		減量		額		現量		在庫		登記		備考		番号	品名	
		数量	単位	数量	単位	原	現	数量	単位	原	現	年月日	目的	年月日	登記日付	記載印		
19.5.24	亮 扱			548	kg	94.921.137		164.736	kg	22.479.718.257				備 號△0.62 0.7 = △0.37	原型別一取替 平成20年5月28日	年月日合 照月合	印	
19.5.24	端數切捨			/				164.735	kg	22.479.718.257				備 號△0.34 / = 0.63	原型別一取替 平成20年5月28日	年月日合 照月合	印	
19.7.9	亮 切			10		1.379.604		164.725		22.478.338.653				備 號△0.63-0.11 = 0.52 m ²	原型別一取替 平成20年7月9日	年月日合 照月合	印	
19.9.20	亮 扱			795	kg	108.684.445		163.929	kg	22.369.654.450				備 號△0.55-2.46 = 0.06	原型別一取替 平成20年9月21日	年月日合 照月合	印	
19.10.15	亮 扱			304	kg	44.611.926		163.625	kg	22.328.044.282				備 號△0.06-0.94 = △2.86	原型別一取替 平成20年10月15日	年月日合 照月合	印	
19.10.15	端數切捨			/				163.624	kg	22.328.042.282				備 號△0.89-4.1 = 0.12	原型別一取替 平成20年10月15日	年月日合 照月合	印	
19.12.16	亮 扱			98	kg	13.486.332		163.526	kg	22.314.555.950				備 號△0.1-0.33 = △0.27	原型別一取替 平成20年12月16日	年月日合 照月合	印	
19.12.16	端數切捨			/				163.525	kg	22.314.555.950				備 號△0.2-0.5 = 0.29	原型別一取替 平成20年12月16日	年月日合 照月合	印	
19.12.25	亮 扱			1156	kg	152.8.9.250		162.369	kg	22.165.738.700				備 號△0.2-0.5 = 0.26	原型別一取替 平成20年12月25日	年月日合 照月合	印	
19.12.25	端數切捨			/				162.368	kg	22.165.738.700				備 號△0.2-0.5 = 0.26	原型別一取替 平成20年12月25日	年月日合 照月合	印	
20.2.29	亮 扱			55	kg	1.614.433		162.313	kg	22.149.124.467				備 號△0.07-1.0 = 0.92	原型別一取替 平成20年3月17日	年月日合 照月合	印	
20.2.29	端數切捨			/				162.312	kg	22.149.124.467				備 號△0.07-1.0 = 0.92	原型別一取替 平成20年3月17日	年月日合 照月合	印	

大坂用場外市場

名鑑

外
卷之四十一

產財通普

卷之三

四〇二

年月日	増減事由	増量		減量		減額		現量		在庫		登記		
		數量	量	數量	量	價格	價格	金	金	年月日	目的	備考	文書付	年月日
20.3.14	壳 扎			113	5,447.20	161,663						⑦	端数△0.13-0.10 = 0.03	販賣期一取引 平成20年3月12日
20.3.14	端数切捨			1				161,662	22,060,448.843			⑧	端数△0.027.00 = 0.03	販賣期一取引 平成20年3月12日
20.3.7	実測	11	1,595.210	152	20,799.140			161,521	22,041,214,913			⑨	端数△0.68-0.42 = 0.26	販賣期一取引 平成20年3月13日
20.3.7	端数合算	1				161,522	22,041,214,913					⑩	端数△0.20-0.20 = 0.00	販賣期一取引 平成20年3月13日
20.4.1	端数切捨			161,522	22,041,214,913	0						⑪	端数△0.20	販賣期一取引 平成20年3月31日
20.4.1	壳 扎					161,522	22,041,214,913					⑫	端数△0.20-0.19 = 0.01	販賣期一取引 平成20年4月1日
20.4.4	壳 扎			21	2,969.376	161,501						⑬	端数△0.284.00 = 0.28	販賣期一取引 平成20年4月2日
20.4.4	端数切捨			1				161,500	22,038,215.637			⑭	端数△0.22-0.19 = 0.03	販賣期一取引 平成20年4月2日
20.4.22	壳 扎			355	44.5-24.444	161,165						⑮	端数△0.54-0.00 = 0.54	販賣期一取引 平成20年4月2日
20.4.22	端数切捨			1		161,164	21,992,391.123					⑯	端数△0.47-0.56 = 2.0.15	販賣期一取引 平成20年4月2日
20.5.8	壳 扎			194	26,549.531	160,970						⑰	端数△0.04-0.00 = 0.05	販賣期一取引 平成20年5月2日
20.5.3	端数切捨			1				160,969	21,965,841.592			⑱		

大阪國際空港港市場外用地

名座四

區 分	土 種	地 帶	用 途
Ⅰ	黑 紫 色 土	山 地	
Ⅱ	黃 色 土	山 地	
Ⅲ	黃 色 土	山 地	
Ⅳ	黃 色 土	山 地	

大英圖書館藏書目錄

本草綱目卷之三

口座名 太田町営空港・小泊島外用地
所在地 大阪府豊中市 諸西町外

区分 土地 種目 宅地

登録年月日	登録者由	登 録		登 録		登 録		登 録		登 録		登 録		登 録	
		登	登	登	登	登	登	登	登	登	登	登	登	登	登
平成22.01.04	端設合算	平方メートル	0.36	円	万メートル	0	円	万メートル	0	円	万メートル	52,025.32	7,093,883,300	円	万メートル
平成22.01.04	端設合算	0.02	0					52,025.34	7,093,883,300						50104119号
平成22.01.04	端設合算	0.63	0					52,026.67	7,093,883,300						50104122号
平成22.01.04	端設合算	0.66	0					52,027.35	7,093,883,300						50104131号
平成22.01.04	端設合算	0.99	0					52,028.34	7,093,883,300						50104134号
平成22.01.04	端設合算	0.61	0					52,028.95	7,093,883,300						50104137号
平成22.01.04	端設合算	0.23	0					52,029.19	7,093,883,300						50104140号
平成22.01.04	端設合算	0.63	0					52,029.32	7,093,883,300						50104143号
平成22.01.04	端設合算	0.56	0					52,030.40	7,093,883,300						50104146号
平成22.01.04	端設合算	0.25	0					52,030.65	7,093,883,300						50104150号
平成22.01.04	端設合算	0.70	0					52,031.35	7,093,883,300						50104155号
平成22.01.04	端設合算	0.65	0					52,032.00	7,093,883,300						50104158号

区分 土地	種目 宅地	現 在 領										登記年月日 印	文書日付 印	記号番号	登記年月日 印	
		借	貸	數 量	價 格	取 納	領 額	現 在 領	年 月 日	目 的	備 考					
平成 22.01.04	賃貸台車			平方メートル	円	平方メートル	円	平方メートル	年 月 日	目 的						
平成 22.01.04	搬致合算	0.74	0					52.032.74	7,098,358,800					平成 22.01.04	平成 22.01.04	
平成 22.01.04	鋼製合算	0.46	0					52.033.20	7,098,388,800					平成 22.01.04	平成 22.01.04	
平成 22.01.04	搬致切替	2.46	0					52.035.66	7,098,588,800					平成 22.06.05	平成 22.06.05	
平成 22.01.04	充填					13.06	0	52.022.00	7,098,838,800					平成 22.06.05	平成 22.06.05	
平成 22.03.19	充填					9.492.42	1,295,329,463	42,529,53	5,803,559,337					平成 22.06.05	平成 22.06.05	
平成 22.03.30	充填					243.15	33,862,390	42,281,43	5,769,696,947					平成 22.06.05	平成 22.06.05	
平成 22.05.18	充填					31.62	4,314,314	42,249,31	5,765,382,103					平成 22.06.05	平成 22.06.05	
平成 22.05.18	充填					31.68	4,323,032	42,218,13	5,761,059,071					平成 22.06.05	平成 22.06.05	
平成 22.07.16	充填	0.37	50,484					42,216,50	5,761,109,560					平成 23.03.31	平成 23.03.31	
平成 23.03.31	価格記入							42,216,50	5,685,735,376					平成 23.03.31	平成 23.03.31	
平成 23.06.17	充填							42,216,50	5,687,325,316					平成 23.03.31	平成 23.03.31	
平成 23.12.26	信託取扱					62.89	2,410,063	42,155,61						平成 24.03.12	平成 24.03.12	
									89,943,81	9,024,415,316					平成 24.03.12	平成 24.03.12
																ページ

大阪府警監査課中市署外用地

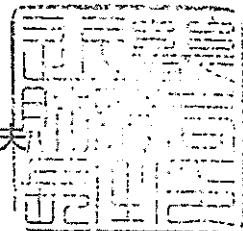
國分十指

新編 宋史稿

E W 第 2 0 号
平成 27 年 5 月 1 日

学校法人森友学園
理事長 篠原 康博 殿

近畿財務局長 富永 哲夫



国有財産の貸付契約等について

平成 27 年 4 月 28 日付で貸付申請のありました下記国有財産につきましては、下記日時に同封の①国有財産有償貸付合意書②国有財産売買予約契約書③確認書を取り交わしますので、①～③各 2 部ずつに記名押印のうえ、各 2 部共ご持参下さい。また、①、②のうちそれぞれ 1 部については、収入印紙 200 円を貼付し、割印願います。

なお、①の締結時に必要な契約保証金は、大阪航空局の指示に従い事前に納めていただき、契約時には保管金提出書をあわせてご持参願います。

記

所 在 地	区 分	数 量 (m ²)
豊中市野田町 1501 番	土 地	8,770.43

契約の日時：平成 27 年 5 月 7 日

E W 第 20 号
平成27年4月30日

大阪航空局長 殿

近畿財務局長 富永 哲夫

自動車安全特別会計（空港整備勘定）所属普通財産の貸付契約に伴う
契約保証金受入れについて

平成25年4月30日付阪空補第590号をもって貴局より処分依頼がありました下記財産に係る標記のことにつきまして、平成27年4月28日に処分等相手方である学校法人森友学園と見積り合わせを行い、国有財産有償貸付合意書第7条に基づく契約保証金の金額が確定しましたので通知します。

つきましては、下記日時に貴局にて処分等相手方より契約保証金を受け入れていただく必要がありますので、手続きの程よろしくお願ひいたします。

記

1. 貸付物件

- (1) 所 在 地 豊中市野田町1501番
- (2) 口 座 名 自動車安全特別会計（空港整備勘定）
- (3) 区 分・数 量 土 地・8, 770. 43m²

2. 契約保証金受入れについて

- (1) 金額 金27, 300, 000円
- (2) 日時 平成27年5月7日 午前11時00分

以 上